Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

inches 1 2 3 4 5 6 7 8

cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

574

574-7

12005015193 11

エト6ね-56

南部叢書

第三冊

574-7

南部叢書 第三册目次

阿曾沼興廢記——（一—一二）
祐清私記——（一一三—四六〇）
平泉雜記——（四六一—六五二）

阿曾沼興廢記

解題

『阿曾沼興廢記』は遠野の家士宇夫方廣隆が、遠野舊領主阿曾沼氏興廢の顚末を稗史體に記述したものである。卽ち筆を文治年間に起し、寛永年間八戸彌六郎の遠野轉渉に至るまでを敍して居るが、就中慶長年間阿曾沼家に起つた家難を最も忠實精緻に描寫して其眞相を傳へんとし、而も當時の俗文・俚謠の類を其儘引用して居る處から、現に宇夫方家に傳承せられる關係文書と倶に阿曾沼研究の史料としては尠なからざる稗益を後世に殘すものであつた。

本書の主として傳へんとしたことは、家臣鱒澤・上野・平・清水の三人が、主家阿曾沼氏の恩惠に浴しながら、密に謀つて禍殃を釀し主を領外に放逐して一時の榮耀を極めたが、遂に三人とも自滅に終つたる騷動の始末であつて、委曲の敍述が素と稗史體に倣つたものではあるが、事實の正確を保すべき點に於て其の價値を認むべきものであらう。

然しながら本書の阿曾沼氏就封以前の沿革を敍した處は往々杜撰に失して居る。

例せば阿曾沼の地を陸奥の一郡と爲した如き、明かに下野國安蘇郡に屬する阿曾沼の誤りであつて、又小山文書觀應元年（正平五年）八月二十日附秀親譲狀を見るに、其の子に陸奥國遠野保地頭職を譲與する事が載つてあり、阿曾沼氏の外に遠野には小山氏といふ地頭の存在をも認められるもので、一地二主の史的疑問も起るのである。阿曾沼氏は南朝に屬し、小山氏は東國に於ける北朝方の一勢力であつた、本譲狀には別に下野阿曾沼郷、卽ち阿曾沼宗家の封領をも知行する由が見えるから恐らく同宗の間に於ける封領の占奪を示すものでは無いかと思はれるが、此の間の機微は些かも傳へて居らぬのである。のみならず本書編者の裔孫宇夫方文吾の撰に係る「阿曾沼家乘」と本書とを比較する時は、阿曾沼氏の世代にも少しく出入を異にして居り、建武年間阿曾沼氏の家宰として權を擅にし、遂に陸奥國司の糺明を受けた面懸左衞門督を以て白懸とする誤謬を其儘に套襲した如き、往々免れなかつた欽點と言ふべきものであらう。

永享八年・寶德二年・弘治三年・天正四年の四度に亘つて阿曾沼氏に關する大小の騷動があつた。而も本書には弘治年度のものを除いては何れも明記して居らぬのである。卽ち阿曾沼氏が中奥に轉渉の濫觴、九戸政實一揆に於ける阿曾沼氏の消息、直江山城討伐の關係等、明徵を示さぬ事と俱に甚だ殘念な次第と言はねばならぬ。尙又文治五年阿曾沼廣綱の賜はつたといふ遠野十二郷の地に關しても更に一段と其の史的變遷を考究すべきものであらう。

天正四年織田信長治を近江の安土山に奠め足利氏に代つて天下に號令せんとするや、阿曾沼廣郷當時に於ける東西獻贈の機微を洞察して遠野領内に產する白鷹を信長に贈り、其の歡心を購うた。天正七年七月の事である。これより阿曾沼氏は權を恃んで稍々自大に失する傾向を生じ、豊臣秀吉が身を匹夫から起したことを侮つて禮聘を通ぜず、遂に南部家の附庸とは成つた。阿曾沼氏は憤慨せざるを得ぬ。事毎に南部氏に對して反噬の態度を持ち、三家臣の密謀と內訌とが誘因と成つて結局其の家の滅亡を見るに至つたのである。一門興廢の跡を索ねては洵に惆悵の感なきを得ぬ。

本書の編者宇夫方廣隆の祖廣房は阿曾沼氏と連枝の關係であつた。建保年間阿曾沼氏の遠野を知行するや、廣房の子廣忠之に從つて綾織村を食んだ。弘治三年宇

夫方廣本の時葛西氏に攻められ、父子三人戰死し、季子の廣久後に西風館大學襁褓の裡に在つたが、母に抱かれ達曾部兵庫の家に匿れ長じた。後阿曾沼氏の後援を得て家を興さんことを謀つたが、會々主家の傾覆を見て慨然として義を唱へ、最後の主阿曾沼廣長氣仙から兵を擧げて遠野の恢復を企てた時直ちに馳せて軍に投じた。この戰ひに疵を受けて和賀郡安俵に退いた。後、遠野が南部氏の屬となつてから再び綾織村に居り、子廣道出でゝ南部氏に仕へた。卽ち阿曾沼氏の同族中子孫の存續したものは實にこの宇夫方氏を以て唯一とするものであつて、此の裔孫の手に興廢記の出でた事は理の當然とも申すべきであらう。

本書は傳寫本極めて多く、故伊能嘉矩氏談に據れば役の泰堂の寫本最も正しいと云ふことで、卽ち本書の挿記に一本云々とあるは伊能氏の註記である。又本書最後にある「二王と十二ヶ村との問答」は役の泰堂の附記したものであつて、佛神應酬談の得て喜ばれたる當時の民俗を髣髴すべき一談柄に過ぎぬ。

阿曾沼興廢記

上卷目次

阿曾沼氏領遠野濫觴之事
遠野え從自他領入荷役錢取立濫觴之事
阿曾沼又次郎親綱於信州蛟退治之事
遠野孫次郎廣鄕居城轉移之事
同代織田信長公え音信之事
同代爲南部家之附庸事
鱒澤左馬助與孫三郎廣長不和之事
遠野孫三郎廣長最上出陣之事
鱒澤左馬助逆心之事

下卷目次

上野丹波連行廣長之妻子を綾織村え事
廣長之奥方世田米え落行事
廣長從歸國の路次世田米え落行事
附馬牛村火渡落城之事
大槌孫八郎居館出奔之事
氣仙軍勢遠野境え攻來る事
從利直公義え御訴之事
鱒澤・上野・平清水え恩賞評定之事
鱒澤・上野・平清水三戸え參禮之事
利直遠野え入部之事
利直大坂御出陣の時從遠野出馬の騎士姓名之事

鱒澤忠右衛門妻嫉妬之事
忠右衛門後妻從三戸入輿之事
忠右衛門在所出奔之事
忠右衛門子千代松殺害之事
平清水平右衛門切腹並北十左衛門が事
上野右近病死之事
遠野靜謐之事

（華嚴院法印泰堂補遺）

阿曾沼興廢記 上之卷

阿曾沼氏領遠野濫觴之事

往古奥州閉伊郡遠野横田の城主は、俵藤太藤原秀郷の後胤奥州阿曾沼郡の領主阿曾沼四郎廣綱（後稱二民部尉一氏を淺沼と云）文治五年源頼朝卿奥州伊達泰衡御退治の時、廣綱軍役之供奉を勤於二戰場一武功を勵し、其御褒美の御加恩に、閉伊郡の内遠野十二郷を賜り、入部して横田村護魔堂山を守城に築、横田城と稱。里人の傳説に遠野十二郷の内、下六郷は達曾部・田瀬・鱒澤・小友・綾織・宮森を云、上六郷は村の名しれず。大槌・釜石も遠野領内のよしす知行高不知。護魔堂山の麓に田あり、四方え廻見るに皆横に見ゆるなり、故に此所を横田村と稱すといへり。二男又次郎廣親（ひろちか）を城代として守らしめ、後年に至て本領阿曾沼郡を嫡子又太郎廣朝え讓り、遠野を廣親え讓る、是より以來廣親の子孫代々遠野を領し、鎌倉將軍家より豐臣家の御代迄も直參覲の家也。

遠野町え從二自他領一入荷役錢取立濫觴之事

廣親より何代の子孫に候や、阿曾沼下野權正朝綱、内裏大番役に登り、留守中嫡子朝兼幼年に依て、家老白懸左衞門尉我が隨意の惡政を執行、町人百姓甚困窮に及ぶ頃、奥州の國司北畠源中納言顯家卿、宮城郡え下向あり。御名代の巡檢使四人、奥州の四方へ別れて巡り玉ふ。其中に遠野筋へは南部又次郎師行（ゆき、八戸家四代）到着、横田の城に寓居して當地の政務を下知し玉ふ。此時朝兼訴狀を師行へ差出す。其趣は、父朝綱留守中家老白懸左衞門と申者、幼年の拙者を侮り輕しめ蔑如の擧動數多有之、且亦領内の町人百姓へ理不盡の課役を申懸、金錢米穀を貪り取、己が私慾の利潤に仕候故、民以の外致困窮候に付、前々他領・他郷より出入の諸商人近年出入不仕、城下の町荒及迷惑申、故度々愁訴仕候得共、左衞門不承引、彌々暴政を專に執行候間、急度刑罰仕度候得共、左衞門え與力の役人多候故、幼年の私仕置の力に及ず、無是非延引、父が歸國を待て罷在候時節（一本當地）へ御來駕幸と存及愁訴候。御威光を以、惡人共御仕置奉賴候由、被申上候得ば、右之趣以飛札國司え被遂披露候處、御下知の紙面左の如し。

阿曾沼下野權守朝綱代朝兼申遠野保事申狀子細見狀所詮不日追却白懸左衞門尉以下之輩可沙汰付朝兼使節遲引者可有其咎也依國宣執達如件

建武元年八月三日　　大藏權正少輔清高　奉

南部又次郎殿

右之通申來候に付、左衞門並與力の役人早速追却して四民安堵の政道を兼日、左衞門と不和の同役齋藤右兵衞へ下知し玉ふ。此時町人共より願上候品五ヶ條、

一、當所は小場に候得共、商人の通用宜き所故、市日には七七十里の商人（七七十里と云は花巻・郡山・大槌・釜石十八里・高田・岩谷堂右七ヶ所横田より道法七十里あり）集り申に付、從者紛入刄傷之喧嘩度々有之、横死の者も時々出來、其騒動に賣買を妨、迷惑仕候間、市日警固の御侍被差出被下度奉願候。

一、當所之仕置惡敷に付、町屋の修覆成兼候程困窮仕、散々致零落、商人宿も不罷成躰故、彌々商人往來薄迷惑仕候間、向後毎月市日に當町え入來自郷・他郷の商荷物附候馬數より役錢取立、居宅破損之致修理、商人宿仕候はゞ、渡世心易可仕候、願之通

被成下度奉存候。

一、前々より町内に湯屋有來候處、他所商人の往來稀に成湯室も零落仕候、此以後諸方の商人如前々、參候樣、被成下候はゞ修覆爲仕度候、其入方は七月盆前の市日、極月毎市商荷物附參候馬數より役錢を取立湯屋相續爲仕度奉存候。

一、商人は就中神明を尊敬仕候故、商帳の裏書等にも御名を書付申候、神明之宮致勸請商賣之利益を祈願仕度奉存候。

一、市日之節喧嘩にて疵負命危く見得候者、藥師え祈り平癒數人御座候間、藥師堂致建立病災無之樣祈願仕度奉存候。

右の願國司え被相伺候得ば市日警固町屋修覆湯屋修理入方料何も願之通可被申付候、兩社建立の普請は困難の時節早速は可成兼候間、極月六度の市へ來候商荷より十分一の役錢取立、上旬二市の役錢は神明、下旬二市の役錢は藥師堂造營料中旬二市は役錢を免し、毎年の取立錢、領主之役人預居兩社造立入方相應の時建立仕、以後も先々修覆料に毎年の取立錢領主へ預り置候樣に可申付旨申來る。右之趣朝兼並齋藤右兵衛へ被仰含、七七十里の諸商人共へも遠野町にて荷役錢無違背急度相出可申旨廻

文を以被仰渡、是より以來荷役錢取立永く遠野町の例と成、南部の御領と成りても斷絶なし。

阿曾沼又次郎親綱於信州蛟退治之事

朝綱より何代の子孫に候哉、又次郎親綱軍務ありて信濃國え出陣して同勢の諸將と諏訪明神の社近所に在陣す。其間二夜、親綱の夢に齡八旬餘と見ゆる白髭の老翁鳩の杖把來て曰く「我は明神の神使也、頃日毎夜當社へ惡蛟通ひ仇をなす。今度當所在陣の武士數多の中に汝に勝る弓勢の精兵なし。往昔汝が先祖俵藤太秀郷、龍神に賴まれ、蛟を退治したる舊例に準、汝え神敵退治を賴玉ふぞ」と蛟の來る方角、刻限を具に語り、光を放て飛行と見し夢は覺にけり。親綱社の方へ向ひ御肯の拜禮をして、翌夜翁の告玉ふ刻限に蛟の通ふ場所へ行、箭の根に唾を塗て弓に番い「今や〳〵」と待居たり。夜も深更に及で向より數千の恠火の光湖水を照し段々間近く來るを見れば色黑大なる首を振り揚げふりあげ匍匐して進み寄。親綱を怒眼眼の光凄敷、巨口を開て呑入れんとする口へ滿發て射發す。矢さき蛟の項頸を射貫くや否や火の光忽消

て大地震動して呻聲山野にひゞき聞へしが横雲のたな引頃鎭げる。親綱立寄形を見れば十尋餘の古蛟未死せず蠢き居たり。太刀を拔首を切段々總體を寸々に切放、一ッ處に集め薪を積て燒ければ夥敷膏湧出火勢彌々熾に成骨も不殘燒碎て灰となる。其夜又親綱夢中に先夜の老翁來りて「善哉々々汝神敵を退治して上下の神悅不斜此褒賞に太刀一腰を賜也。明朝下ノ社え參詣して拜受すべし。此神劍汝が家に有ん限は武運を守玉ふ證也」と告、夢は覺にけり。親綱奇異の思をなし翌朝社へ詣、社壇を見れども何もなし。「さては虛夢にてや有ん、立歸ん」と思ふ所へ社人出迎「足下の住所御家名は如何」と問。「奥州阿曾沼又次郎親綱」と答。社人の曰「私昨夜の夢に『明朝奥州の住人阿曾沼氏の武士參詣すべし。此太刀を與へよ』と渡玉ふを内陣へ納置と見て夢覺、今朝未明に詣て内陣を見れば日頃見馴ぬ此神刀あり。故に足下の來り玉ふを待こと久し。是に拜受し玉へ」と渡ける。親綱是を受取、内陣へ向頂戴して陣所へ持參す。斯て當地の軍務終り、諸將何も本國え歸陣の時親綱「諏訪上下の神靈を本國へ勸請して永く我が鎭守に敬ひ奉ん」と思ひ、其趣意を社人に語り、神靈勸請の御證宮を乞受、本國え歸り居城の西方に社地を選み新に宮を造營して神靈を遷宮し社頭

を寄附し、毎年春秋の祭禮無怠。親綱も正月元朝參詣始、毎月參詣して神威を敬ひ、武運の冥加を祈事、子孫代々怠慢なき故にや、當家に凶事可出來以前に社地の向流るゝ猿ヶ石川の水色替て其前表を告玉ふと也。扨又當家の幕の紋は元祖より代々木瓜を用ひ來り候得共、親綱蛟を切たる時胴の切口洲濱の紋に似て正中は菱也。「神勅を蒙り蛟を退治したる我が弓勢の證據を永く後世の諸人の眼に晒さん」と紋の文字を「諏訪魔」と書改是を表紋に用ひ、木瓜を裏紋として子孫に傳ふ。當家の一門も此紋を用。凡武家の元祖は多分源・平・藤・橘の四姓より派るゝと雖も、派たる人の在所を其家の氏に用る事日本古代の風俗なり。其例に習て當家も元祖より累代遠野に在住久敷故自他の諸人擧て「遠野殿」と稱す。他所より出狀の宛所は「阿曾沼」とは不書、皆遠野何某殿」と書來るを以「此方よりも「遠野某」と書送り阿曾沼の氏は自然と廢絶す。

遠野孫次郎廣郷居城轉移之事

親綱より何代の子孫に候や、遠野孫次郎廣郷の代、猿ヶ石川度々洪水ありて川向ひに居住する諸士の往來遲滯して急用の差支ある故、居城の南方鍋倉山を新城に取立て

移らんとて地形普請す。初の朝諏訪明神の前に丁猿ヶ石川の水色泥を和一本たるとき如く黑く變り其流の上下は常の水の如し。前々より當家に凶事可有以前此川の水色變る と言傳ふる古說を老臣無心元在新城之御普請被相止可然由再三諫言仕候得共廣鄕不承引新城之普請成就して引移鍋倉の城とは不稱舊城の名を用ひ横田城と稱す。

引移の年號不知。子息廣長の代當城を永く立退不運の凶事を神明一本明神猿ヶ石川の水色にて告玉ふ示現を不恐老臣等の諫言を不用我意に募り新城え移られしは當家滅却の前表ならん と後日諸人かたりしと也。

同代織田信長公え音信之事

天正年中迄日本の兵亂盛んなる時代關より東の諸將の中に武勇智謀兼備たる名將は武田信玄上杉謙信北條の氏康織田信長。此四大將の中に信長は美濃尾張より上方筋中國邊まで十七八ヶ國を切隨ひ都に旗を立官位高く從二位右大臣に昇進して向末天下の大將軍とも成玉はんと武威を四方遠國迄鳴し近國の大小名は自身に參禮し遠國の諸將は使者を以音信を通ず。依之廣鄕も其志願ありけれども遠國の居住故直參禮は不叶使者も諸國の騷亂にて路次の旅行おぼつかなく尙更人の目に付使者は旅行の妨あるべし迚領内土淵村石田の宗順坊と云山伏度々諸國の嶽々え參詣して本街道は不及中人の往來稀なる徑をも能知りたるを大峯入峯の山伏姿に裝束し笈の内に進物の鷹を入家中より勇氣秀て心怜利侍を選み弟子山伏の姿にして使札を衣服の襟へ縫入爲登玉ふ。處に兩人無恙信長の居城美濃の岐阜へ參着して使札へ鷹を添て差出す。此時信長より謝禮の返簡を被送。其寫遠野に流布して段々今の世迄間殘れり。

未申通候處音問令祝着候抑白鷹雖數多爲到來雪白之鷹未見及希有之義相叶本懷自愛無他候恐々謹言

七月七日 一本卯七月

信長

遠野孫次郎殿

信長記に「天正七年七月十日一本十七日奥州遠野孫次郎白鷹一足一本一具進之」と書たるは此時の事なるべし。此鷹里人の古說に小友村出生其在所を鷹巢と云巢より烏屋え移

し置たる所を鷹烏屋と稱す。一本、此文の末に「二ヶ所今以小友村に有」

同代爲二南部家の附庸一事

天正十年六月信長公薨御以後、上方筋の大小名羽柴秀吉公武勇強き威勢に壓塾がれ、歸服參禮して本領安堵の御朱印を頂戴す。遠國の大小名は秀吉公の素性賤しきを輕しめ、永き天下の武將に不可成と侮り、歸服の音信を絶し、一向近國の領主と互に都邑を爭ふ合戰の爭亂に依て、廣郷も音通不通のみならず、小田原攻の御陣營えも不參陣、彼是失禮の御憤り強く本領を沒收せられべく被及御沙汰候時、其頃は秀吉公の御寵臣蒲生飛彈守氏郷は阿曾沼の先祖と同流の家派にて兩家の子孫代々音問の通路不絶親しみある間柄故色々申譯本領安堵の御朱印玉はり候得共、以來は失禮の科代に向後南部大膳太夫信直附庸に被仰付候間、信直より軍役の指圖を得可相勤旨被仰渡。廣郷は先祖より累代遠野十二郷を領し小身なれども一城主の直參にして一旗の家なるを、今度南部の旗下と成たるを口惜く思ひ信直えの會釋疎略の失禮のみならず、廣郷卒去の時子息孫三郎廣長より訴の使者は遣し候得共、家督以後一向音信不

通の失禮を信直甚だ立腹して「時節を伺此鬱憤を散ぜん」と其計策を思案して待給ふ。

鱒澤左馬ノ助與二孫三郎廣長一不和之事

廣長の一門鱒澤左馬ノ助廣勝、祖父長門守は廣長の曾祖父の二男、舍兄より分知鱒澤村・小友村半分を得て鱒澤村上町舘に住居す。遠祖阿曾沼四郎廣綱は氏を淺沼とも稱す。故に長門守は淺沼を氏とす。然れども其頃の世俗「淺沼殿」とは不稱「鱒澤殿」と稱しけり。幕の紋も木瓜を用ゆ。長門守別家の時より本家より附人何某鱒澤え來り芦崎を知行して此所に屋敷あり。依て芦崎を氏とす。其子內匠長門守代より子息修理亮代迄多年忠義の勤功あるを感賞して此所分知之外淺沼の氏と木瓜の紋を免許す。其子刑部代主人左馬ノ助本家と不和になり疎略の會釋を色々諫言す。左馬之助立腹して知行を取上、刑部は浪人となり農業を渡世にして身を終る。當時遠野に淺沼の家あり。刑部が子孫なりといへり。長門守は本家の舍弟と言遠野家中隨一の大身故横田諸士も「鱒澤殿」と崇敬す。且亦內室は志和の御所より入輿あり、彼是家の威勢肩を並ぶる人もなし。內室は鱒澤え入輿の時志和殿より附人松田何某が子

孫も當家の家中と成今以遠野・盛岡に家名遺れり。

長門守代葛西郡の領主左京太夫晴胤近隣の領主大崎殿と合戰に取組、遠野殿え加勢の出馬を賴む使札を被贈候時に長門守えも別紙の書簡到來す。其紙面の寫。

態令啓候抑近日者奥郡之樣体如何承度候尤廿日向大森要張陣候處翌日に旗本之衆聊示之動ゆへ要害責破屆本意候赤井備中守紛闇夜逃脫無念候然處六郎柏山伊勢守以同心被爲荷擔當城え可進行之由申冒候此堺江刺え被打出三照母体え後詰之刷賴入候由遠野殿え申展候連年申談候首尾と言被加諫言候者可爲畏悅候畢竟旁可有馳走候委細之段自江刺可相理候恐々謹言

晴胤　在判

鱒澤長門守殿

林鐘晦日

晴胤は弘治元年十一月卒去す。天正十七年沒落之葛西壹岐守晴信より三代以前之大名也。

長門守死去、子息修理亮遺跡を相續し、修理亮死去の遺跡を左馬助相續しても、家の威光祖父の代に相替らぬ榮花を不足に思ひ何とぞ本家の知行を半分手に入別旗の家を子孫え傳へんと思ふ貧慾無道の妄念發り候得共自力を以て其願を可達樣非ざれば南部殿を荷擔人に賴本望を遂んには不如と三戸え密に魚類珍物を度々賄路を贈り、親しみを求ける。信直も內々廣長え憤ある中なれば幸と悅玉ひて馬鷹を贈り、互に懇意の音信不絕。其後左馬助三戸え忍行信直え對面ありて懇望の加擔を賴み誓約を堅め、夫より以來廣長へは五節句の出仕をだに不勤、虛病を構、以使者賀詞を述べ疎略の無禮多き故廣長立腹不淺。漸々双方不和に成り、左馬助知行所の百姓共へ內意を中含、本家藏入領の山境・田地の境を破らせ、其爭論に双方の百姓双傷の疵負及數度、横田役人より鱒澤の役人へ百姓共狼籍過ちを每度斷候得共、其下知一切不用。依之廣長彌立腹强き折節左馬助三戸へ忍行信直へ懇意の風說聞及早速左馬助を刑罰に行度被存候得共家中一番の大身と言南部を背後楯にする故、容易退治成かたしと延引し玉ふ。處に慶長四年の春鱒澤領の百姓共藏入領の苗代え種を蒔夫を咎むる口論の沙汰內々にて埒明ず。藏入の百姓より訴出双方の百姓を横田へ呼び吟味の役人遂詮議候處、鱒澤の百姓非分の沙汰に落、許して科代の牢舍申付候を、左馬助甚懊惱に思ひ三戸え使者を遣し近年本家の百姓と手前の百姓地論・水論の公事、横田役人共

詮議の毎度藏入の百姓を贔負して手前の百姓に道理あるをも押掠非分の裁許申付候得共、末家の私事故堪忍仕候、跡に今度論田の公事出來候をも手前百姓を理不盡に牢舍申付候。如是にては先祖より相傳の知行私代に至り段々減少可仕段歎か敷存候。

以來論地の出入無之樣に廣長へ急度御下知被成下度由訴ける。依之信直より廣長への下知として老臣櫻庭安房奉（一本承）遠野へ來着廣長へ對面して申樣「御手前藏入の百姓と鱒澤殿百姓地境水論の出入度々有之毎度詮議の役人不遂糺明、鱒澤領の百姓を非分の裁許申付候に付、彌百姓共爭論不絶、領内の騷動止事なき風説及聞候。此段公儀へ相聞候はゞ、必重き可被得御咎候間、遠野領内を半分鱒澤え遣し境の塚を築、双方出入の爭論無之樣被致可然と信直被在（一本「次に中策の愛に拙者を差越被申候由」）申述候得ば廣長聞もあへず、兼々左馬助南部殿へ内々懇意の由及承候。已が百姓に道理有之樣に取繕申達候に付、可被仰聞と致推察候。双方の百姓數度の公事、何も鱒澤が百姓非分の仕方故相應に裁許申付候。其次第は如是々々と一々委しく申述「手前の領内半分左馬助へ遣し境の新塚築以來爭論無之樣に致せとの御中策不得其意事に候。左馬助儀

近年主家へ對し疎略の無禮仕我儘志に候間、内々改易申付度存候得共、由緒格別の家統系故致容赦差置候處、其元へ私の政道非分の樣に僞を申出候。重々の無調法者へ手前の所領半分可遣樣無之候。軍役の御差圖は格別手前領内の政事へ御擦度は向後被相控候樣に南部殿へ被申よと立腹顏にて被申けり。安房道理盡しの挨拶に逼り默して旅館へ歸り、翌朝横田を出立して小峠坂を登る時、存じもよらぬ前後より伏兵大勢襲來り、鬨を揚げ弓・鐵砲を射發し取圍み、安房主從漸々と切拔、三戸へ歸り、右の趣訴ければ信直立腹不斜此方の中策心に不合迚、其方を討亡さんと存卒爾の仕方、旗頭の予を輕むる無禮絶言語候。

兎角近年中に公儀え言上して孫三郎を追却の罪に行い此遺恨を晴さんと時節を伺居玉ふ所に同年十月信直卒去、嫡子信濃守利直家督相續したまひけり

遠野孫三郎廣長最上出陣之事

慶長五年之秋奥州會津の城主上杉景勝謀叛を企、籠城して家老直江山城守を羽州最上出羽守義光の領内え爲攻入、合戰の騷動に付、近國の諸大名え加勢の出馬從家康公下知の御廻文三戸え到來して、遠野へも利直より出陣の催促申來候に付、廣長より鱒

澤へ先隊を被申付候得共、左馬助虚病を構へ不肯、横田えの聞へを憚る氣色もなく河狩的張行の慰仕由、廣長聞及最上より歸陣の頃急度刑罰に行はんと甚立腹し玉へけり。領内警固の留守居には家老上野丹波・平清水駿河を申付、軍役の人數を召連、南部勢に引續、最上へ出陣し玉ひけり。

當家の先祖又次郎親綱信州諏訪明神より拜受の太刀代々陣立の毎度陣中の祈禱に持參する前例ゆへ「今度も持參あるべし」迚常々敬ひ納置太刀箱を取出し見れば三重の筥何も錠・鐵具少も損せず、彼の太刀筥の内に太刀は見えず。「是は不思議」と色々穿鑿しても無りけり。「此太刀親綱拜受の靈夢に「汝が家に此太刀の有ん限りは繁昌ならん」と告玉ふ神託今度神刀の加護盡終たるを示し玉ふ證か」と太刀筥を見し列座輩何も心底に思ひけれども口外に不出、堅く他言を禁じける。加之諏訪向の猿ヶ石川水色紅の如く替り流るゝを近邊の農人共見て大に愕き代官所へ訴けれども「御陣立の御時節左樣の恠異の儀は申さぬものなり。堅く他へ不可語」と緊敷申含て返しけり。然れ共惡事は千里を走る世の風義。右二色の恠異漸々世間へ洩聞へ「今度の御出陣無心元事也」と思ふどし寄合額を合、頻々の囁風說廣長の御耳にも達し上下何れ

も氣を屈しけれ共、大事の軍役なれば差懸て病氣の申譯も成かたき御時節故不得止事出陣し玉ふとなり。

廣長在陣の内九月に至り南部領和賀郡の舊主多田主馬一揆を起し騷動の注進就有之、利直は國元へ御暇玉はり罷歸といへども、廣長は我が領内の騷動にあらざれば最上に殘り居玉ひけり。

鱒澤左馬助逆心之事

左馬助は廣長出陣の前、立腹强き風說を傳聞、我身の大事災難如何なる方略を以て遁んと晝夜の思案の煩襟に心力を勞する時節、利直の歸國を聞き「我が大難をも遁、日來の願望を成就する幸の時來れり」と悅て利直の御陣所花卷え馳せ行、一、本馳參り廣長留守中遠野領を南部の御手に入べくと共謀略を具に申述ければ利直滿悅不斜、其事於成就は褒美の所領望に任せ可遣、人數等入用候はゝ追て家老共へ可被申越、候是は當座の音物迚駿馬二匹給はり、花卷より横田の在府屋敷へ歸り、留守居の家老上野丹波・平清水駿河を招き「遠野を南部の御手に被入候はゝ、各右兩人え厚祿の恩賞を可被宛行」旨利直御自筆の御血判の誓

約狀を予が眼前にて認め被遣候と懷中より取出し爲見之謀叛を勸め候得ば、兩人共に加增の私慾に愛で忽ち左馬助へ同意の心出、三人登城して留守居に殘る大身小身の諸士不殘城へ招き、兩人の家老申候は「御先代南部の旗下に被仰付候以來當代迄打續き御疎略の御無禮を南部殿御立腹强く御當家を亡し遠野を手に入たまわんと心懸玉ふ、折節今度殿樣最上へ御出陣の御留守を幸に討手の軍勢を被差向此城を可攻取、家中の諸士降參して無異議渡し忠勤を勵むべき旨血判の誓紙を認出すべし。左候はゞ今迄の知行え厚く加增を可與、違背の族は身帶家屋敷を召放し妻子譜代の眷屬迄早早他領へ追放可申付由、鱒澤殿え申來り候、大身の南部殿より討手の多勢にて被攻候はば、味方の小人數にて防戰の勝利を得る事成りがたき事に候、畢竟殿樣御不運の御時節到來と相見得候故、鱒澤殿も我々も無是非降參の返答より外了簡無之に付、誓紙を認候間、同意の面々何れも此誓紙え連判可被致」と差出す。「早々所存の御肯を承らん」と言渡す。到座の面々存之外なる大變なれば大に愕き心悸き互に顏を守、堅唾を飲少時默して發言する人なかりける。上野平清水「返答は如何々々」と聲高に詈れば到座の中君恩をふり捨兩人え同意して誓紙え連判する人もあり、又忠義の志

ありても違背すれば忽妻子諸共路道に可立愁を悲み、心底には本意を背くと存ながら連判して退くもあり。粤に廣長の一門阿曾沼玄淨といふ人あり。祖父中務本家より附馬牛村を得て代々火渡の館に住す。故に世俗に「附馬牛殿」と稱す。鱒澤・上野・平清水より招かれ來て今日の座に列し總諸士え逆意を勸むる申渡を聞て、性義を重んずる勇士故、犬の眼え稜を立て三人を礑と怒眼「漁人の魚を釣る如く加增知行の餌を以て各の心を釣とる南部殿謀計に訐れて譜代重恩の君え對ひ弓を引く不忠不義の惡行を企つはさて〳〵淺間敷心底かな。畜類にも劣る人外也。此人道に於ては日本え唐・土・天竺を添て與へんと言とも、君の家を覆す憎しと思ふ敵え降參し、頭を下げ手をつきて這廻り、君父の養ひ育れし此身を穢し、我が身の榮花を悅ぶ心底聊なし。各え同意せずして南部殿に背きなば後日に我が骨肉を醢に刻み碎かるゝを本意とす。其本亂れて末の修まることなからん。此世に生れおふこそ時節到來の不運なれ。如何程つらき苦しみの責を受るとも武士の名をば不可穢。斯る不淨の席に長居して惡人共の顏を見るも氣の毒なり」と高音に詈り其座を蹴立てゝ歸ける。

上野丹波連二行廣長之妻子を綾織村え一事

此評議終て諸士下宿の以後上野・平清水「廣長の妻子を殺害して首を三戸え贈り南部殿え歸服の忠心無詐證據にして立身成就の根を固めん」と相談一決して兩人奥の間え行、奥方へ申様「殿様の御留守を狙ひ南部殿此城を攻取討手の軍勢近々押寄る風説あるに付、今日御留守居の諸士を集め殿様の御歸國迄御城を無差持屆くべき防戰の計謀色々評議仕候得共、多勢の敵へ小勢の味方任侠の防戰は中々不可叶と何も申事に候。敵の來らざる以前早々上野が知行所の居館へ御立退候様に」賺しける。奥は立腹顔の双眼より涙を流し「今日表にて大勢寄合高聲の音此座敷へも聞ゆるゆへ何事やらんと不審に思ひ表え通路の錠口え行密に立聞すれば當家の大事出來る評議の趣、實に南部殿此城を攻るにはあらで、鱒澤殿と其方共が重恩を擔ふ主人の國を盗み、南部殿へ進上して褒美の加増知行を貰はんと思ふ惡逆無道の逆心の企をば、附馬牛殿高聲に宣ふ言葉にて分明に知られたり。惻や我が夫、神ならぬ身の儚さは其方共を誠に賴母敷者と思召御留守居に殘し置玉ふ。御不幸言語に絶たる次第也。妾

親子を上野が知行所へ立退と忠心ぶりの虚言を以欺くは、城内に母子が命を亡さば早速其風説世上へ廣まり外聞を厭在郷にて隱密に殺害せんとの巧みならん。形は女に生れても心は男に劣るべからず。實に南部の軍勢攻來るとも薙刀挺け親近く敵を一人二人も切殺し此城を枕とし冥途え行武士たる者の婦の道は違ふべからず。他所え立退心なし。夫の家を覆す大惡不道の汝等を眼前に見るも氣の毒なり。我が手に懸てしばし憤りを散ぜんものを」と座を起て小袖の裾を褄小薙刀を取玉ふ。兩人あはてゝ取押へ少も働せ申さばこそ。女性の御身の悲しさは心は武勇共御幼稚の若君を御身にまとい前後を亡じ玉ふ間に、大惡不仁の兩人は少も容赦あらばこそ、御兩所を籃一挺え押籠まいらせ囚人の如く網を掛け、上野は自身に路次の警固して己が居館綾織村へ伴行んと立出るを、局を始女中共籃へ取付泣噪を突ころばし、籃を急がせ、程なく居館へ參着して一間の圍座敷え押籠、出入口に錠をおろし番人嚴く付置けり。此節世田米殿より属添來る奥役人熊谷安左衞門といふ侍病氣にて屋敷に臥居所え奥女中走り來り右の次第を知らせければ、安左衞門大に驚寢床を無苦と起き、亂髪の體にて刀を取踉蹌足を踏直し〳〵跡を慕ふて追逞る。女中も夫に引續

て喚叫て行けれど途中にては不追着上野が居館へ行着て安左衞門拔刀を提げ案内なしに押入所へ下僕等五六人天狼籍者打殺せと手々に棒を携出向ひ打て懸る。安左衞門は名を得し勇士兼て二刀の劍術の達人故受つ開つ會釋何卒上野に出會恨の一太刀伐付んと込入々々擧動働けれども老體といひ病中也。追々敵は大勢入替々々責ければ精力疲れ踣臥すを下僕共起しも立てず打捧に死するを見て女中共は怖れ惶き近邊の百姓屋え逃去りける。

廣長之奥方世田米え落行事

其頃上野が家に西風館大學と云浪人寓居、先祖は阿曾沼の末家にて父は新里村西風館に住居す、西風館孫四郎と稱す。然に弘治年中江刺より不意の敵押寄攻られ、城中小勢にて防戰の方略無く、孫四郎を始嫡子又太郎・二男又次郎は討死す。三男又三郎（二歳）母の懷に入城内を忍出、小山田村石細岡の外祖父が家に落行成長して大學と稱し、本家遠野殿え奉公の出世を願ふ志深く、其執持を上野え賴て二三年此家に居りければ、上野奥の座敷え招き今度の一儀具に語り「今夜御母子を密に殺害して玉はるべし。其御禮には遠野殿より御大身の南部殿え被召出候樣に執持て進すべし」と賴ける。大學驚轉して暫默し落涙ながら申樣「私此御家に罷居候事全く身命を養ふ御扶助を可得爲に非ず。本家の殿樣え奉公の御執成を賴入度故の事に候。今以御目見は不仕候得共、心底には君臣の禮あり。假令此向御執成にて大祿を以被召出候方有之候共、他家えの出世は無望。猶更殿樣の大敵南部殿え被召出御執成可有之との御詞は聞耳も穢わし。私身命は亡る共不忠不義の恥かしめは身に請けじ、無勿体も主人の家を覆し逆意猛惡の貴公の御賴みに任せ天地のしやうらんあり。眼前にて御母子を我が手に懸て亡ない奉るべき心底なし。此間御扶助を得たる恩をも知らぬと思召御立腹の程は察入候。君恩の重きを知らぬ愚人、私が旋す恩と心得玉はゞ、私を手に掛られ御母子樣の御事は誰ぞへ被仰付候へ。冥途こうせんの御供は某承らん」と首差伸て待居たり。上野申樣は「其元の忠義深き心底を聞、我が不忠不義の大惡逆に企たる予が妄念の夢只今忽覺て甚た後悔すれ共以前語り候通我一人の逆意に非ず、惡行とは知ながら無是非も募より外は無し。其元心底には嘸予を討て君の仇を報じ度思はるべし。兎角免かれぬ予が天罰正に蒙る亡命なれば只今御身

の手に懸恨の憤りを晴されよ」と衣裝の襟を背後へ突出し「さあ討て」と首伸て待居けり。大學申様「殿様の御家を滅却する謀叛の張本人に候得ば、御推察の如く貴公の骨肉を醢に刻みても飽ごとなき恨は強く候得共、御一人の逆心に非ず候得ば、御首を討候迚も、鱒澤殿・平清水殿悪行をひるがへし殿様御歸城の御障無く忠節の御所存は出べからず。然ば貴公を手に懸候迚無詮事に候間、恨を堪て不任仰候。先私を御手懸られ討玉へ」といふ。上野は「早々予を討て恨をはらし玉へ」と互に死を爭ふて時刻を移す。其時大學申様逆意の過り御後悔實正に候はゞ御母子様の御命を私に被下候へ。此願御承引に於ては世田米殿え送屆申度」と申ければ上野額諾て「兎も角も其元の所存に被任よ」と申に付大學悅早速己が部屋へ退旅行の裝束して心に思ふ様「御母子様の御命は貰ひ候得共、變り安きは人心若し路次へ殺害の追手を遣す事もや有ん。さもあらば予が身も切死に身命を終らん」と肌に經帷子を着し裏甲を着て近邊の百姓屋え走廻り籃舁の人夫を雇、御母子女中彼是七八人を伴ひ夜中密に立出て、氣仙への隱道火石といふ山路に懸り行、後より人の來る音あり。「さてこそ追人なるべし」と關をまふけ待居る所に「世田米へ御立退を承り及、路次御用心の御供に參候」由高聲に

叫て走來るは遠野侍四五人也。大學安心して相供に世田米へ無恙參着す。世田米殿御夫婦直に表へ立出玉へ、供の侍夫の者迚も對面ありて吳々禮を述らるゝ。其夜は留置玉へ種々の饗應玉はり、翌朝暇乞の時廣長の奥大學え向ひ手を合「其方の忠心を以母子が必死の命を全ふして親郷へ歸りたる厚情の恩は死して魂は天に登る共魄は此世に留り其方の子孫七代七流が其間は家の武運を守るべし・看よ々々鱒澤平清水の榮華は運二代と不可期、滅亡せん」と。其外の者どもへも懇に厚く御禮を被成下、御門外迄御送りなごりの好み不淺・御涙せきあへ玉はねば夫の者共に至る迄せきくる泪袖にとめ御返事をも答兼、なく〳〵本所に歸る。其中に大學は上野が館へも不歸して横田の町に忍び居て世の分野を伺ひけり。

廣長從歸國の路次世田米え落行事

上杉景勝爲御退治德川家康東國え御發向ありて最上を攻る上杉勢を御退治と聞、上杉勢會津へ引退候に付、加勢に詰たる國々の諸將へは追々出馬の御時節御催促有之迚は先々休足の御暇被下由御下知到來、何も歸國の風説遠野へも聞へければ鱒澤・上

野平清水一ッ所へ寄合「殿様の御歸國も遠かるまじ、御供の士卒の中に若し我々が逆意を聞き候共、妻子老たる親を人質にとられ此方にある上ははかばか敷軍は得て叶ふべからず。若し忠義を重んずる族ありと云共遠路の旅行に勞來るべし。境目に待受不意を討は利あらん」と人數の手配評諚して待居る處へ江刺より「昨夜岩谷堂に御止宿の御飛脚到來、明日横田御歸國」の告有之、仍て鱒澤・上野・平清水五輪峠より鮎貝街道の所々へ人數を設け置、弓の武者は矢を番ひ、鐵砲の者は玉藥を籠め、火繩を挿み、長刀の鞘外し今や〳〵と待居たり。廣長の主從は斯かる大變を夢にも知らず「今日は古郷へ參着せん」と悅び勇み「嘸や人首の御休へは御機嫌伺の御使者御家中の宿々よりも近迎の使も來らんか」と待所に、一向無音なるを何れも不審に思ふ所に、人首町へ入口の街道に見馴れぬ男用あり顏に來て跪坐、廣長の駕籠の御供衆へ謹て申樣「私儀は西風館大學と言て遠野素生の浪人に御座候。乍恐殿樣え直々申上度大事の用儀ありて今朝より此町に待上申候此旨御披露賴入」田申入。廣長聞召駕籠を据させ近々と召寄られ御意被成は「遠野素生の浪人西風館といふ家名を聞けば此方にも心寄ある人也。家の先祖と用事の品を早々申聞候得」と尋玉へば謹て申樣「某は西風館孫四郎三男に御座候。親も兄も先年不意に居館を被攻落討死仕候儀は嘸御聞及も可有御座候。其頃某は二歳にて母が懷中に抱かれ館を忍出遠野在郷の外祖父が家え參り養育せられ成長仕候。段々長なるに隨ひ先祖を慕ひ御前に御奉公の願望ありて其取持を上野丹波え賴、彼れが家に暫く罷居候得共、何かと延引仕候。何卒早く御目見計も仕度折角相待罷在候處に、今度最上え御出陣の御留主の内鱒澤殿え上野・平清水心をあわせ南部殿え遠野御領を可遣誓約を堅め御前の御歸國を途中へ待伏を出し可奉討謀叛を企て、先頃奥樣・若子樣を御城より上野が知行所の館え召捕參り、御母子樣を私に御殺害仕候樣に賴候をかやう〳〵に申宥め御命を貰、世田米の御里へ無恙致御供送屆罷歸、御城下の町に忍居、世間の容子を伺ひ罷在所に、今日の御着城に付、鱒澤殿・上野・平清水大勢の人數を召れ五輪峠より那方に伏兵を所々に設け置、御出を待居申候。御用心も無く御境え被爲入候はゞ可被及御大事ことを歎ケ敷奉存爲注進」是に詰居申候。私申上候趣御疑敷被思召候はゞ斥候を被遣爲御見被遊候樣に」と申上。廣長熟と聞召「予が家に由緒ある西風館の家斷絶を殘念に存血脈正統の其方ありとは聊しらず。其方祖父が娘の子栃内兵部を以家名を執立今程西風館典廐

と稱、未對面もせぬ其方先祖の由緒を慕重んじて予が今日の大事を救はんと思ふ忠義の厚き志、さて〳〵言葉にも述難し。斯る大變の時節始ての對面は予も汝も共に不幸の惡緣也。去ながら三世の歸緣終ずして先祖の由緒互に言絶し只今の對顏は順緣の致す處、今更歎くべき所ならず。然過去のいみしきを」と感涙を催さるゝ所へ今朝未明に岩谷堂の御宿より發足の先荷物宰領の役人走歸り、大學注進に相違なき次第を具に注進す。廣長の家老松崎監物・興光寺覈負を駕籠際に被召、「前非の後悔言て詮なき徒言なれど最上へ出陣の前鱒澤を刑罰に不行、上野・平清水を留主居に殘置たる予が過り。去りとは懊惱口惜き仕合也。兎角家の破滅に及、不幸の時節到來と知られたり。所詮此處にて切腹と思ひ決たる事なれば、介錯して亡體を犬・烏に散晒さぬ樣に取仕廻可」給。若し予が首を謀叛人共の手に渡し、南部殿へ實檢に入、其方ども厚祿の恩賞を得て榮花の種にせらるゝ共無是非事と存候。早々街道の傍へ幕を爲打候樣に」と宣ふ。兩人涙ながら申樣「天は御短慮の思召と奉存候。御切腹を御控、世田米え一先御立退、御舅修理殿を以伊達政宗へ御歸城の合力を御賴み御本望を被遂可然」と再三諫言に詞を盡して申上。廣長「尤」と承引して「氣仙へ立退、運を天に任せ

ん」と決心の挨拶に兩人の家老を始め大小の諸士え御暇給り候得ば、忠義の志ある輩は「何方迄も御供仕、生死を一所に究、御專途を見屆可奉」と立退氣色見得ざるを、廣長宣ふは「行向安堵も知れぬ落人の身となり大勢供を連、行かば世田米殿所存の程も難斗、候へば志に於ては忝存れども願には任せず候。萬一予が武運盡終ず、後日に義兵を起、旗を揚ぐるといふ風說を聞かば走集、合力して玉われ」と主從互に暇乞の愁涙に袖を浸し引分れ、廣長は近習の侍三四人、上下漸々七八人。往來稀なる山路を落行玉ふ形勢は目も當られぬ次第也。又妻子を慕ひ懷かしく愛執深き輩は義を守るべき武士の魂を古鄕へ飛し、遠野勢境目に待居たるとひとしく足疾に鮎貝へ走行、上野・平清水え降參して横田へ歸り、妻子に逢安堵を悅ぶ人もありとかや。

附馬牛村火渡落城之事

廣長氣仙え落行玉ふ以後上野・平清水より阿曾沼玄淨入道え使者を以て申越候は「南部樣え歸服の出仕被」致候はゞ、以前違背の無調法を赦免ありて本領無相違可被宛行」由、御誓約の御印紙利直樣より被遣候間、差越申候。武運盡て他領え出奔の廣長へ破

家律義立て南部の下知を背き玉ふは時を知らぬ破家律義の無分別と云べし。疾々三戸へ參禮して家の安堵を永く子孫へ傳られ可然候。若し情强於無承引は早速居館を攻破り足下の首を獄門に懸け諸人の眼に可晒よし三戸より申來候。有無の答書待入田の書面也。入道大に立腹して來札を引裂丸て踏躙其使者え繩を懸利直の御印紙を小旗に作り南部領を不殘遠野え添て給はる共主人の家を覆たる惡人共と面を合怨敵の南部へ仕ひ我が身の榮花を好む不義の頭え日月の光は不可頂と書付使者の帶え結付耳鼻を剝ぎて追放す。其翌日横田より討手の軍勢人數の多勢は知らざれども鐘大鼓を鳴し火渡近く寄來音聞えければ入道は兼て期し設たる事なれば少しも恐るゝ氣色なく弓鏑の狹間配を下知をなす處に敵の軍勢城戸え近く押寄する鬨の聲を噇と揚げ矢銃を射發しコ時に城を攻落さん門際え押詰る。城兵は彀に曳受一同に射發す。矢銃に當る疵負死人槃棊倒しを見るごとく雨露と斃れ臥す。就中大野源左衞門と云强弓の精兵蒲鋒弓の箟太大矢を番弦音高く射發す。箭先に向ふ敵の武者矢庭に斃死者數多あり。されども寄手は大勢臆む氣色なし。疵負死人を踏越〻々叫喚さけんで攻來る。既に門内へ押込んとす。城兵矢銃も盡ければ鑓

障を作り衝て出進む敵を追退けんと擧動けれ共强戰に勢力勞れ城中へさつと引暫休足して防と代々に城内へ入喉を濕し氣力を養ひ入替〻々戰けれども小勢を以て大敵を防ぐべき方略盡き他より援け救ふ後詰味方もあらざれば玄淨入道今は是迄也。遠野殿え忠義を立る防戰に不足はなし。此上は切腹せんと思へ共いや〳〵死は何時も安し。後日廣長義兵の旗を揚げ本領恢復の擧有間敷事に非ず。夫迄は命を全ふし君臣死生を相共にせんと思ひ直し城を立退方略を分別して籠へ乘り地白の幔を表へ掛味方の疵負の疵口より流るゝ血を幔へも籠へも塗り付て大野源左衞門籠の正先に進み城外え舁出し大音揚げ城主玄淨入道防戰の力盡只今切腹の死骸を東禪寺へ葬也。圍を開て通じ玉へと叫びければ敵の士卒立塞かり何玄淨切腹の死骸とや。いでさあらば嘘乎實乎慥に見屆けんと籠近く進み來るを源左衞門籃の前にふみはたかり火渡の家に大野源左衞門といふ癖者ありとは兼て音にも聞つらん。主人の死骸を汝等が目に晒し武士の名を汚さんやと朱殷に染たる大太刀を拔かざし車にかまひ振廻し敵を籠え親近じと前後左右を電光のひらめく如く走廻るを見て天遠矢に射殺せと雨霰の降る如く射かくる矢銃を例の大太刀水車に振廻

ばらり〳〵と反還し身は一つも立ざれども卷圍たる敵の大勢破綻あらざれば良ともすれば奪取らんと籠え目を付進寄。源左衞門之を見て弓手の脇に搔込たる八尺有餘の鐵撮棒を取直し杖につき四方を吃と白眼廻し「我等が主人の入道殿冥途えの一人旅、嘸や淋敷思すらん。此源左衞門汝等が引導して死出の山路・三途の川の供申付るぞ。早追着奉り焰魔の廳え送行け」と鐵棒を輕々と擎け群敵を打斃さんと目を賦る、勇猛の威風に敵の士卒も辟易して引退く。其中に長柄の鑓を籠の左右より突込、武士あるを見て源左衞門我知らず。南無三方と左右の敵を打除ひ、群る敵の正中へ走り入てあたるを面に打て廻る棒風の烈敷に怖れ慌き散亂す。「たとへ玄淨空腹切て落行とも後日復任俠する力は不可有。死物狂ひの源左衞門が捧先にて打拉れ犬死せんは無益の死損、いたく逃てけがするな」と言初る。臆病詞に誘れて「我先に」と逃行ば源左衞門悅て籠の戸を開て見れば、惻や玄淨右の胴と左の腰を突貫かれ呼吸の通ひ絶ければ大野「是は是は」と大音揚て泣臥し、稍ありて起あがり「歎て歸らぬ主人の落命。若も敵の者共が御首を奪取らんと寄來る事もありもやせん」と籠舁共を呼集め東禪寺へ舁せ行く。和尚へ引導を賴み火葬となし、火中え源左衞門髻を切て投入れ、和尚を戒師と賴み髮を剃り、西念坊と稱し燒灰を搔分て齒骨を拾ひ首に懸け、紀州高野山へ登山して骨堂へ納め古鄕へ不歸、朝暮骨堂へ參詣不怠、終に高野山の土となりしとか。是より以前鱒澤・上野・平淸水横田の城へ大小の諸士を招き謀叛の一味を勸むる時玄淨入道不同意、彼の三人を散々に惡口して在城え歸り「嘸横田より討手の大勢來るべし。我身は忠義の道を守り此城を枕と思定候得共今年十二歳の一子あり。左助と稱す。未だ苔める花を徒に散さん事を哀しみ東禪寺へ養育を賴遣置候故、左助は無恙成長して名を附馬牛内藏助と稱す。遠野領南部の御手に入て後東禪寺より内藏助出世を被願上候えば「父玄淨逆徒に同意せず潔忠義の爲に身を終る事尤武士の鑑也」と御感賞ありて内藏助を被召出山口村を知行に玉はり、則氏を山口と改め南部の御家臣となる。

大槌孫八郎居館出奔之事

阿曾沼の一門大槌孫八郎は曾祖父民部代本家より分知して大槌を領す。海邊の知行所故、海陸の年貢諸役物の所務不少。依去家富家人多扶助し、且亦他鄕に零落居た

る浪人えも時々財寶を與へて貧苦の憂を救ひ憐の情を忝ひ思ひ何も主人同然に敬ひ懷き常に是恩を謝せん事を思ふ。領内近き他郷の百姓漁師共へも金銀米錢の借物を願ふに安利に貸遣返濟の力無き貧民を責苦しめず。慈悲を專にして貸出しければ己己が地頭より孫八郎を寔の主人の如く崇敬する事不斜。憐愍を以て懷服し隣郷の村々自然と手に入倍々勝手潤澤になり數人の家人を召抱遠野家中にて隨一の人數持と他郷迄相聞え仍天正年中南部の族臣九戸修理謀叛の時南部家中大身の輩九戸へ與力する人多く信直の人數以の外減少に依て遠近の城主へ加勢の出張賴み玉ふ廻文遠野へも到來の書面に大槌殿をも被召御出馬賴候由申來り孫八郎を先隊にして信直の陣所へ詰玉ふを世間の流布の九戸記に遠野孫次郎大槌孫八郎と記したり。鱒澤上野平清水謀叛の初に横田の城え諸士を集し頃大槌は遠方故以使札同意の與力を勸げれども孫八郎其不義を甚憎憤即時に使者の首を刎廣長へ忠義の志ある輩を催し御歸陣以前に惡人共を退治せん。と思ひ遠野家中大身の面々へ密に義兵の同意を勸廻文を遣し候得共附馬牛玄淨より外は皆上野平清水が威勢に挫荷擔の同類一人もなければ金石の義心少も不變。廣長の歸國を待家運の榮衰を究む

べし。若其内に遠野より討手の勢攻來らば力を限に防戰して此城を枕とせん。と分別して遠野え忍の者聞を出し廣長歸國の樣子を待て居る處え物聞の者共立歸りて遠野軍勢は本道より北閉伊の人數を催し南部殿海陸に分れ近日是へ押寄ると風説あるを聞付殿樣御歸國の樣子は未相知候得共御用心の程如何に奉存注進に歸候と申終らぬに遠野より討手の先隊は種戸の峠に押來り濱手の勢は山田へ近き海面に兵船數十艘見る といふ注連を聞孫八郎家人等を集めて申樣遠野斗の敵ならば一本次に五日七日 箭銃のあらん限りは精力の勞る限り防戰して此館を守ることも可有に南部の大勢前後敵に攻られて見繼後詰の味方もあらざれば終には攻破られ予も亡命は必定なり。さもあらば殿樣御歸國前に命を失ひ不遂本望犬死せんは殘念也。依之館を立退き他領へ行幸の時節到來を待んと思ひ究候間其方共も立去て後日予が義兵の旗を揚る風説を聞玉はゞ志次第走來り合力を賴ぞ と言渡す。家人共は何方迄も御一所に立退御先途を見屆奉らん と言けるを色々申宥暇を出し孫八郎は闇夜に紛れ館を出氣仙郡唐丹村へ落行知音の民家に身を忍び廣長の樣子を伺ひ居る間に、吁惜かなや孫八郎不幸短命にして頓死す。當時稀なる義士なれども天命數のがれ

難く、遠野の家斷絶とは言ながらかゝる義士の本意を不遂る亡命は天神地祇の御守護に及玉はぬ前世の因果ならんか。

氣仙軍勢遠野境え攻來る事

斯て廣長・氣仙へ落行、舅世田米修理を以仙臺政宗え歸參の合力を賴玉へば濱田喜六・笹木丹後といふ武頭、軍勢を催し近々遠野へ攻來るといふ風說を傳聞、鱒澤左馬助「此方より逆寄して敵の不意を討て勝利を得ん」と人數を催し合戰の方略を評議の席にて、駒木隼人多年眼病不治、盲人に成候得共、其頃指折の軍者故、左馬助へ申樣「地形不案內の敵地へ逆寄は甚危戰ならん」と敵味方の利害を委く語り「必無用」と制しけるを左馬助不承引出陣して氣仙郡の境、平田といふ所え攻入、村々の在家へ火を付、鐘・太鼓を打鳴らし鬨を作りて押入けり。濱田・笹木は遠野軍勢攻來るを間者の注進にて先達て聞之、伏兵を所所に設置、態と小人數を出し會釋、伏の場へ僞曳入、四方より遠野勢を卷圍、弓・鐵砲を雨霰の如く一本、射發し喚叫て攻めければ、遠野軍勢右往左往に敗北して、隊將左馬助も危圍を稍々切拔、落行後より氣仙勢間近く追來り、向ふ敵に脊後を見せて逃行ば卑怯也。武士ならば踏止り尋常に勝負をせよ」と聲々に罵進む。其中に濱田喜六は當先に馬を飛せて追赶、既に左馬助と鎧を合する所え鱒澤が郎黨上臺平兵衞兄弟走付、濱田を馬より突落し起も立ず首を取。其障に左馬助山路に懸り退しが、供に續草履取步行ならぬ程倦勞、左馬助が乘たる馬の尾へ取付馬を後へ引倒し、主從共に道の傍なる深澤へ轉落けれ共、左馬助木の根・篠竹に取付て峰を目に懸け這躋る處え、氣仙勢走來り筒を揃へ打下す鐵砲の銃に中て敵に首を取られける。是寔に先祖累代の主人といひ、本家に弓を挽し天罰の矢先は逃れべきに非ずして、友の諫をも不用、無謀にして死を急、事尤もなるかな。斯て大將討死の後は双方共に歸陣す。同年の秋、氣仙より笹木丹後・横田主計隊將にて赤羽根境え攻寄るといふ風說を聞、上野丹波・平倉新兵衞・板澤平藏人數を率し出張して寄來る敵を待居る處へ上野が聟十二ケ村彈正加勢に來り、上野に對面して申樣「私所持の甲心に不合所あり、貴公御召の中唐冠の御甲借用仕度」と所望す。上野は天性物恪、ずる人故兎角と云紛不應諾。十二ケ村恨顏にて申候は「聟舅の義理を立て生死も不知、戰場へ出んとする志を忝とは不被思召」所望を御叶下されず、去とは心外千萬なり。早速本所へ立歸、度存れ共「十二ケ

村は舅へ態と難題の所望を言懸、不叶を鹽にして逃去たり」と世間の誹判を得ん事は武士の恥辱とならん事を口惜く存相扣「戰場へ出て予が志を御目に懸んと座を立て陣所へ行く。上野は十二ヶ村に當付られたる詞に面目を失ひ甚だ後悔して「最前御所望の甲を進候。御心に合候はゞ、永く可被留置候」と使を以て十二ヶ村が陣所に送り候得ば、其返答に「以前願上候節無承引御底意は御甲を着し戰場へ出、臆病の働をして御秘藏の御甲を穢さんと思召ての事ならんと察し候間早速致返進」と使へ渡て返しける。其後十二ヶ村戰場へは態と甲をば不着素顆え帽額して上野が馬の前え進み出で、命を惜む氣色無く働き、赤羽根境大澤といふ泓へ馬を乘入れ、進退自由ならぬ處え、敵より打懸る鐵砲の銃腦へ中り忽落馬するを、郎黨二三人走付肩に掛、其場を退き候得共、大事の重疵故退き即時に死す。氣仙勢の中に廣長人首より世田米へ落行玉ふ時御供を願たる興光寺覩負松崎監物・西風館大學を始むねとの義士十七八人走來り「今日の合戰に付遠野勢を切崩し、横田へ是非御歸城の御供をせん」と氣仙勢の當先に進み出てゝ或は討死、或は深庇を負ても臆氣色なく粉骨碎身の強戰に、遠野方の歴々平倉は討死し、板澤も深疵を負ひ、其外死を致す者多けれ共何も身に懸りたる大

事の戰なれば、敵味方の死人を跳越飛越勇猛の勢震ふて戰ひけり。寄手の方は廣長の手勢の外は身に懸ぬ義理一遍の軍なれば、氣仙勢の足下浮て偈立ち終に敗北して引退けり。同年十一月下旬「氣仙勢下郷の境え攻來る」といふ風説を聞、新谷境より五輪峠の方え鱒澤忠右衛門(左馬助子也)、嫡子平清水駿河・小友喜左衛門出張して樺坂峠に合戰の時、平清水は生質小男なれど劍術の達人にて、山木といふ三尺餘の太刀を自由に振て群敵の正中に蒐入、人馬を不擇劈面に切て迫る太刀風の烈敷に怖れ慌き「天平清水が來るぞ」と逃散りける。双方共に痛疵負死人は多く出、勝負の色は未見へず。己の刻(一本下刻)より雪降、初末の刻に至て人馬の歩行難、成程降積、のみならず北風吹起り寒氣甚た強く、敵も味方も身體寒凝手業の働ならざれば、双方人數を引揚、遠野勢は南に向ひ北の方に陣を取り、氣仙勢は風下の北に向ひて南の方に陣を取り彌寒氣肌骨に徹し、目も瞑み呼吸も絶る程、難堪苦辛さに「先今日は双方戰を相止勝負は明日決すべし」と遠野勢へ使を立て備を解き「我先々々」と深雪を踏分引去ける後より遠野勢續て趕懸音叫で攻蒐る。氣仙勢可會釋力もなく敗北するを追詰々々首を取り勝閧を擧く。然所え三戸より加勢の隊將櫻庭安房・北十左衛門・赤前四郎右衛門三人の隊將に

て大勢にて押來る。寔に世俗の諺に「六日の菖蒲、十日の菊」といふ如く今日の戰には用に立ぬ人數なれども追て氣仙勢攻來ることも可有かと翌春迄鱒澤に逗留す。氣仙勢は兩度の合戰不得勝利、毎度敗軍して廣長彌增懊惱に思ひ、翌年に至て政宗え合力の加勢を賴み玉ひ共、政宗去頃南部領和賀郡の舊主多田主馬一揆の時合力の儀、公義え聞得、表立御咎はなけれども、御内々御訝の思召有之由を傳聞廣長の望を承引不被致に付廣長自力を以て遠野え歸參の願可達樣あらざれば、無是非永き浪人と成玉ふべき事を、政宗痛はしく思ひ衣食料の所領を與へ、仙臺城下の屋敷え移置かれける。仙臺準一家の家中遠野上野氏（一本、上遠野氏）の家のあるを廣長の子孫といふ說は相違なり。廣長仙臺家中となりし以後遠野の氏を自稱外聞を恥かしく思ひ、中絶の阿曾沼に改、遠野の氏は子孫も不稱上遠野は別段の家なりといへり。先年鱒澤の修驗善行院（當院より四五代以前の山伏也）羽黑山へ參詣の時仙臺領より出羽の國へ行く境目の番所へ立寄、下番人より煙草火を申請、少時休息の間に番人被申候は「貫僧は南部御領の人と見得候。南部は何方より御出ぞ」と尋候間「遠野と申在鄕より羽黑への參詣」と答候得ば上番の侍「若しゝゝ旅僧（まそつ）此方へ御出玉はり候得、少し尋申度用事あり」と呼

候故參候得ば「遠野の人と承り懷かしく存じ招候」由被申候間「遠野に御親類樣にても有之御安否御尋の御用に候や、御書通御誂の御賴に候はゞ、致持參」羽黑より罷歸候節慥に屆可進と申候得ば「いや〳〵親類・知音も無之候、遠野の橫田と申所は城も有之樣に聞及候、彌々左樣か」と被尋候間「成程よほど地形高き山城有之、其麓に町屋も數百軒あり、全體小場には候得共、市日には諸方の商人多く參り賑々敷見ゆる城下に候」と答候得ば「城下の近邊に往古より諏訪明神の社ありと聞及候。今以有之候哉」と被尋候間「被及御聞候如く宮も有之、社の境内秋の紅葉勝たる楓の樹木數本枝葉茂り物ふりたる社に候」と答候得ば「遠野家中に鱒澤・上野・平清水などゝいふ家は今以繁昌か」と被申候間「三家の斷絶老人の語り傳へは如是々々」と有增申述候得ば、暫く默して潛然被申けるは「御覽の如く此境を守る小番所を勤候悴者同然に零落たる身にて先祖語りは恥敷候得共、先祖の古鄕より來る尊前え不慮の對面嬉しさの餘りに隱さず語申候。手前家の元祖より祖父迄數十代遠野を領し、橫田の城主にて代々公義へ直參勤の家なれど、仙臺の家中と成たる不幸の子細は遠野にても語り傳への說は今以て殘り被及聞候事も可有之。過去し先祖の昔を時々思ひ出毎度殘念に存目を忍涙流の心底

を推量して賜はれ」と袂を顔に蓋ひ玉ふ形相を見て御惻しく存予も相伴に泣に泪を溢し候。其後被申候は「今夜斗も御逗留を願候心閑に古郷の咄を承度存れ共向を急玉ふ御旅行の隙を防申事如何敷候。先祖の人に別るゝ如く名殘は飽事なけれども無余儀も事也。始て對顔の驗迄に乍輕少寸志の酒代二拾疋進候」と給候を再三辭退に及候得共色々被申譯候故致受納「さて貴公の御家名は」と尋候得ば「氏も名も無者と思ひ給へ」と被申候。強て尋候得ば「阿曾沼權十郎と稱し先祖の形見は此紋斗殘り候」と袖に染たるすはまの紋を見せ「今日對面の義は一座限見捨聞捨にして遠野へ歸り必他へ語り玉るな。御縁ありて復再會の悅を希候」と言捨て旅行の無事息災を賀する詞も無座を立て入玉ふを見て其心底を察し候得ば胸閉が り泪ながら番所を立出一本出羽街道へ行候」と善行院咄されしを聞たる老人の物語あり。

從利直公義え御訴之事

廣長世田米より仙臺城下の屋敷え引移り玉ふ風説遠野へ聞得上野平清水仙臺へ間者を遣し爲窺候得ば風説に無相違廣長の住宅を慥に見屈歸候に付舊冬より鱒澤に逗留の三戸より加勢の人數本所へ戻しける。依之利直より公義え被仰上候は「大閤様御代閉伊郡之内遠野の領主遠野孫次郎儀拙者亡父信直之附庸に被仰付候得共以前別旗一城主の時の如く信直え對面の參禮をも不仕稀に以使者音信を通し萬事午角の會釋疎略の無禮を咎候ても不承引剩先年亡父代領内九戸兵亂の時味方小人數故諸方の城主え加勢の出馬を賴み段々弛來る其中に孫次郎は上方勢下向の二三日前に相詰候。是は九戸が威勢の强きを聞及双方の勝利を窺ひ出馬延引の由後日承及候。孫次郎死去の時子供孫三郎より爲知以後家督相續の訴も不仕孫三郎代に罷成領内の政道悪敷故四民致困究上下不和の風説相聞え候間教訓可仕と存居候節孫三郎家族鱒澤左馬助知行と藏入領と地境の爭論出來騷ケ敷由承候故以來出入の論無之様中策のあつかへ是又悪政を改る教訓彼是家老櫻庭安房を以申越候處孫三郎立腹いたし不興の挨拶仕るのみならず安房歸路の途中え伏兵を出置て取圍むを漸々切除ひ罷歸候。今度最上え出陣にも手前より指圖の日限より以の外延引仕候。右之通打續旗頭の某え對し疎略の失禮積り候間教訓の折檻に孫三郎最上より歸國の途中へ待使者を遣段々失禮の無調法を咎只今迄の疎略を改向後は附庸の格を訖

度守り、領内の政道を正しく執り行ひ可被申候。若違背の所存於有之は遠野へ馬足を不入、直に他領へ可立退旨爲申聞、今迄の過を改以來下知を可相守旨以使者右之趣申達候得ば其返答に所存ありて此地より他領へ立退申候。後日に手際の歸國を可爲見と申越他領へ參候由承り候得共、若前非を悔申譯候はゞ歸參可爲致と存、御訴を延引仕待居候處間もなく何方より得加勢候や、遠野境へ可攻來風說相聞候故、右之次第御訴申上可得御下知と存候得共、遠境の飛札往來數日を經て居候內、歸城爲仕候てはいかゞと存、使者を以孫三郎へ申越候。威勢とは相違荷擔人を恐るゝ臆病の弓取と世間の批判を口惜存、不得止事を此方も會釋の人數を出し小迫合の騷動に及候段恐入候。右之通無據仕合之趣宜敷御執成可被下候。孫三郎儀今程政宗の城下に罷居候樣承及候。無主の遠野領預り居り候事氣遣敷奉存候間引渡の御差圖被成下度由被仰上候得ば孫三郎父子旗頭へ對し疎略の失禮は兼日被及聞召畢竟公義の被仰付を輕んじ蔑如に仕不敬の無調法不輕候間、會津城攻終候以後世上の與力組子の輩支配頭へ無調法見懲に改易可被仰付と思召被成御座候間、孫三郎遠野え歸參は不被仰付候、其方も今度の一儀　公義え相伺可得御差圖處に一向無沙汰孫三郎を他領

え致追放境に小軍の騷動彼是自分に執斗候儀不得止事を次第とは乍申疎忽の仕方と被思召候得共父大膳太夫より其方迄御奉公無疎意神妙に相勤候間以折御褒美可被成下思召に被成御座候得共、其節無之御延引被成候。此度諫忽之無調法を御容赦就を滿悅不淺、「遠野拜領之趣、兼相尋候個條書付、早々遠野へ遣し鱒澤上野・平清水此方へ持參候樣に可申越」由老臣衆え被仰含奉書を以申遣候個條左之通

一、今度此方え忠節の諸士面付並當時之知行高
一、前々より取來る惣諸士の知行扶持方の高
一、軍用の武具弓・鐵砲・矢・銃藥の員數
一、兵糧米の俵數
一、遠野十二鄕之村々田地小高山林の員數
一、領內之男女總人數
一、神社寺院の數並寄進地

右之通委細帳面に記し三戸え持參可仕旨、御意の由以飛脚申越候。

阿曾沼興廢記 下之卷

鱒澤・上野・平清水え恩賞評定之事

利直老臣衆を被召出密談に被仰候は「鱒澤・上野・平清水え恩賞の加増は何程與へて可然候や。三人の中にて鱒澤を上の功、上野を中の功、平清水を下の功（一本一の功二の功三の功）と して評議仕れ」と宣ひければ櫻庭安房申上候は「御恩賞の儀内々中伴評議仕候は、鱒澤左馬助此方へ歸服の根元は本家の領内半分己が手に入度大望ありて御先君へ手寄本家へ態と疎略の會釋をして不和に成、且亦孫三郎最上へ出陣の先隊を申付候を致違背、最上より歸國の時重罪に可被行之由を聞及、我が身の大事を逋るゝ謀に迫り、遠野を此方の御手に可入忠節体の擧動仕候得共、信實の忠節と申にては無之候。然共於戰場命を捨たる功を徒に御捨被成候事は、不便なる儀に御座候。子供忠右衛門爲差勤功は無之候得共亡父遺跡無相違被下候はゞ、左馬助え御恩賞も同然の事と存候

間、別て御加増等被下候には不及義と奉存候。上野・平清水は兩人無甲乙勤功に候間、五百石づゝ被下置相應の御恩賞に可有之乎と何も存候由申上候得ば、利直被仰候は先代より年來心懸たる願望の遠野を手に入候忠節の恩賞には何も不足と存候。左馬助本家と不和にて此方へ歸服仕る内々の譯は兎も角も遠野を予が手に入たる根本の忠節人は左馬助なり。子供忠右衛門爲差勤功なし迚亡父が遺跡斗宛行ひ一命を捨たる左馬助が功を不賞は予が恪嗇の非義たるべし。遺跡へ加増を添へ二千石宛行當家の一門より養子をして忠右衛門後妻に遺し當家一族咸の家格に可申付と存候。左馬助亡靈も忝と思ひ可爲大悅候。左馬助一人此方へ忠節の志ありても上野・平清水不同意にては遠野を手に入候義は不可成兩人左馬助え致一味始終の功を遂候故予が願望も成就す。然共兩人同様の勤功とは云べからず。上野は年齢と言數年の役功者と言祿も大身也。平清水は年若と言祿も少身也。彼是家中の諸士常々平清水より上野を恐れ重んずる由聞及候。平清水は左馬助へ同意仕候ても上野不同意は家中の諸士も上野へ與力者多事不可調。兼々上野を崇敬する威勢に壓て内々不義を憎む志ある者も同意仕るにて可有之事に候。然は上野が功は平清水より上也。依之上野え本地二百石へ加増を添て二千石、平清水え本地六十石へ加増を添て千石遣し、兩人共に當家譜代の大身列の家格にして遠野の城代可申付と存候。譜代の主人え弓を引、此方へ忠節を勵む根元の志は加増の立身を望む私慾より起れり。如斯不義無道の者共へ各々存寄の通り宛行候はゞ忝とは不存功より輕恪嗇の恩賞と存却て恨の野心を含後日の仇と成べし。古語に敵地を得ては裂之財を得ては散之功ある士卒に分與へよとあり。功より賞を重して忝と思悅ばするを以て信實の歸服を求る、是往昔の良將の兵法也と宣へば列座の面々御尤の思召と閉口す。楢山五左衛門申上候は御加恩は思召の通被成候共鱒澤へ御養女の御縁組のみならず、御一族の家格に被遊上野・平清水を御譜代の大身格に被仰付儀餘り過分の御恩賞に候間三人は難有大慶可仕候得共御譜代は不及申古參の衆も右三人へ出會の節大身は午角に會釋小身は頭を下げ手を付候義を心外に存御奉公を勵障に可相成と存候間控被遊可然と申上候得ば利直被仰候は兄主繁昌の頃鱒澤は一門中の大身也。上野・平清水は家老にて家中の諸人に尊敬せられ威光を遠野に耀したる者共當地え來る時譜代古參の諸士と出會昨今の新參者と侮り輕しめ同座には小身者にも座を

押し下られ路次にて乗打せられても肩身を窄めて大身に成りたる詮なしと鬱憤の野心を發し、當家へ歸服の心放れ手に入たる遠野を他の寶とする變出來る事ありて予が恪齋故と後世のあざけり、汝等までも臣たるの恥なるべし。爰を以て諸士の面々我に事ふの禮を重んぜば何ぞ彼等にあらそはんや。予が領地へ遠野を加へ大祿と成るも是偏に各々の忠心全しき故也。是故に三人へ威光を付て永く歸服の心を替らせぬ謀也と宣へば野田内匠進み出で申上候は「御尤の御方略乍憚奉感心候。乍然御當地より遠方の御城代を上野・平清水え被仰付候はば、必定上見ぬ鷲の威を震ひ我が儘の政道を執行、御領内靜謐には有之間敷候。御一家の内誰ぞ被仰付可然と奉存候」由申上候得ば利直被仰候は「城代を此方より遣し置候ては、兩人大身といふ名斗にて以前家老を勤候時より家中の尊敬も薄く威勢も減じ候義を氣の毒に思ひ、城代と權威を爭ふ心出て不和に成、城代の者の政事趣に不案内の事兩人え問尋候ても熟談せず、一己の思慮を以究られぬ用事の毎度此方へ窺候はゞ、急用の裁判滯て不埒明はいとゞ親薄き四民此方の仕置を誹り、古主の時代を戀慕ひ歸服の障と成べし。故に先づ兩人え城代を申付、追々城代を可申付者を地領の僞商人に拵へ度々遠野へ往

來を致させ、諸人の風俗、上野・平清水が政道の邪政を爲見聞城代に可遣と存候。其外予が心底深秘する大事の謀あり。何れも近ふ寄玉へと（一本近ふ寄れと宣ひて）顏を合せ被仰付候は凡そ惡逆の行有をば天に代て速に罰するは國郡を治る者の司役也。譜代の主人を他領へ追放して己が榮花を悅ぶ三人が大惡行の重罪は車裂・逆磔にしても猶飽事なき罪なれば、早々刑罰に行ひ、家中の諸人懲惡の政道を恐るゝ樣に仕度候得共、眼前我等へ大なる忠あるを不賞、還て滅亡の災難を與へ候はゞ、後日他領を手に入る方略の綱（一本緣）を失ふ障と可成と存、暫く刑罰を延引して後日其時を得て罪科の誅戮に行ふは是にかはり惡を罰する大法、予が心底に蓄其時節到來を待也。心底の謀といふは兼て遠野へ間者を遣し、諸士の風俗を承知するに鱒澤忠右工門は生質姪亂にして父が愛する妾を犯す不義ありて父子の中不和に成、忠右工門先妻を妻とはいへども別業へ移置よし。然らば予が養女を後妻に遣し候共、彼の妾にをぼれて業に引れて天命遁れ難く後妻を留置、知惠の鏡も闇く離緣は必定。其時の樣子次第滅亡は己が身より生ずべし。平清水をば二三年過て後予が在國の節江戸表見習に託、櫻田屋敷留主居假番頭を申付、江戸え爲登候はゞ、諸事不案内にて公義の作法を不知必過の無

調法仕るべし。夫を科にして亡すべし。平清水江戸へ登り候跡は上野一人に城代を爲勤候はゞ、我隨意の政事を執行、四民の愁ひ愁訴の願止、時なき其惡政を科にして亡すべし。此謀を以て三人を刑罰に行ふ共、諸人は譜代の主人を亡したる天罰のかれがたき滅亡と評判して予が不仁の政道とはいふべからず。穴賢、此秘密堅く他人に洩す事勿れ」と宣ひば何れも「あつ」と感心して退出の御暇を玉はりける。

鱒澤・上野・平清水三戸え參禮之事

爾程に三戸の飛札遠野へ到來に依て、御尋の品々委細帳面に記、三戸へ持參して家老中へ捧げ、目見の時忠右工門え御直に被仰聞候は「亡父左馬助忠節の才覺を以て遠野を容易手に入、令滿悅候。於戰場討死殘念の至に候。亡父勤功の爲恩賞、遺跡へ下宮守村を加增に遣し本知合二千石宛行候。上野・平清水へ心を合、遠野領靜謐の方略肝要に可相勤旨被仰渡御盃を被下退出す。次に上野・平清水一同に被召出目見の時御直に被仰候は「其方共鱒澤左馬助へ致荷擔忠節の勤功に依て遠野領を手に入、令大悅候。其爲褒美上野は本地へ加增を合二千石、平清水は本地へ加增を合千石遣し、兩人へ横田の城代申付候間、他領の境々用心無油斷、領内靜謐の政道專要に心懸相勤候樣に」と被仰渡御盃を被下、即日於書院三人饗應の相伴家老の衆列座、色々慇懃の御馳走終て數寄屋へ招き、利直御手つから御茶を點じて賜はり「今日の御禮には明日登城可仕」由被仰、御休息の暇を賜り下宿して、翌日三人登城之時一同に被召出「暫逗留爲仕鷹野・庭乘・責馬見物申付度候得共、數日留主の跡床敷存歸路の暇を遣候間、明日發足可仕候。年禮並重き吉凶に付出仕の外安否伺等の見舞は三四年相扣、遠野領安全に治め候樣可相勤」其以後當地江戸相應の奉公可申付候。忠右工門妻先年病死後、今以無妻の由聞及候間、予が娘有之候はゞ、後妻に遣度候得共、其實女無之に付、一門南少弼娘養女にして遣し、南部一族の家格に申付候。此底意は家老共委可申述候彼是の祝儀迎御盃・太刀一腰・駿馬一匹賜はり、上野・平清水え當家譜代の大身並の家格に申付候。此所存は家老共可申述候由被仰渡御盞並馬一匹宛被下退出。以後亦上野・平清水を被召出、遠野は手遠の所故四民一和の政務に念を入れ可相務候。諸村の百姓共より取立候年貢の藏米、當秋より田畑共に前々より一ッ引にして取立させ、其以後は年々の豐凶に依て相應の免可申付候。其外定役の金錢も唯之減少之割合を以緩やかに取立

候様に諸代官へ急度可申渡候。町人共商買の利潤無差支様に手當をして在所困窮不仕事を肝要に心懸、公事訴訟の詮儀も其司の役人依怙贔屓の私曲なく明白に遂吟味此方へ可申越候。扨又其方共へ致同意於境目合戰の時武功の甲乙に從ひ大身小身共に恩賞の加増を遣す印紙の草稿認置候。過不足有之候ては諸士の恨を求る凶事に候間、其方共致吟味所存の旨可申聞候。寺社領の儀は如前々寄付可致候と被仰、家老衆草稿を出し被爲見候を兩人熟覽して隨分相應の御恩賞と存候由申に付、精書の御印紙を被相渡於遠野相渡、候節以來忠節の勤功次第追々御執立可有旨可申渡候。爲御禮大勢一同に不參、大身へ小身を交四五人宛替々可被差越候。上野・平清水名懸の親子親みの証據に丹波は右近、駿河は平右衞門と名を改め無二の忠節を可抽候。勤功に依て尙又恩賞の加増可遣由被仰聞退座して於御次之間三人は家老衆へ「重々の御厚恩難有仕合奉存由御禮申述べて以後還野先家中の諸士過半は最上へ出陣の御供仕り先主他領へ落行候時遠野へ立歸り、私共へ與力仕候者も有之、以前の知行所へ引籠居候者も有之候に付、御城曲輪の屋敷も、御城下の諸士屋敷にも空屋敷多く出候故、御城を守る人數少なく、御用心無心元奉存候。先年葛西・大崎兩家沒落の頃散亂

の諸浪人出世を願ひ他領へ罷出候内、遠野へも參り出世の時節を待ち在町に寓居の浪人共先達て境目合戰の頃私共へ加勢を願罷出相應の働仕候間、被召抱可然候。其外賢人体を仕り舊知行の在郷え引籠り居候浪人共も無程飢渴の困窮難堪出世を願可申候。是亦被召出候はゞ、不意の敵攻め來り候共、防戰の人數無不足御領内堅固の御計略不過之と奉存由申上。利直御居間より被聞召上野・平清水を被召出其方共の存慮隨分予が心に叶候。浪人共召抱候儀、身帶の多少は其人々の器量次第能々遂吟味此方へ申越候様にと仰を蒙り、翌日三戸を發足し、旅行の驛路村々の代官・肝煎檢斷寓休の旅宿へ相詰め尊敬せらるゝ形勢を見聞、諸人の中に心ある者は眉を顰め「惡逆の謀計を以南部様え輕薄を致し、過分の御恩賞を得、榮花の利慾を悅ぶ三人の行末を看看天誠を照し玉はゞ程なく三族重罪の災難を蒙る神明の御罰遠からずして近年の中に罪人となり往來の驛を費さん」と誹り憎む者多し。されば共三人の者は此誹判可有とも不思「果報ゆゝ敷我々が幸を自他郷の諸人嘸羨ましく思ふらん」と路すがら私語喜び、遠野へ歸り、上野・平清水は横田の城代となり「三戸は遠所なり。世に我等ならでは」と上見ぬ鷲の威を振ひ、十二郷の諸民擧て憎み憤り「三人を亡し古主御歸參の

御本懐を遂げられ候様に仕たし」と在々に零落居たる義士の浪人を勸め催し「不意に攻襲べき一揆の密談あり」と聞き其用心に閑なる暇も無き悔む心はなかりけり。

利直遠野え入部之事

利直遠野拜領の翌年御入部被成、他領えの境々御巡視の時小友村の金山をも御覽被成候由、扨四民安堵して移れば替る世のならはしとや、古主を慕ふも公義の御沙太極りて南部の御領と定りて御入部の折柄、横田御城御本丸に御座を居られ、其上に曲輪所々町々に至まで縄張を以て御改め御普請被仰付、中にも澤里屋敷より下口大藤の下の竪虚壕と、中館福田屋敷、新田茂左工門屋敷（一本、小新田屋敷）の間の竪虚壕は往古より荆棘・枳生へ茂りたる自然澤を壕に用ひ來り搦手の竪壕（今淨閑澤といふ南館の麓の竪壕（今白丸といふ）是兩所は新規の普請なり。「南館の下は地形白岩にて普請果敢不行、三戸へ御歸りの日限近々故其前に普請方相濟候様に」と御自身毎日場所え御出ありて御下知被成、御急に付、夜中にも明松・行燈所々に灯し置爲堀候故、其所を方燈森と稱す。其頃まで大手御門と搦手の作田屋敷の向に二階造りの樓門ありしを「樓門は先々修理に無益の費あり、山城門は樓なく共、矢銃の拂不自由なし」と大手御門の矢倉も作田屋敷門前の樓門（今搦手御門の次にあり）は一向破壞被成候。

利直大阪御出陣の時從遠野出馬の騎士姓名之事

慶長十九年豐臣右大臣秀頼公、大坂御籠城に付、同年の冬大御所家康公・新將軍秀忠公御出陣に付利直え供奉の出張被仰付。着到の人數三千二百九十三人の内遠野より

一、五十三人　上野　九右工門（上野右近名代）
一、十三人　板澤平藏
一、十四人　達曾部彌兵衛
一、十三人　大原新右衛門
一、十五人　小友喜左衛門
一、十三人　新里平藏
一、十四人　宮守主水
一、十七人　遠野小組

此十七人着到の帳に誰々といふ名は不得見。里人の傳説に高屋四郎左工門・及川覺兵衛（氏を中津山と稱す）宇夫方太兵衛（當時宇夫方先祖の末今子孫斷絶）末崎民部。右四人を遠野小組四騎と申傳候。

鱒澤忠右衛門妻嫉妬之事

忠右衛門先妻は上野右近娘、容貌は十人並の女なれども、天性慳貧短慮にして物堪へ（マヽ）、召仕ふ女共少も己が心に合はぬ事あれば聲高に叱り嚇のみならず、煙管・麻姑の手・鐵火箸目に要物を手に取て打たゝき情も知らぬ女也。腰元仕ひの女におなべといふ女は、松崎村觀音堂近所に住居する貧敷小百姓の娘なれども、生質色白く眄形麗はしく起居輕く愛相能く逞短氣の内室に呵らるゝ事も無く勤る間に、漸々松崎生立の澁剝て、成長する程艶色の器量能く心も優しく歌書の假名そふしを弄び、手跡は小野のおつふが假名文を能にせて、其頃のはやり小歌・尺八節を唄ふ聲色麗はしく、虚無僧の吹く竹の音にも面白く聞え、毎人に我知らず感涙を催す程の上手にて、彼といひ此といひ、梅が香を櫻の花に含らせて、二八の春の青柳に色を含て咲匂ふ花の笑顔を忠右衛門見る戀にあこかれて、行末我身の仇となる惡魔の鬼女とはいざ知らで、妻の目間を忍戀、いつの間にかや逢戀を中居の竹が見恠めて、法界悋氣に追從を取まじへたる問はず語りを内室に囁けば、聞くと均しく忽に嫉妬の炎胸に燃え起ち踊り揚がり齧をして「我此家に嫁入して五年（一本、五年七年）の其内は忠右工門殿も睦敷妹脊の契不淺、海老同穴のかたらひ鴛鴦の衾を重ねし其中を頃日疎々敷なる不審さに、若や夫の氣に障る過、ありて斯くもやあらんと、千々に心を苦しめ改め見ても是かと思ふ疑なく、晝夜煩襟する折から、我が身の科にはあらずして夫の不義を襲はんと、還て裏より宛かふ饅頭ふくれに迷はされ、いか斗の物思ひ、晴ず間もなき仇敵。能こそ知らせ吳れしよな、忝なし」と側に置きたる小箱より鳥目十疋（一本百文）とり出し「化粧代に」と投げ與へ「早々おなべを小庭へ拏來い、疾々」と言ひければ、竹は思ひもよらぬ錢もふけ、嬉しさ時行早言葉「咲々」と足疾に女中部屋へ走行「喃々おなべ樣〳〵、家美樣より御急用の御召ぞや、早御出」とおなべが小肘むづと取しめ奥の小庭へ曳居る。内室縁へ踊り出、歩みの板を踏、鳴し、稜立眼に血筋を張り礑と怒眼「やれ烏狗憎い奴、躬自が目を昏まし月よ花かと詠めもあかぬ我夫を密に盗む大膽者、嘘か實か正直に白狀せい、何と〳〵」と胴聲出

し罵る詞も囁嚅て悶面躰の怖さに、おなべは戰慄伏低首て泪を流し不言。「勃起さらば拷問して白狀させん」と緣より庭へ飛て降り、おなべが脊後へ立廻り、手自髪を解きちらし、掻分し手に掴みむしり拔きて投出し、喚叫ありさまは怖しかりしふぜい也。其痕より弗々と涌出る血は顏へ流れ、目口に入りさながら紅の如く也。餘所の見る目もやるせなき。おなべは顆の皮も剝離れ、腦も忽裂破るゝか」と思ふ程強き痛みの苦しさに、叫ばんとすれど聲出でず、其儘そこに倒れふす。內室彌々せきのぼせ「扨も情强なる女かな。此拷問にてはよもや白狀は致まじしと拳を握り振揚々々此や彼を力を任に打たゝく、「腰の骨も碎けよ」と前に竭破と踏ころばす。おなべは數ケ所の痛骨髓に徹する苦に眼も眩き正氣を失ひ幽にうなる聲を聞き「吁いま〳〵しや聞とうも無き呻聲、疾々、裏え拏出て」と罵りながら內へ入、兎角あの膽太き盜人女も此家にさしおかば氣懸りの腹立種の絕べからず。所詮彼奴を逐ひ出させんに若はなし。若し忠右衞門殿應諾惡しくば子も無中の夫婦なれば此家に何の執着聊かなし。鱒澤斗は日も照らず。暇を取りて親里へ歸るべし。言葉に出すはいな者なれど、我が父は當地に威勢も强き御家老職、其親を求めんと那方這方より緣組の望多かるべし。

何方へなりとも再緣して思ひ合ふたる夫と連れ、今の腹立忘れつゝ樂々暮さんは案の內。さりながら無念腹立口惜や」と表座敷へ走り出で「忠右衞門殿々々々々」と呼びければ次の間に詰め居たる者立出でゝ「是は御はしたなの御風情、御旦那樣にも今日は御的の御會に松田雅樂屋敷へ御出、今夜は夜的の御會合故彼所に今夜は御宿」と申しければ「よし〳〵明日迄待て居て此鬱憤を晴さんものを」と奥の間へ歸りても胸に燒火は面に見れ凄敷顏色遽に蒼々とかはり、眼を閉ぎ萎々と踣臥し、戰慄切齒して呼吸の通ひ段々薄く、六脈絕て賴む力のあらざれば、家內の男女愕き噪ぎ氣付の藥口へ吹き入れ「喃々家美樣家美樣」と耳に喰ひ付高音に呼叫ても答なく、二時斗過ぎて漸々息をほふと呼出し目を開き、總身を汗に浸し「さても怖しき夢を見たは」と言ふも終らぬに無苦と起物狂はしく色々の徒言を口走り「吁、痛や苦や堪えかたや」と喚叫で哀聲瞬きする間も絕ゆるなく、三日三夜寢つ起つ身を悶へてつひはかなく成にける。苦辛を見聞く人每に嚬嚬語の風說に「おなべ殿は父母四十余歲の頃迄も子のなき事を歎づゝ產社松崎觀音樣え百日百夜の詣して生もふけたる子也とかや。家美樣手暴御打擲被成たる其夜より恠敷御病氣引受て其身の上の苦辛は三日三夜の御勞終

に御遠行被成しは觀音様の御咎ならんかと唱ありしとかや。夫忠右衞門は妻の苦煩、死すをもいとふ心はあらばこそ。是實に世言の言葉に「鬼に瘤を欠とられたるとは此事ならん」と内心は喜ぶ底意の笑を含を押隱し、勇夫婦えの外見の愁ひ顏して、亡骸を菩提所長泉寺え送りつゝ、七日に百ケ日迄の佛事をも相應に執行終て以後々妻の縁組「彼か此か」と媒人多けれども、心實振りに挨拶して、三年は兎も角も一ト年だにも程過ぎぬ内遲からざりし執持なりと不肯。心に懸る雲もなく思ひの儘におなべと契る二人が中に男子を生名を千代松と號つゝ「是に付てもおなべを本妻に直さん」と枕の内に神かけて、契るいもせの其折から、三戸へ參禮の頃、御養女を以縁組甚た心に不合して氣毒には存ずれども、辭退を怖れ御請をば申せども胸につかへて酒食心に不任、三戸より歸りの旅行万端目出度折なれど是のみ心に苦み罷歸り、右の次第をおなべへ語る。斯と聞より碧構なる御首尾御目出度御事に候。就夫奥様御入輿も程近く可有之と存候得ば、妾を其儘被差置候はゝ、世を去玉ふ奥様の如く御嫉妬の御憎しみを受まゐらせ候て、苦痛の憂目を見ならん。縱令今度の奥様御心の御柔和にもせよ、嫉妬は女の常癖なれば必定御氣かゝりとなりまいらせん。御名殘惜ふ思ひまゐらせ得共、御入輿前に妾に御暇を被下なば、親里へ御返し被下度。神かけて御恨とは不存候。里へ御返し被下なば身は墨染の尼となり、産社の觀音様へ朝夕詣てまいらせて、乍恐御父子様の御武運御長久、御家の御繁昌さまを祈奉らん。二ツには千代松様のゆゝしき御成長を御蔭より承り悅ひ可申と泪を流し申ければ、忠右衞門元より魂を失ひ藻に住む虫の我からと落涙なから言ひけるは「兼て契りし睦言の死なば諸共二世かけて、替るまじかはらじと神や佛へ誓を立て、數通書きたる起請をば如何空可捨や。よし〳〵替らず契る方略もあらん。夫々誂子を持來れ」と酒宴を始て興を催しおなべが愁を散じけり。

忠右衞門後妻從三戸入輿之事

さる程に三戸より申來り候は「當月十三日入輿の吉辰也。其前に案内者可被差越」由家老衆より奉書到來に付、家老杉ヶ崎刑部侍中間數多引具し三戸え罷越、鱒澤え參着の夜、下紐解ぬ枕を並べし斗にて翌朝より奥の間え出入せず。晝夜おなべが部屋にのみ賑々敷、奥の間はいと寂々敷見えければ、家老高館作太夫・杉ヶ崎刑部氣の毒に思

び諫言に詞を盡し候得共、一圓無承引、益々奥えの會釋疎略也。奥は里より附來る局えかたられ候は「我が身はいかなる因果にて數々多き山川を隔て親里を離れ來りし詮もなく寂々敷奥の間に只一人山田を守る僧都の如く置晒さるゝ忡や。父母より稟得し身体に欠たる所はなけれども、嘸や世間の評判にも、今度の奥は不具なる女にて夫に嫌はれ候はんかと、諸人の口を鳴さん事世にも口惜く恥かし。所詮暇を請て親里え歸らんとは思へども、一ヶ月も未だ過ぎざる其内に此方より暇を願ふは夫え對し婦人の無禮と思ひ堪忍して月日の暮るゝを待つべきなり」と宣ふ所え腰元女中「御部屋よりの御文なり」と差出すを見玉ふに

此御屋形え入らせられ候得ても、御表は晝夜御酒宴の御相手にいとまなく御疎々敷打過り〳〵御奥の間は御しゆゑんの御興もなくさぞ御淋しく思召候はんと御すもじり〳〵。今宵はこなたえ入らせられゆる〳〵御なぐさみ候樣にと殿樣にも思召れ候。暮頃より御入の程待上り〳〵かしこ

なべより

御そんじ　御申寄へ

奥此文を見玉ひて「只名斗の夫婦にても我が身は奥の間の家主也。おなべは部屋住居の妾なりと貴賤の差別を知らざるか。但ば知て居逆も忠右衛門殿の寵愛に奢りて我を輕しめて此方へは一度も見へず。還て己が部屋へ來れと招くのみならず、此文を局が方へは贈らずして自方へ直文の文章以ての外の慮外也。重々の無禮を察するに自に腹立せ此方より暇を乞せんとする忠右衛門殿謀の差圖ならんか。心に不合妻を去る事聊男の恥ならず。是世の中の風俗なれど那方より離縁の暇を出しては三戸への無首尾を氣遣へ斯は斗ひ玉ふらん。執着も無き此家に長居してせんなし」とおなべえの返事はせず、忠右衛門えの文

世の中に夫婦いもせの縁を組、戀呼男も慕ひ來る女も、新枕の結染たる始には苔と白髮の生る迄互に替るな變らじと、睦敷契りし中も夫の心に秋風起て、女を去るは珍らしからぬ事なれど、我身此御屋敷へ參り候始より今日の今に至れども、御互顔をもしか〳〵見ず。疎々敷夫婦の中は前の世の因果やら、結ぶの神の御過りやら、只々自一人不幸と思ひ究めり〳〵。御心に障る我身を長々御留置かれ、御氣の毒の

御物思ひを懸上り〳〵こと、かへす〳〵も心苦しうそんじ上り〳〵まゝ早々御暇を玉はり里へ御返し下され候得と、此方より御暇を願ふ證據の文をみつから筆を染書上り〳〵かしこ

月　日

ます澤様　　はるより

御そんじ　御申寄へ

「小人間居して不善をなす。其不善を揜しかふして其善を著へ。他より汝を視ること其肺肝を見るが如し」とは寔に己を恥づべきの金言也。鱒澤忠右衛門其肺肝を利直に見透され鱒澤父子天に通ぜしてふ悪、今忠右衛門が身に及ぼすことをや。天なるかな、忠右衛門此文を見て「兼て巧し願の謀成就ござんなれ」と悅びて何の思慮もなく「任其望」明日三戸え送り返すべし」と挨拶す。兩人の家老聞傳大に驚き忠右衛門え申様「先日も申上候如く、御夫婦様の御中睦敷御會釋被成候儀、御當家御繁昌の御大幸不可過之候。於御離縁御家の御大事に及び玉ふべき御災難を被招、御後悔可被成段、歎敷奉存候。早々御なべ殿へ御暇被下候て、誰ぞ相應の縁組被仰付、奥様えは御離縁の御挨拶を被仰譯、永く御夫婦の御縁を御結被成候儀、可然と奉存候」由詞を盡し諫言す。忠右衛門聞もあへず、立腹して「夫の心に合ぬ妻を離縁するは古今多き世の中の風俗なるに、奥は男え離縁の暇を出し里へ歸らんと願ふは女の逆儀にて此方より暇を出し返すに非ず。内々他所より呼びたる妻ならば所存の旨も有けれど、南部殿養女故踏付にせらるゝ男の恥辱を堪忍して返す也。此道理を知らぬ愚昧無案の南部殿に非ず。それがために予に災難の迷惑に及ばせ玉ふべき事あらず。縱令後日大事に及ぶ災難あるとも、奥え挨拶の詞は佛神に懸け變ずべからず。明朝早天に高館奥の供を致し三戸え送り屆くべし」と座を立ておなべが部屋え行ければ兩人心底に「世は是迄也。當家滅亡遠からじ」と歎はしく思ひども、無是非退き翌朝高館送りの供人引具し鱒澤を發足して三戸え趣きけり。

忠右衛門在所出奔之事

奥は旅行無恙三戸え着玉ふて直に登城あり。鱒澤にて不興の會釋委細の品具に申上玉へば、利直立腹甚敷高館を被召出「遠所養女を送り參り候儀大儀に候。此方より遣

女を被返面目を失ひ受取申候。忠右衛門儀何の勤功は無之候得共亡父左馬助忠節の恩賞に過分の大祿を以て與之其上譜代の諸士え參會の時新參者と輕しめられん事を察し威光を付ん爲養女を以緣を組み付南部一族格に執り立て重々の厚情の恩を忝しとは存ぜず。養女え不興の會釋をなし暇を請はする謀計の仕方予を蔑にする無禮至極の返禮は訖度可及沙汰候。此趣忠右衛門え申聞候樣にと御立腹の被仰渡を承り高館は總身を大汗に浸し懼々御前を退出して夜を晝に繼て鱒澤へ馳歸り、利直御立腹の被仰渡を逐一申述候所え三戸より刻付の御飛札到來す。其書面に御急用候之間此狀參着次第早速其地發足此元え可被相詰由家老衆連判の奉書を忠右衛門披見して此時遽に離緣の過り後悔すれども詮なし。「我三戸え行ならば必ず無事には不可歸如何して我が身の大事を遁れん」と色々思案に心を勞し考ふるに「下愚の工夫は休むに如かずとかや。如斯の人ならんか上分別と心付命を長く持つ龜は蓬萊山にも行とかや何卒命長生て年月を經る間に利直の御憤りも散じ亡父忠節の爲めに一命を捨てたる事を思召候はゞ被召返幸を得ることもあるべし」と心付父は先祖累代の主人え逆心の思立不忠不孝の大逆罪は遁かたふして滅亡したる命をば露

程も思ひ出さず「今夜他領へ出奔して命全ふせんには不如」と向來見えぬ儚愚案を上上分別なりと思立三戸えの請狀には「明日當地發足」と書認め飛脚え渡家内にても明日の供は誰々と申付おなべにも家老共えも出奔を不語して宵の間は「三戸え門出を祝はん」とおなべが部屋にて例々よりも賑々敷酒宴の最中忠右衛門おなべえ向ひ申樣「予が三戸より歸り候はゞ其方を奥の間の主とせん。其約束の證に」と擬盃は心の底の暇乞名殘を惜む憂の涙おなべも今夜別るゝ旅立つ暇乞とは聊知らず。「三戸の首尾如何と無心元思ひ若此御屋敷え二度歸らせ玉はぬ御凶事もやあるやらん」と心の底の煩襟つゝむとすれど溢るゝ涙を忍ばんと互に座敷の裏板を仰ぎ側の襖戸え目を移らし紛がし酒酣に及で「長き酒宴明朝旅立の勞とならん。いざ休ん」と寢所に入り夜も深更にいたりておなべが熟睡の間を窺ひ寢所を密に脱出旅立の裝束して泣々閨を忍出供をも連れず唯一人路次を急て逃行けり。おなべは是を夢にも不知。眠覺て四邊を見れば火一本有明の灯消えて例の高鼾の音もなく閨より庭え出る戸の開きたるを不審に思ひ寢所を探るに夜具と枕ばかりの虚床也。「差懸る自用にて庭え出玉ふか」と暫待てど音もなし。次の間に臥居たる腰元女を呼起し燈を移させ見れば

脇差刀も見へず。縮緬の腰結・烟管は庭の出口縁際に在り。庭を見廻せば堀主門片戸開たり。「是は如何」と動轉して表え爲知候得ば、家内の男女驚き騷ぎ、提灯・明松を燈し屋敷中は言に及ばず、近邊を尋ねても見へず。夜明けて大勢手分をして、山林・川邊他村まで殘る隅なく、三四日は尋ぬれども、一向踪跡不知ば、家老共も無詮方上野・平清水え訴ける。忠右衛門は仙臺より飛籠を雇ひ夜を晝に繼て旅行を急き晝夜五日半に江戸へ着き往來薄き町の脊戸屋を借宅して忍居る。忠右衛門出奔の儀上野・平清水より三戸え訴へ候得ば「早々尋出して引戻し注進可仕候。詮議等閑に仕り於不尋出」忠右衛門罪科其方共え御懸可被成由御意之旨、家老衆より嚴敷申來候に付、兩人我が身えかゝる大事を怖、敷存じ、兼て忠右衛門顏を能見覺え頓才ある器量を擇み、上野は宇夫方太兵衛、平清水は及川覺兵衛を賴みけり。兩人南部御領は遠近不殘、仙臺領をも隅隅まで尋ね候得共、在所知れず。夫より段々關東筋を尋ねて江戸え登り、此處彼處心を付けて尋ね廻はれども、一切其行方の知れざれば、一日兩人愛宕山え立願の參詣歸りに坂の麓にて忠右衛門樣体に能似たる侍、木瓜の紋付たる羽織を着て、深編笠を被り、草履取一人連れて登山するを見かけ、床敷存じ「下向を待て能見定めん」と茶屋に立ち寄茶・煙草など飲み居候内、彼男下向を見れば、躰・恰合・歩行眞疑もなき忠右衛門とは見ゆれども「倘人違ひしては面倒也」と遠慮して跡に續き見送り參り候得ば、町屋敷へ入候間、其宿へ行き「嗜」と案内すれば、慥に忠右衛門聲にて「客來あるぞ。浪助早ふ出でよ」と呼べども答なし。忠右衛門密語ながら自身に立出で兩人を見て「はゝと慢たる氣色にて「久しぶりの對面先以て御無事、珍重々々。さて各々には何等の御用あり、何時御當地へ御登ぞ。予が居宅をば誰に習ふて來り玉ふぞと不審顏に尋ける。兩人申す樣「上野殿・平清水殿より貴公の御迎に被賴先月罷登、御在所を尋廻候得共相知れざるに付、愛宕山え立願の詣、候處に御利生ありて御參詣の御通を見懸、御下向の御跡に續き致推參候。兎角御遁被成がたき御身の上に候間、御國え御下り被成候樣に」と申候得ば忠右衛門此挨拶に惑果たる樣子にて惘然として居り候處え、忠右衛門借宅近所の浪人上松内匠といふ人來り、子細を聞き、忠右衛門え申樣「本國え歸らざれば一人ならず迷惑する人ある故に、兩人の衆を迎に被爲登候事に候得ば、必死と思ひ定め早々御下向、無罪他人え迷惑を懸け玉はぬが士の本意ならん。若し御下向せぬ挨拶をし玉はゞ、迎の衆よもや其まゝは歸られまじ。卑怯なる擧動をして屍の上の

恥を世の人口に晒し玉はんは笑止なる事共也。早々下向可然と教訓しければ、忠右衛門無餘儀承引して、兩人を同道して無恙遠野へ參着せしが、上野平清水より三戸え訴候得ば、早速小輕米左衛門佐え御預。落許の御沙汰未た聞えざる時おなべ忠右衛門を戀慕ふ心底を書きて遣す文の寫、其頃世間に流布して持傳へたる人今にあり。其文に曰く

風の便りを松浦がた、何はなる戸の浦小船、あはで焦るゝ浮思ひ、いつを限りに松鐘山、空しく月日を小倉の里、龍田初瀬の紅葉ばの、色にや出づる我が思ひ、せめて暫しはなぐさむかと、書なす事のおのづからいとゞ心の亂れ髪、筋なき事をいふしての、神に祈を懸卷も、君に一たび小車の、廻り逢ふべき其誓ひ、今松崎の觀世音、日には七度のこりをとり、月に七日の詣して、祈る驗しのあらざれば、心の闇にかき曇り、たゞ五月雨の降る如く、かこち顏なる我が涙、晴るゝ間もなき言の葉の、思ひの數の積りきて、床に流るゝ瀧津瀬の、袖も袂もぬれはてゝ古言ながら取りあへず

をもほえず袖に涙のさはぐかなもろこし船のよりしばかりに

うきながら人をばえしも忘れねばかつ恨みつゝ尙ほも戀しき

と讀み置きたりし言の葉は昔も今も此道の、深き思ひの變らじと、思ふ心の身にしみて、やつれはてたる我が姿、夢になどや見えざらん、鳥にもあらば郭公、君があたりにやすらひて、高音を出し鳴きやせん、むねの間のうつみ火の、こがれて思ふ折柄は、富士の煙も餘所ならず、高ねに積る白雪の、きゆる斗に立のぼり、いつさて君に逢坂や、そなたの空を眺むれば、麓に近き檜澤山、露吹きむすぶ風の音、まつばかりとやなびくらん、まだ立殘る朝ぼらけ、木末まばらに見えわたり、夏もはや過ぎのまど、籬に鳴くやひぐらしの、聲を爭ふうつ蟬の、空しき空にあこがれて、石火の光、水の泡、朝顏の露稻妻の、照す間程も打とけて、此輪の內に廻り會ひ、幾年月の浮思ひ、かたりくどきて其後は、縱罪科に行はれ、深き淵瀨に沈むとも、君諸共に沈むなみ、互に手に手を曳き引かれ、死出の山路を越え行きて、一つ臺に至りなば、何くるしみのありやせん、哀別離苦の理、りは、免かれかたき習ひぞと、思ふて見ても尙妄執の雲起り、晴れぬ思ひの悲しさよ、比翼連理のむつごとの、ありし其夜に言かはしたる言の葉は、此古歌の心にや。

朝な〳〵草葉の上におく露のきえば共にといゝし君かも

と此むつ言は定めなや、思ふ事かなはねばこそ浮世也と、知れども流石尙我身斗、と思ひ、川瀨に寄する海人を、舩水のみ淺く、やるかたもなき我が心、せめてなき世の別れなう生れ逢はんと後の世の、契りを賴み侍べるべきに、同じ此世に在りながら、山河遠く隔て居て、風の便りの音づれをも聞ずまいらせず、明暮歎くありさまは、唄か流す血の泪、かくやと思ひ知られたり、君を思へば千里も一里とは、かやうの事にやありつらん、數々多き山川を隔つれど、互に通ふ心づかひの、いもせの道は遠からず。

古歌

忘るなよ程は雲井にへだつとも空行く月の廻り會ふまで

此理りを振捨てゝ、君の心の變りなば、生々世々の其内に、盡せぬ恨み深ふして、浮世に絶ぬ命とは言ながら、君も我が身も一本、諸共に終りなば、永く邪道に沈みつゝ、浮ぶ世更にあるまじや、唯いつまでも諸共に、扨我が朝は神の國、心盡しに祈るなら、などか利生のあらざらむ、廻り逢し昔もさるためしあり、よしつみの中將は、惡魔の者に取れつゝ、既に此世になき人とならせ玉へども、藥師如來の御方便にて、又よみがへり會ひ玉ふ、二世の契り淺からずと傳へ承はる、一本、承りて。ましてやいはん我が君は、同じ

浮世にましませば、終には廻り會まいらせんと賴母敷思ひ、御はもじながらみづからが心中かく申り〳〵

待わびてひとりふせ屋の床の上積る泪に汚まさり行く

姿をばいつみつ鹽の夕烟終ぬ思ひに身はこがれつゝ

さすらひの人は我ゆゑかくなると思へば尙ほも心みだるゝ

我からと藻に住ひ虫の音を鳴てあわや此世を過してよとや

とにかくにえにしもあらば小車のめぐり逢はんと思ふ斗ぞ

後の世を賴む契りのはかなさよ同し世にさへそはで果なば

繼草の露と消えなばなき跡を憐み玉へ賴む我つま

いつまでも君が心のかはらずばなどか一たびあはではつべき

敷島の道は今はた白浪の思ひの色をあらはしぞする

八百萬千代松我もながらひて君諸共に永く榮えん

かやうなる言の葉とも余り思ひに絶かねて恥も人目もはゞからず、三十一字にあらはして、かきくどきたる水くきをたゞおふかたに思召候はんや、申上度言の葉は、

山ならばしゆみせん、又は蒼海の鱗よりも尙多、御入候得共、書殘したる言の葉の、心の內御すもじ下され度ぞんじ上り〳〵、御よみわけ下され候はゞ、急ぎ夏の蟲と御なし候て玉はり〳〵やう、何事も〳〵あら御はもじや〳〵、あなかしこ

六月廿八日　　ちよ松かゝ

ます澤様　　參る

余り思ひに沈みかなしさのまゝ猶々申上まゐらせ候

泪川床のしら浪しげくして浮斗、こそつまぞ戀しき
さきの世にいかなる罪の深くしてかゝる浮世に生れあひけん
君をおきてあたし心を我もたば末の松山浪は越えなん

御はもじながら申上まゐらせ候、御笑あるまじく候、御返事待上まゐらせ候、唯何事も浮世かな〳〵、あら〳〵戀しやめでたく御返事、今や〳〵と待上まゐらせ候、

かしこ

鱒澤さま　　おなべ

參る

忠右衞門子千代松殺害之事

おなべは忠右衞門御預の事を聞きたる其日より、毎日風雨を厭はず鞍迫觀音様え立願の參詣に懈怠なく籠にも乘らず供人少々召連忍やかに詣でして「主人の御命無恙鱒澤え歸參の幸なさしめ玉へ」と一心不亂に祈誓を懸け觀音經一卷づゝ讀誦して、產生社松崎觀音様えも陰ながらの立願に一卷づゝの普門品讀誦して、下向しての其隙には自筆をとり經を書寫し兩社え奉納申つゝ、能に立願なしけれど、非禮の願は佛も納受あらずして、忠右衞門御養女離緣の御腹立御訐の御叱は被仰出なく「他領え出奔、予が高祿を以、執立てし過分の恩賞を不足に存ずる罪科に依て切腹被仰付」子共千代松をも殺害可致段、上野右近え檢使被仰付則首は三戸え可差上」旨申來候に付、上野はおなべが參詣の留主をうかゞひ、鱒澤の館え行千代松え申様「昨夜三戸より飛脚の便、

ありて忠右衛門殿御尊承候得ば、近々御預御免にて首尾能御歸參可有趣相聞え候。今度の一儀に付貴様にも他出の慰なく御退屈の程察入候。依之鬱氣晴しの爲長泉寺え誘引の心懸にて伺候仕候故、我等共の者共をも境田まで召連れ彼に差置小下僕一人召連編笠を被り忍に參候。尚更貴様には隨分御忍の御出上えの御禮に候得ば、供は一人も召連れられず、御出可有之候。我等御同道申候上は、何の御氣遣も無之事に候と役人共えも不申聞ずかしければ、千代松は久々敷館より外え禁足して居候故、殊の外悦び萬事の斗宜敷存ずると稚心のはかなくも行て再び歸らざる死出の旅路とはいざ知らず、先に進急ぎ行稚心ぞはかなけれ。上野は「しすましたり」と寺え伴ひ座敷に入り千代松え申様御親父忠右衛門殿先日南部殿より切腹被仰付貴様をも殺害可仕由被仰付御いたはしくは存れども、此寺内にて殺害申付候間、庭の敷革え座り念佛を唱尋常に被斬候と流石心猛き右近も泪ながらに漸々申渡候得ば、千代松は少しも驚きたる氣色も見えず畏り候とおとなしやかに靜々と庭え下り、敷革に座り館の方を一目見て手を合せ、高聲に念佛を唱ひ、最後を待つありさまを見る人泪を流しけり。おなべは斯あるべしとは聊不思、今日も鞍の迫え參詣して祈願終て御經の紐

を解き一行讀み終らぬに何となく心とぼけ前後を忘ずる時節夢ともなく現ともなく御堂の内陣より汝が數日の立願不便さに何卒死命を救はんと色々方便を廻らせども前世の惡業深ふして佛力の加護に及はず。忠右衛門は先日切腹して最早此世に無きぞかし。千代松事も今日寺にて殺害せられ死出の旅路に赴く也。疾々寺え走り行き名殘の對面仕れと宣ふ御聲も其儘に夢の覺めたる如く也。おなべは「是は」と驚きて心悸我知らず御經をも投げ捨てゝ御堂を走り出で長泉寺え急き行路次えて千代松小下僕駈來り若子様は御寺にて只今被殺玉ふ筈なり」と泣噦して申を聞き「さてこそ今のは則ち觀音様の御告ならん」と驚轉し、人目も恥も辨へず聲を揚げて泣叫び虎に追はるゝ夢路の如く轉びつ起きつ着たる袿の脱げたるも長なる髪の解れたるをも取揚ぐるもゝどかしくふり亂し「翅ある鳥ならば」と急げば程なく寺の門前には警固の百姓大勢棒鐵鉈など擎立ち塞がり通る隙は見えねども、おなべは觀音の御加護やらん警固の中を押分けて通れども、抑へ咎むる人もなく、門内へ入り見れど、前庭にも書院の庭にも警固の人多けれど、何も制し止る者もなく、書院の庭え行き見れば、座敷の落縁に上野右近目を閉き差俯て居たり。千代松は庭の敷革に座り合掌し

て剣手既に脊後え廻り、斯やと見ゆる所えおなべ「是は」と飛入て千代松を脊後より摺と抱き、太刀取を押し隔て、右近え對ひて申様「吁仲しや情なや、此子に何の憎い恨ありて如斯はなし玉ふぞ、さりとては惨い御心ぞや、斬らで叫はぬ罪あらば、先ッ自を斬ての後兎にも角にも斗ひ玉へ。妾が命のあらん限」と喚叫で千代松が身を圍もたへ騒げば斬るべき破綻もあらざれば、太刀取も絶方便あぐみ果てぞ扣えける。右近申けるは「忠右衞門殿出奔の科不輕に依て先日切腹被仰付候」。千代松殿に罪科はあらざれども科重き忠右衞門殿御子なれば如斯殺害被仰付候。兎角遁れぬ千代松殿命と思ひ切り早々そこを立去玉へて先立玉ふ人々の御菩提こそ肝要に候得」と泪ながら申ければ、おなべは此言葉を聞て「御尤の御事去ながら忠右衞門様御存生の御時は死生同時と御互御契約の御申合は乍恐妾も存じまゐらせ候御中也其好み只今迚も御忘れのあらずんば、南部様え御身に更ての御訴訟あらば、御子様の命斗は御捨免のあらざらん」と猶々抱しめ放す氣色は見えざれば、右近聞て「實に御身の愁涙しふちやく致したり。予も數人の子共を先立てゝ歎し時の憂悃さ思ひ合せ侍れば、千代松殿御事幾多惻憶存ずる也。御親父こそ罪ある身なれば是非なし。御幼少の御子には科はな

けれども、御仕置の御大法ゆへ、被仰付候事と存ずれば、叶はぬ迄も御助命を三戸え願上其御返答を待て後日の沙汰に致すべし。其間は御宿え千代松殿を返しさしおくべし。其處を立退早々連行き玉へとまことしやかに詐賺ば女心の儚も訐さるゝとは露知らで寔の慈悲と悅て「是れは誠に難有御情や、三戸えの御願何卒かなひ候様偏に頼み參らする」と千代松を抱かゝえし其手を解し、前え廻り右近に向ひ手を合せ禮拜する間に、右近は剣手へ目くばせすれば、空にしられぬ稻妻の光と見ゆる太刀陰に十一歳を一期とし首は前にぞ落ちにける。おなべは「ばつ」と魂極驚き其儘其處に倒れ伏し泣き出す聲も出でばこそ、半時斗入絶して正体なき形相は餘所の見る目もことわり過てあはれ也。警固の者共印の首を筥に入れ屍を土中に葬て立退ば其後おなべは稍々人心地出で起き揚り近所を見廻はし「吁仲しき浮世かな。皆様是が御手本ぞや妾も生て物を思はんより疾々冥途え御跡慕ひ急ぎつゝ、御父子え逢ひまいらせ地獄の苦樂諸共に片時も是と思ひ決め芦立淵の水の底身を沈めてこそ浮ぶ瀬もあり」「南無大慈大悲の觀世音、南無あみだ佛」と飛入て水に沈みし水の泡とのみなりにける。哀なりける次第也。其頃世間の評判は、左馬助主人の家を覆し、逆心の統領の

惡行を、おなべといふ女の好色にて鱒澤家を斷絶し玉ふ天道の誠ならんと語りける。

平清水平右衛門切腹並北十左衛門が事

平清水本氏は菊池と稱しけるを數代小友村平清水に住居に依て世人擧て平清水殿と稱しける。平右衛門今度の逆心成就に依て利直より恩賞の御印紙の寫左に記す

竪紙也

覺

一　三拾貳石壹斗五升五合　平清水村
一　五百拾四石七斗六升九合　土淵村
一　二拾七石三斗三升四合　横田城廻
一　三百九拾壹石四斗三升八合　閉伊之内　釜石村
一　三十四石貳斗九升五合　遠野左比内村
〆九百六拾五石七斗五合

但御印紙には百姓面附小高有之候得共略し不記

〆千　石　丸御印

慶長十七年十月十四日　平清水平右衛門

私に曰、廣長氣仙え沒落して境目合戰の毎度無勝利て政宗の家中に成玉ふは慶長六七年の頃と聞え候。此印紙には十七年とあり。按ずるに遠野領靜謐に被成候以後御印紙可被相出と思召、千石は御詞の御約束斗にて御延引の内、十五六年の頃迄は未た世上物騷故被相扣、十七年の頃大概靜に罷成候に付、御印紙被下候ものならんか。

慶長十八年利直江戸御在府之時平清水平右衛門儀、先々江戸表使者等の御用にて爲差登候節、田舍生立の者公儀趣不案内にては差支可有之候と被思召、爲見習江戸屋敷留主居假番頭申付候間、支度仕可罷登候。無異事相勤候はゝ、只今之通遠野城代可申付由右之旨家老衆被申付候得ば、平右衛門大悅して供之上下はなやかに裝束、翌十九年の春江戸え罷登り在江戸中無恙相勤、下向仕候處、北十左衛門重御仕置被仰付候時、世上の風説に十左衛門大坂え登り候節、江戸に於て平右衛門休息長屋え忍に立寄り、緩々對面して密談に平右衛門え語り候は、御小身の御家中に泛々と年月を被送ん

りは大坂え登り武功を以て一万石以上の大名となる幸を被得可然と勸候へば、平右衛門打額諾夜は壁に耳あり、岩のもの言、世の風、嗚呼音高し〻〻と十左衛門が膝際え摺寄り微音になり囁語しは御存知の如く遠野を殿様の御手に容易く入れたりし骨折の忠節は上野右近に少も無甲乙勤功に候得共、上野えは二千石、拙者えは千石被下儀、御最屓の被成候様と存る鬱憤は片時も止む時なし。然間奉公も身に染まず、幸の時至り大坂え登り御身方に屬し運を天に任せんと内々存候得共、軍用の支度金不足故御同道は成がたし。入用の金子懇意の御町人共え相談致し近日中才覺の心當有之候間、調次第御跡より罷登、於大坂可得御意、大坂表の首尾万端御執成奉賴と申合候處、「金の才覺調兼不、登由世間の吹聽の巷説を利直被及御聞、大に驚かせ玉ひ、平右衛門え虚實の御穿鑿被成候得共、十左衛門大坂え登り候儀ゆめ〳〵不存、猶更十左衛門え江戸にて對面は一向あとかたも無き虚説に候。若し御疑敷候はゞ、千枚の起請文可差上候と塡じ候に付、平右衛門在江戸長屋詰の家來共え御尋被成候得ば始は塡じ候得共、及拷問白狀仕候に付右之次第平右衛門へ申聞候へば、低首不言、強て詰られ白狀仕候故僞りを申上候段武士に似合ざる卑怯の心底に候、且亦御謀叛人の秀賴公え御昧方に大坂え登るべき所存、陪臣たりとも將軍家也。不忠心は予に對しても不輕無調法に候。依之切腹可仕由被仰渡其身と共に家名を滅亡に及びしは主人え逆心の天罰ならん」と諸人口を鳴らしける。平右衛門父は若名を駿河と稱し老年の隱居名を禪門と號す。嫡子駿河鱒澤氏の逆心え與力の惡行を聞き制止の教訓に詞を盡し候えば「左馬助殿え申合せを違變可仕」と承引の應諾して心底には不承引、益々謀叛の方略密談する由聞き傳ひ立腹甚敷「父の教訓を用ゐざる不孝の子と一所に居り、老体の我が身に恥を受けんも氣の毒なり。父子の對面是に限るぞ」と勘當して宿所を立退、別家の次男帶刀に添て居る。帶刀も是を歎敷存、兄駿河え諫言仕候得ば「鱒澤殿上野殿え一應同意の約束を違變する表裏の心は武士の恥辱のみならず、南部様へ誓紙を差上候得ば、彼是以違變は成りかたし」と承引の氣色なし。帶刀申けるは「誠に武士の恥辱といふ事をば能も御存知あるものかな。武士として先祖累代の主人え弓を引、唯一人まします老たる親の言葉を用ひず、不忠不孝は知り玉はずや。兩人えの被仰合の御違變を武士の恥と思召候段、甚御理外の御所存也。二の中にて是非は何れと好〻御勘辨可有と今古逆心の惡臣共滅亡したる和漢の例をかたりくどけば、

平右衛門少ゆうよの体を見て、帶刀愈申しけるは「重て如斯申上候ても無御承引、逆意に募り玉はゞ、明日をも知れぬ御齢の老父え當家の滅亡を御目に懸られんは大なる不孝には候はずや。今迄の御過りを御改、鱒澤殿・平清水殿(上野介)え御一味を御違變被成、兩人えも不忠の過りを御改、忠義の本心に立歸り玉ふ樣に御勸め、何卒殿樣無恙御歸國の計略の御工夫被成可然候。縱令南部殿え被差上候御誓紙御違變の御神罰にて當家滅亡に及ぶ大事ある共、順義の滅亡なれば恥辱と申すにあらず。古昔聖人の御心にも御あやまりは有ればにや、誤て改むるに不憚と申すは如此の事をや申にて候はん。倘御兩人善道に無御立歸、殿樣御不運にして遠野領南部の御手に入り候とも、貴公には臣たるの道は立べきにて御座候。且又御誓紙迄被成御兩人えは二心なき御心底を見せ被差置候得ば、兩人は心をゆるし御油斷の内には御計略を以て二人の内一人を討亡す程ならば數の家中の内には御味方も心懸可申、是万善の謀也」と言葉を盡して諫むれば、平右衛門大に立腹の顏色にて礙と怒眼、恐れ敬ふべき兄に對し慮外を も不顧、途方なき兒童杯を教訓する如く威蟄て止させん識顏に、古事を以て制する無禮の喋言、聞もうるさく汝が顏を見るも中々氣の毒故、即座に手に懸け討て捨ゞと思へ

共、兄たるの慈悲を以て堪忍し命をば助くる也。早々其處を立去るべし。向後此屋敷え出入無用と勘當せられ帶刀涙を流し座を立て「吁是非もなき仕合かな。主人えは逆心の不忠、老父えは教訓を背く不孝也。重罪を不恐、惡業は土佛の水狂といふ諺の如く自滅の災難を招き玉ふは淺ましき心底也」と獨言ながら宿所え歸り、老父を叮寧に介抱して月日を暮し、廣長氣仙より軍勢を催し遠野境え攻來るといふ風說を聞及、廣長の陣所え行、御味方に馳參候由を言ければ「兄駿河謀叛の統領人なれば此方の樣子を伺ふ間者なれ」と逐出され、其疑の挨拶に餘儀なくも押て可申譯在所え歸り老父に斯と語りければ「無是非仕合也」。只世の分野を伺ひけり。其後兄駿河過分の立身仕候得共帶刀は勘當の身、老父も命歿しかば能に取繕佛前の作法を勤げる。然るに駿河は帶刀え勘當をも免さず、曾て南部え出世の執成せず。帶刀は農業を老人の渡世とし年月を送りしが、兄平右衛門切腹以後、父禪門存生の時「二男帶刀忠義の志ありて平右衛門に義絶して父を身にまとひ、浪人の身ながらも能孝行をなし父を介抱せし段、利直御聞及ばれ、御感賞不淺、忠義厚き禪門跡斷絶は殘念に存候間、平清水家の本地六拾石帶刀え被下御執立被成候。乍去、古主え逆心のみならず、北十左衛門え同

意の心底重罪の平右衛門が平清水を以て御執立は難成候。帶刀氏を改候様にと被仰渡在所新谷を家の氏として仙臺領と遠野領境の警衛の御用を勤居候處、寛永年中八戸彌六郎直義遠野え引移時、利直直榮え被仰候は遠野は政宗の領分と隣郷にて金山の境論並双方欠落人等の六ケ敷出入度々有之候間所不案内の其方家來共斗りにては無心許存候間境近所住宅の給人新谷帶刀遊井名田與三右衛門と申者を其方家來に申付候間身帶は唯今迄の通宛行境の用事爲勤候様にと被仰出候に付右兩人直義の家中に罷成候由。慶長の中頃吉田源助といふ侍無調法有之爲詮義役人中より呼候得共不罷出私宅に引籠居候を北十左衛門子十藏え推入捕被仰付人數を召連其宿所え參候處源助拔双の刀を振廻々々死もの狂ひに働すきまあらば逃出んとするを捕拿の者共逃さじと取圍疵負死人多く出ける時十藏無二無三に組留搦捕此節十藏左の髑に淺疵を被候得共平癒して數十日以後惡食の爲に疵綻び血夥しく出で療治不叶早世す。父十左衛門愁歎の上放心やしたりけん上えも不窺剃髪す。利直被及御聞我隨意の無調法と御呵を得て逼塞の時節大坂御出陣に付御供の面々支度最中の頃十左衛門御供仕度由申上候得ば以前の呵も未許に供を願候儀上を輕しむる

重々の無調法に付御歸陣まで閉門いたし屹度慎居候様にと被仰渡候に付十左衛門左右難遁我が身命に候間大坂え登り運を天に任せんと隱密に忍び出江戸え參着し、軍用不足の買物ありて二三日逗留中以前の姻戚十藏妻は平右衛門娘也其頃平清水は櫻田御屋敷御留主居番に居候故暇乞の對面に一夜密に平右衛門休息長屋え忍行き近習の者を遠く退け何等の密談やら暫く囁で後盞を出して平右衛門申様大坂え御登めでたく御出世の御壽命千年迄も不相替御榮花の御祝儀にと鶴の吸物申付候とて互に盃の數積り十左衛門長居は人目の關も恐れあると歸りける。十左衛門は南部の御家中にても指折の武功且富者故大坂え參着には上下の人數粲然に裝束供の騎馬十人一様に鹿毛なる馬の太たくましき一様に金銀の鞍置せ參り候。大野修理渡邊内藏助え黄金十枚つゝ賂を以て御前向の執成を賴み秀賴公え御目見の時御直の御意に爲御味方遙々遠國より罷登候段神明に思召候。隨分戰場の武功を勵み可申候。於御利運は内々大野渡邊迄願の通り南部津輕を御恩賞に可被宛行由被仰出御約束の御印紙御盃を被下且亦寄合小組百騎御預被成候所に百騎一様の具足の上え黑き陣羽織を着せ戰場え出で此處彼處にて南部十左衛門一本信景と自稱敵味方の目を驚

かす擧動仕り候故、東國勢えも名を廣め申由、大坂籠城の着到には南部久左衛門とあり。大坂え參着以後名を改め候か。又十左衛門を久左衛門と聞き誤りて書たる筆者の過りならんか。翌年五月六日落城の時、踪跡知れず、落失たる諸浪人御詮義の爲、名元人相書諸國え被相觸候に付、十左衛門天に跼、地に蹐しても身を忍べき所もなく、先年勢州太神宮え參宮の頃御師三日市太夫次郎は知音たるに依て彼處え行き四五日も休足して其後何方えなりとも立退んと存じ參宮の道者に委をやつし、太夫次郎宿え暗夜に紛れ忍行き密に案内して太夫次郎に對面し四五日忍居度由申候得ば、當所えも先達落人御穿鑿の御觸有之候得ば、太夫次郎は十左衛門を搦捕重き御褒美を申請んと寶の山に入りたる心地して大悅不斜、奥の座敷え請じ師檀の事故聊か疎意には不存候得共、參宮の道者出入繁き所に逗留の間に萬一他え相知れ候ては御爲も不宜。尤私も迷惑に可及と心元なく存候。今夜は無御氣遣御休足被成、明朝早天に何方えも思召次第御立退可然と叮寧に馳走して、頗に酒を強く勵め沮斷のすきまを覘ひ、不意に蒐て搦捕と心懸候得共、十左衛門は元來下戸とて酒をば不飲、膝元近置たる刀を鞘よりくつろげ驚破ともいはば拔放んと思ふ氣色にて座敷の四方え眼を配

り須臾の間も用心不怠躰を見て兼て武勇の名ある手剛き强敵なれば、物馴たる長袖の禰宜神主五人七人にて任俠の力くらべに可仕裸敵に非ず憖に卒爾の大事を仕出し、疵負死人など出來ては宮地を穢し神明の御罰御奉行よりは騷動の重き御咎を蒙り、數代の禰宜職御取上の災難を求むる後悔は必定也。さればとて御奉行所へ訴へて捕拿の御足輕に手柄の褒美をとらせんは我が掌に握る黄金を他人に奪はるゝがごとし。殘念ならん。所詮計略を以て搦取んには如かずと密談して左あらぬ体にもてなし、其夜は忍の番人を附置き、翌朝未明に發足の砌乘馬の腹帶を緩め置き傍より馬え乘上る手傳する体をして、左の方え突落、起揚らんとする所を、力者の社人大勢を降重り捕抑へ、繩を掛け御奉行所え差上る。其後從公義利直え大坂籠城の人數の内南部氏の浪人あり。其方一家の者か と御尋に付私家來北十左衛門と申者兩度無調法有之呵置候處、在所を忍出大坂え登り於戰場南部十左衛門と自稱、擧動申由風説に承及候。必定其者に可有御座候。家名の虚實御詮儀相濟十左衛門に相違無御座候はゞ手前え被下置度由御願被成候處、十左衛門に無紛願の通利直え被下南部え引下於殺生場十日に十の指を切磔の刑罰被行候。

上野右近病死之事

上野右近廣吉先祖は阿曾沼家の派とも云又廣長の叔父と云説もあり。平清水滅亡の以後、横田の御城代上野一人にて相勤め、遠野の政務己が心に任ずといふことなく執行ひ、山林の竹木は不及言、神社寺院の古木・大木をも不恐賣出し、積悪の次第、利直の御聞に達し「彼是刑罰の時節ならん」と思召候處、其頃右近大病の由相聞候に付、御延引被成候處に身に災難はなけれ共、切腹・磔の亡命よりも苦辛強き病根也。其子細は男子なく女子計、四人あり。嫡女え家督の聟養子九右衞門（人首伊賀三男也）短命にて養父に先立早世す。其妻も程無く病死す。二女は十二ヶ村彈正妻となり難産の後惱み漸々彌重り生死も不知數月病臥養生の術盡きて終に死す。三女は鱒澤忠右衞妻たりしに恠敷病を得て死す。末の子は昔に名にしおふおとくが如きの悪女なれども心ばせ優敷、幼少より和歌を好み常に不絶詠みしと也。おとくと云し昔の女は色黑髪赤、兩眼凹鼻塡額出で頤反頬脹て大醜ある娘なりしとかや。世間の人「右近殿御娘は昔のおとくに能々似たり」とて虚名をおとくと稱し笑ひけれども、幼少の頃は何の辨なく「おとくと呼ばるゝは善事ならん」と思ひ悅びしが、十四歳の秋其頃一朝鏡にうつる我が面影の醜ことを始て恥る心出來り、夫より鏡を手に取らず、他人に見らるゝを恥厭ひ、屋敷の裏え出るにも人目を忍び召仕家内の者にも見られじと心を遣ふ。歌に

面影をうつす鏡に恥そめて人目を忍ぶ身こそつらけれ

と詠て書たる歌櫛笥の中にありしとかや。段々成長する程氣の毒積り、煩襟やるせなく堪え兼て、十七歳の秋の頃、書置の文を殘し、裏の木の枝より帶を下げ、自縊て死にけるは、不憫といふも餘り也。父母は其文を繰返々々讀では泣き、泣きては讀み、昔も今も人の心は闇にはあらねども、子を思ふ道に迷ふは父と母との情なれば、數多持たる子をだにも可愛憎いの隔ては更になけれ共中にも此娘「他人に顏を見られじ」と夜晝ひまなく心を遣ふありさまを見る度毎に父母が不憫と思ふ忍泣溢泪にかわく間もなき思ひ也。然るに去年の春散行花の頃、短册二枚持來り物をも言はず潛然ながら差出す容貌のよからぬには似ずして心やさしき女なれば憐惜む花の題にて詠たる歌ならんと取上見れば

惜まるゝ花をばよきて惜からぬ我が身を散せ春の山風

風を待ついそく我が身は散もせで世に惜まるゝ花は散ゆく

此歌の心を察し、一入不憫に思ひ「されば昔も其方が如き盻よからぬ女えの教訓の歌にや

色黑く見めわろくとも人はたゞ心言葉の白く清かれ

と最明寺と申せし天下の執權し玉ふ人の詠玉ふ歌にも見ゆる也。我が身一人と氣の毒の物思ひに心を不可屈。予が當時御役も格別の威勢ある身なれば親好を求んと緣組を望む人ありて嫁入せば、世の諺にも「緣の眼に霧が襲」といふことあれば、長くつれあい子孫も榮ひめでたく幸ひあるべきぞと、言ひ慰めし言の葉も今ははかなき夢中のたはむれと成りけるか」と夫婦諸共聲を連れ涙にしづむもことはり也と人ごとに貴涙を流しける。書置文の寫とて世間に流布す。其紙面

今宵先に立間候、不孝を若もや心みだれてかと御推もしさま歎かしくぞんじ候

ま丶筆を染り〳〵此歌御すもじ被下たくぞんじ上り〳〵。

我ゆへに誰が娘ぞと父母の浮名を流す身をうらみつゝ

生れにし身をこそ悔れ中々に此世を見ずは死をも急じ

此夕暮御顏を拜し〳〵を御暇乞と思ひ定めまゐらせ候得共、御餘波に書殘したき言の葉は濱の眞砂の數よりも尙多く侍れ共

思ふ事かゝんとすれば泪川水かさ增りて筆ぞ流るゝ

此文御覽の後はやく夏の虫と御なしくだされたくぞんじ上まゐらせ候あら御名殘おしや〳〵かしこ

九月五日　かる

おとゝ様

おかゝ様

御ぞんじ　御申寄へ

右の通り上野は五人の子を先立て、其前後に妻二人愛妾三人病死す。此不幸十度の毎度心氣を痛めし煩襟に悲歎の泪に袂の乾くひまもなく「中々鱒澤や平清水などの如く切腹して世を早ふ去ならば、斯る愁もなからん」と惜むべき命の長きを「つれなし」と我が身を恨みかこちて月日を暮らす、氣力の勞れ積り重ねて病となり、其病症は肉脫して瘦せ衰ひたる老躰の皺斗なる頸の左右に疔といふ難腫二つ出で、痛甚強く堪

がたき苦みを、數日を經て破れ口見ゆれども膿血腫中に欝滯して外え出でず。段々前後腐、廻り終に首落、一本朽チて亡命す。其死骸を光明寺え送り、火葬の死齒骨を埋めたる塚の上に建て置きたる彩色の冥堂、年月を經て朽ち破れ、苔蒸だる朽木の端に、彩色の跡殘り、此處彼處に倒れてありけるを「是こそ上野殿冥堂の形見ぞ」と里翁の語り傳へしを、人も今は此世にあらざれば、墓所も何方と知る人なし。近世まで光明寺佛壇に煤ほこりて牌名も年月の文字も分明ならぬ古き大位牌ありしと斗、夫さへ今は紛失唯「上野殿繁昌の頃住み玉ふ屋敷の跡は此處也」と綾織村谷地館の田畠に名斗、殘りける。右近病死の遺跡二千石の内千五百石御取上、五百石にて家相續孫の與三郎九右衛門子なりえ被仰付。以後與三郎何樣の無調法有之候哉、身帶被召放其子共小扶持被下、上野の家名は今以て南部の御家中に殘りしは不幸の中の幸と謂つべきか。又は「重恩譜代の主人の家を覆へしたる上野といふ惡人の末孫也」と永く後世迄も傳へんために殘れるものか。却て家名の殘らぬよりは甚だ幸ならんか。

或人問。上野右近居館は綾織村谷池館の由然らば住所の綾織か、谷池館の在名を家の氏に可被用處に、家名を上野と稱せしは如何。答て曰。遠野殿繁昌の頃は身帶二百石にて居宅は綾織村の内上野といふ所に在りし、依之上野を氏とす。遠野殿沒落以後二千石の大身となり居屋敷狹く不自由の差支ある故同村谷池館といふ古館光明寺戌亥に丁りて古木立の小祠ある畠なり上堀・下堀・築地・西門などいひし處の跡田畠になり候を前々の如く普請して上野より引移候得共、家名は不改、上野と稱し候由。上野の舊屋敷を近所の里人は今以て「殿屋敷」と唱來り候由。其屋敷は當時兩郷、明神の別當屋敷下の方に平地の畑あり、廣さ四十刈程也。

鎭守の八幡宮の社あり。

遠野靜謐之事

上野右近死後横田の御城内毛馬内三右衛門五百石槻館左兵衛五百石、葛西浪人東山七騎組の内也石兩人被仰付候得共、三戸えは遠所故町人百姓の心に協はぬ政事もありけるやらん、古主の時代を戀慕心深く城代衆より申付下知法度を等閑に心得我隨意を擧動もの多く、且又市日には七七十里の諸商人寄合喧嘩・醉狂の双傷疵を負はするをいふ闘殺喧嘩をして人を殺すをいふ度々ありて之が爲めに商賣を妨げ、或は人を殺害して他領え出奔するあり、或は女・兒

童を勾引、牛馬を盗み踪跡知れず逃行もあり、或は富者の民家え押入、亂暴に米穀財産を取て逃んとするを家内の者任侠して儺人をば半捧・十手・刀の脊にて敲臥せ、又は繩を懸て働かせず、手に々々俵物擔撃行くもあり、在家町屋え火を付て風下の家々より出置きたる葛籠・衣櫃・家財・雜具を騒動紛れに盗み取りて行くもあり、詮議に御城代衆折角心を盡し候得共、徒者の在所不知。在町物騒の仕置・絶方便、三戸え度々訴へ、利直達御聞「遠野は當所より遠所といひ、破綻斗への政宗領分と並双方より境目出入の噪論不絶、六ヶ敷場所なれば城代持にて靜謐の功果敢行べからず」と寛永四年卯の春八戸彌六郎直義え遠野の政務御頼に依て、直義本領八戸より遠野え引移、岡前宮内といふ秀才の家老才覺を以て、御城代衆勤中踪跡知れざる徒者共の詮議届兼ね捨て置きたる在所々々を段々聞尋、自郷の者は不及言、他領・他郷に忍居候者をば、其所々え榜示を打て引戻し、他領より當地へ欠落來る者をば其領主へ斷り出入の毎度三戸へ相伺ひ、御差圖を得られ候處「御用有之候間直義三戸え可參」の由老中より申來り三戸え參上候處利直被仰候は「先達遠野城代共勤中遂詮議不相知徒者共の在所穿鑿仕り過半引戻し仕置申付大悦の至に候。御手前を遠野え遣候はゝ、無ヶ樣に可有之と存じ引移の儀頼候。我等目利無相違」と御賞美不斜「向後遠野に科人有之候共、詮議並落許の裁判共に此方へ伺ふに及ばず。其方役人共へ申付隨分遂詮議勸善懲悪の政道執行ひ候樣に」と被仰付候に付遠野領科人詮議の拷問刑罰の斬罪磔・火焙梟首等自分の仕置を他領の諸人是を見聞して「陪臣の領内にて自分の刑罰天下に例なき珍事也」と當家の威勢を恐れ、自他郷の諸人は不及申、他領より來る者も如以前市中にて醉狂の喧嘩・刃傷・鬪殺の騒動も無く、火付・盗賊の徒者も漸々絶えて靜謐に治りける。

阿曾沼興廢記下卷終

華嚴院法印泰堂補遺

里老の曰く、氣仙勢赤羽根峠え寄せ來る時遠野中澤村に檢校の座頭ありける（其名知れず、今田屋藤右衛門先祖、當時住吉新山え立願の子細ありて百日の參籠九十九日に滿する日、住吉（古住吉の社也。今の社は享保年中新に移す）の門前え如何樣宜敷大名杯の供勢と覺しくて鷹狗馬の音宜敷聞得、大勢の供廻にて美々敷參詣と覺へて既に御庭前迄人音しげし。右の座頭も何方え逃隱れべきにもあらねば本堂の片隅に跪き身を細めて居けるに、人音忽に無く人聲として音も無し。不思議に思ひ居る內に本堂の外より緣の上え一人の脚音にて上り大戸の扉の先迄來る音ありしが、又戸をも開かず音も無し。彌々不審に思ひ「誰ぞとも咎むべきか」と思ひ居る內に、我が座したる前に立玉ふ二王一体堂も暗く足音にて歩行出させ玉ひ、扉を開き宣ふやう「扨々貴体には久々人間の交りをなし玉ひて只今の御歸りかや。御美敷存候。寔に人間程樂厚き者はなしと承るに、何とて早く御歸りぞや」といふ。外より來り玉ふ御方の曰く「御意の如く人間の樂み程悅ばし

及川與惣治校訂

きは無し。然るに只今歸りし次第具に御物語り致すべし。今日赤羽根峠え廣長の勢被寄段、先達て此方え風説之あるに就き、揃者も舅右近え加勢參着の刻、武具相應には着用候へ共、我等持合の甲私所存に少不合處ある故、舅右近に廣長の重寶の内唐珍の甲（此前書には唐題とあり、伊能氏曰く、題は冠の誤か）是は廣長の先祖蒲生氏、三韓御征伐御供の砌着用、比類なき働は世人知れる所也。此時着用いたし唐土にも珍敷甲也とて唐鎭と號す。鎭の字は上に憚り珍の字を用ひ秘藏の什物なるを、段々廣長迄相傳へ重寶たるを最上出陣に不被用寶藏に在るを舅廣吉の手に渡ると承り所望仕候處、兼て恪き右近、請合惡敷故、私用候は不顧亡命、聟舅の義理なればこそ戰場え來りしに其志を不辨大慾かなと惡口せられ、任懇望甲を進候とて陣所え遣候得ば、一應請合惡敷故惡口の上は於戰場卑怯の働仕、御秘藏の御甲を穢し申さんはいと念なき事故、用不申返進仕候。永く御重寶被成候樣にとて相返し、今日の戰に右近が目の前にて甲も不着粉骨の働き、氣仙勢の目を驚かし、敵も味方も餘り强戰也といひしかど、討死を思ひ定め候故、追懸追詰戰ふ中に大澤え馬を乘り入れ、身體自由ならざる所え、鐵砲の玉腦え打込られしを郎等共走付肩に掛て陣所えは來れども、大切の疵なれば如斯罷歸といふ。内よ

りの挨拶「先々御入候へ、緩緩御物語申さん」と二人共に内え入り左右え別れ玉ふと思へば、音も無し。座頭もそろそろ立て扉をさくり見れば開たとも見えず。「不思儀」と思ひながら百日の立願も今日斗と勤行いたし滿る日にもなれば、下向の折から内え歸り聞けば「一昨日赤羽根峠に軍ありて十二ヶ村彈正といふ人比類無き働をして討死をし玉ふ」と聞て扨は一昨日住居にての不思議を思ひ合するに十二ヶ村殿は住吉の二王樣が變座被成玉ふにやと其頃の人唱ひし物語を聞傳へて昔語りを今爰に記すのみ。

或人曰く、遠野十二郷は前卷に「下六郷は知れ候故、記し被置候に上六郷は知れず」と先生の被仰置候に今當世の人物知り顏に申は恐入候得共、粗々承り及び言葉の端侍るまゝ是とのみならぬに候得共、語り申さぬも先言の非にいたすも耳なきに似たるとあり。申傳候。上六郷と申は上七ヶ村（左比内・細越・板澤・平倉・中澤・糠前・青笹村）是一郷にて南郷と唱ひ北郷の一ヶ村（土淵・栃内・飯豐・柏崎・伏山・五日市）是六ヶ村にて一村と稱す。又一ヶ村は（付馬牛・駒木・東禪寺・矢崎）是を一ヶ村と稱す。次一村は（横田・鶏崎・新里）是にて合四ヶ村と云。外二ヶ村は大槌（橋野・金澤・吉里吉里・栗林・鵜住居）是一村也。釜石（甲子・浦平田）是一村也。都合兩所合て遠野十二郷とは承るよし。是な

らんや。

祐清私記

解題

『祐清私記』は伊藤祐清の隨得手錄である。南部根元記・奥南舊指錄其の他の諸書に散見する南部藩歷代の史的傳承を、得るに隨つて詳細に筆錄し、後の世の心ある者に味得せしめんとした用意が、明らかに顯はれて居るのである。

南部は足利の世守行の武威に據つて四隣を壓伏し、强大なる勢力を振うたが、後極めて衰微した。石川左衞門尉高信屢々干戈を動かして稍々宗統の威勢を張り、其の子信直二十六代の棟梁となるや、豐臣秀吉と關渉を結び、其の子利直亦上國の機運に與かることあり、斯くして遂に南部一藩の安靜を見たところから、此の書の如きも信直・利直の時世を主として力說し、これに前後の消息を具に添加したに過ぎぬものである。從つて既に篇首の目次に見える如く、重複煩冗の傳譚、些しく嫌忌せられるものゝ無いでもないが、忠實なる一家の私記の、頗る時に流布する異說をも採錄して居るところから、他の關係文書と比較して見る時は、同じき傳承の興味ある考量をも與ふるものであつて、此の書の價値は洵に此の一點に在るのであらう。

祐清は通稱を嘉次右衞門といひ、又嘉兵衞・嘉右衞門とも稱した。寶永元年二月初めて藩主南部信恩に謁し、利幹の代に城下新田奉行となり後種々の役儀を經て寛保元年諸士系圖武器古筆等調用係となり祿五十石を給せられた。寛延二年二月、年六十七で歿したが、此の私記の外にも隨筆などもあつたらしいが遺憾ながら今は傳はつて居らぬ。

本書は南部伯爵家藏本の乾坤二册を底本とし、岩手縣教育會謄寫本を校訂したものである。語音筆勢の古態を彷彿ならしめんとして、欠落ともに多く原本に據つて其の儘とすることに留意したのである。

祐清私記乾目錄

一大ヶ生玄蕃之事
一北十左衞門道心之事
一北十左衞門大阪籠城之事
一鹿角金山はじまり之事
一鹿角金山繁昌付駿河に言上之事
一慶長十九年夏頃より大阪物さわかしき事
一北尾張守信愛剃髪之事
一南部古今雜談集
一中野氏先祖之事
一八戸先祖破切并當國へ下向之事
一北重左衞門事姥か懷金山之事附大阪籠城并に最後之事

一守行公御逝去に付御廟坂之由來
松前氏之由來○南宗坊利直公に生替并に御葬禮之事、「この三條と細書次に入るゝ」
一厨川先祖付南部信長被ㇾ手ニ入岩手郡之事（後に見得たり）
一南部左衞門尉信時家督之事
一疱瘡神出現に付信義早世之事
一氣仙一揆之事
一白澤攻合付高水寺囘祿同緣起之事
一利直公御出陣初付九戸政實不快之事
一内山助右衞門奥北の館破却之事
一光錄窟觀音詣之事
一晴政公逝去付鶴壽殿嗣疑之事
一晴繼公逝去に付達戸信直家督之事
一津輕所々凶怪之事
一津輕中疫病時行事

一左衞門尉高信領内靜謐并出馬評定之事
一岩手之諸士三戸伺公之事
一高信雫石出馬之事
一斯波境論高信出馬之事
一高信再斯波表出馬之事
一信直公北國往來之事
一九戸か事
一眞守御刀之事
一岩崎之事
一御家菱備之事
一下斗米家略譜人皇之事
一南部二十九代重直公御事
一甲州より御供人數之事
一大浦左京談大光寺光愛付光愛出奔之事

247

一津輕代々守護之傳
一馬門山御境繪圖御裏書之寫
一鶴吉瑞依爲家紋之事
一南部御領内往還並木松御植立事
一從家康公賜虎之事
一盛岡御城御三階之事棟札之寫 重信公之御代なり
一御三階魚虎丼に高さ之事
一三戸居城燒失之事
一花卷御城之事
一志和郡岩手郡境之事
一和賀古館之事
一南部兩家盛岡八戸と分る事
一見渡高山之事

祐清私記乾

伊藤祐清著

大ヶ生玄蕃之事

一爰に斯波殿之侍に大ヶ生玄蕃と言者有、先祖より斯波郡大ヶ生を知行せしゆへ斯は名乘ける、本名は川村と號し大職冠の庶流にして藤原の姓とかや。然に太平記の頃にや上方を沒落し、斯波郡大ヶ生へ來り、自當所を押領し、土民則所の主と奉仰、大ヶ生殿と號す。子供二人有嫡子太郎は妾腹、二男治郎は則大ヶ生にて出生す、依之一鄕の長共、治郎殿を家督に被立可然候由一同に申ける、大ヶ生も嫡子なれは太郎を家督に被立度思へ共領内の諸人歸服不仕候上は、譬へ嫡子に立たり、共、我死後の變無覺束如何せんとて家督の定はなかりけり。扨其時に大ヶ生柿迚さねなし

の名物の柿あり、若實を喰當る者は大に仕合ありければ、幸柿の熟したる最中なれは、大ヶ生殿村々の長共召集められ、子共兩人に柿をくはせ我家督成る者は定而柿のさねに喰當るべしといはれければ、皆尤も同して見事に熟したる柿を兄弟の前へ備ければ、兩人段々取て喰けるに、二男次郎二ツ目にさねある柿に喰當り、則父の前へ出しければ、さては家督にそ極りたれと座上に直し百姓とも一同に悦ひけり、今に至て其言傳有り。さて太郎殿には本地之内（今は六百石余其頃は三百石有）百石を遣し川村の名字を名乗らせ、大ヶ生斷絶せは川村より可繼と約束す。領内靜に治けり。時代過きて斯波殿當郡へ下向之後、斯波殿へ降參代々忠を盡し天正之頃に至り、犬ヶ生玄蕃代に至り斯波をそむき南部へ降參しけるとなり。

北十左衛門道心之事

一斯而北十左衛門先年に不替鹿角に住す、其身は金山の奉行被仰付居たりしか、何故とんせい仕と其濫觴を尋に、子息に十藏とて（未た元服もせす）容貌美しく才智衆に越へ、適欣然たる雄士有二三年以來太守の御側に被召仕森岡に住す、君寵日を追て厚かりけり。然に慶長十九年の頃にや有けん、森岡の城において屋形の被召上候朝の御飯に、大豆程の白き石入たるを不被知召被召上しか、御齒にあたりけるを吐出給ぬ、亦御汁を被召上るゝに、魚の骨大き成有り、御次之者共是はと驚き、身を冷し居たる所、屋形其時の御宮仕北十藏を被召今朝の料理は何者がしたりやと御尋に仍て何の某の當番と申上る屋形憤の御顏にて然らば彼を討て來よと大さめさやの御脇差を渡給へば十藏不安思ひとも上意なれは辭するに不及急に御料理の間へ走り行、彼男御肴を造り何心無く居たる所へ御意なりと聲を懸大袈裟に切りたり。此男元來强勇の者なれば心得たりといふまゝに倒なから持たる鉋丁を持て不透切りけれは、十藏か右の腕脉筋の邊に當りけれは、十藏本望は遂れ共、手負なれは首取る迄不叶急き御前へ參り此由を申上る、去共いた手なれは少時昏絶しけるを、同僚漸々助け下宿させ、良醫力を盡とも此底いゆる事なし、斯りしかば十左衛門鹿角より立越て、色々養生すれ共甲斐なく、日を經て慶長十九年八月廿一日終に世を去りぬ、（健峯康公禪定門）聞人悲ぬはなかりけり。父十左衛門始何れも哀傷之涙袖をしほりぬ、誠に樂み盡て悲生とは今此事かと思はれたり。或時十左衛門夜もす

から子息の事を思ひ出し誠に老生不定とはいひなから余多持たる子成共離るれは悲しかるべきに、數ならぬ獨子の父に先立愁しさ、子共の末を思ひばこそ是れと申も君故か、今は浮世に何かせん出家せばやと思ひけり。自ら髪を卸し小座敷に引籠後の世を念し居けり。一族驚此事隱密不可叶、屋形へ披露仕んと森岡へ告けけれは利直公大に怒りたまひ、子を失ひ親に別れ何れも誰か悲歎のなからん、去なから十左衛門一應訴もせす主も無き様に我儘のてい髪、上を輕したる行跡なり、沙汰に及ん内は閉門申付よと宣ひは、いそき奉行に命して門戸を閉さしむ。十左衛門愁傷の涙かはかぬに、亦うき事の重りて最と物淋敷暮しけれは、鬱胸不快今閉門こそ幸なり、上方一見に登り日頃の鬱氣をはらさんとてひそかに住家を立出て、小保内山を打越仙北へ差懸り、伊勢道を經て無程上方へ着けれは、京・大阪・伊勢・熊野をも一見し其後紀州高野山に趣て爰こそ能き住家とて住所を定。抑十左衛門何迚我儘の行跡すると其根元を察するに、數度の戰功勵とも功もなし、其後か様の金山を見立、そくばくの御奉公仕共差たる賞にも不預けれは兎も角も此度十藏か果けるも偏に君の御短慮ゆへ、十六七の童子に討手を被仰付し故也とて深く奉恨ぬ、誠に

思慮之程こそつたなけれ、是勇も血氣とぞ聞得たり。十藏手負之事異本曰、十左衛門一年鹿角より盛岡へ移り住みぬ、時に屋形より何某といふ者依罪有て十左衛門に御預なり、此人死罪窕り則十左衛門宅にて討て可捨由命有、十右衛門仰を蒙り屋敷へ歸り、物馴たる家來に此事をしめす、時に子息十藏此事を聞て願くは此度討手某に被仰付候得かし末た一度も手に合候事無之候得は末々稽古に仕度是非〳〵といふ、十左衛門敢て不免此義一大事なり、若年にして敵は大强の者也、等閑にては叶ふへからすといひけれは十藏しきつて願ひけり、十左衛門漸く免しぬ。其朝は十左衛門心悅有り迚、いつに替り饗應美々しく餝たて十藏をして膳を拵しめ囚人の前に置く、此人謀をは不知謹而戴所上意と言て脇差を以て拔打にきる、敵心得たりと切られて倒れさまに匕首拔て拂けれは、十藏の右の腕を切り（是迄は囚人の脇差なとは取り上不申と見得たり）十左衛門其座にありしか、扨ては仕損しぬと思ひ飛かゝりきり留ぬ。十藏痛手にて日を經て相果候由、又一說に十左衛門何某を手討すへき事在り、時に十藏頻に望て是を打しに右之如難にあふと云。扨諸說多しと云共、予あかしたる本文は實儀と覺し、猶重て考へし、十藏手負申七八日前に、戯に右の腕を紙にて戯に結

れ、介添の僕に向て我只今あやまりて腕を切りたりと云けれは、此男大に驚き疵は如何程とや、所は脈の邊にて大事に御座候とあはて外科なとと騒きしかは、十藏顯れ僞なりとて紙をとかれしにはたしてたはむれにてありし、其後斯る難にあひしかとも手所も不違、是こそ前評にてや有んと後に思ひ合せけり。

北十左衞門大坂籠城之事

一去程に北十左衞門入道は、其頃紀州高野山に有りけるか、攝州大阪騒亂之事有りて、諸浪人を被召集候よし聞得けれは、十左衞門熟々と思ふ樣、我等武士の家に生れ弓矢たつさへる身として、子共の哀傷によりて世を捨ぬるこそ口惜けれ、能き幸也此度大阪方へ走加り、軍功をぬきんし武名を後世に可耀、殊に日頃屋形へ奉對恨の矢を懸奉り鬱ふんを晴さんと本國に内通し、一味之者語らひけるに親族浪人共等をはしめ相語らひ、密々京伏見の兩所にて武具の用意をす、十左衞門無隱金持なれは、京伏見大阪駿府江戸等の藏々に、一二万宛の金を籠置けるか、先年入道せし折此事にも心を不入打捨て置ぬ、此度の入用に京大阪伏見右三ケ所の金を運集、馬物具を

用意し相隨ふ兵共迄馬物具を一色にして何も美を盡し大阪城内に罷越籠城す、秀頼公へ土產として重藤の弓墨漆といふ五百張征矢一万、但し羽中の節中迄金にてぬり候由、且つ射付の節の邊に、南部十左衞門何の某と名を朱を以て金粉を入と云、弓も右同斷を秀頼へ献する、其外諸大名へも大野修理、彼是四五人征矢五百千夫々に送りける、其有樣遒ゆゝしく見得けれは、大阪にては南部の光り武者と唱。然に大阪の合戰始て敵味方しゆふを決しける刻、城中より射出し候矢を見けるに南部十左衞門と名有り、寄手不思議に思ひ詮議するに、城中諸方之矢倉〳〵より射出す矢、何れも同し矢に而同名なり、此事不安思ひ則御前の御耳に達しけれは、秀忠公の事將軍樣大に憤らせ玉ひ、南部を名乘べき者奥州の利直より外覺得す、定而利直二心を抱き城へ合力と覺えたり、其上新に名を顯す段我をあさむくと覺え候とて御所樣へ家康公之御事御内談被成候由、後に聞に此時家康公被仰候は、味方の諸大名利直に不限何れも城中に合力有り、眞田兄弟の如き心得へし、何れも子孫を思故也、去なから利直の振舞旁若無人也、然共當城平きんに無之に是非を糺さば、味方くつれと成りそむくもの蜂の如く出べし、此事おふよふに詮議可仕と仰らるゝと云々。

其後利直公を御陣に被召御尋有りけるは、其方事兼而御念頭思召候所に、隔意有之候様相聞得候、子細は今度城責の刻城中方々の櫓より射出せし矢の内に、南部十郎左衛門と銘有り、其方同苗か定而覺悟可有之、所々之櫓より射出候矢幾千万といふ事を不知、定而十左衛門多勢之者と思召候、縱城中に加勢之者に無之候共、同名之間其方より彼を召取御前之御欝胸を可宥旨被仰付、利直大に驚き陳答して曰、臣何として二心を挾み城中に合力可仕哉、若二心を懷候はゞ隱密にこそはからい可申に、家名を現て振舞可申哉、殊に某内に南部十左衛門と申者心得不申候、若某家來に北十左衛門と申者有之候、去る子細有て去々年の頃命勘當置候得は、私へ訴も無之道心を起し上方へ立退て高野に罷在候由風聞に承及候、此は領内の金山奉行爲仕候者ゆへ、殊の外富者に御座候、若彼か城中に走加りか様の悪行仕候哉、其外十左衛門と申者覺悟不仕候、乍去某家名を盗まれ候上は今更申上に不及候へ共、始終不思議の事に候得は、斯は申上候、此段思召分無之候得は、如何様の御欝胸を蒙候共無是非仕合に奉存候、願は此度の實否をたゝし申度奉存候間、攻口壹ヶ所被仰付候様奉願上候、誠に無念之ありさまにて申上る、其時御側の諸大名各利直の言葉に取付御執成

被申けれは、然者重而兎も角も御返答可有、先々退出可仕、由依仰に、荆棘木茨木共本陣に被返ぬ、即刻御内意申上右是否落着不仕内は、利直逼塞仕罷有べく候哉、又利直逼塞不仕候共、北彦八郎（北十左衛門左衛門近族）は如何様に可申付候やと々櫻庭安房等閉門被申付候、此彦八郎は十左衛門爲に本家に候、安房は十左衛門か兄に候、北家養子に參候故北十郎左衛門と申候、此兩人十左衛門身近き者の事ゆへ、未十左衛門籠城之實否不慥候へ共如此被申付候、將軍様大御所様に御返答之段被仰遣候由と云、其後また利直公を被召被仰渡候旨は、此度兼而召に寄早速參上仕候事二心無之證據と思召候、其上奉行所迄申立逼塞候段尤に候、其方陪臣一身の合力之由粗被思召合、事有依之兼而之御欝胸殆と爲晴玉ふ、計策を以て彼を召取候はゝ彌々の可爲忠節、此末越度無之様に忠節可勵旨被仰付候、利直謹而領掌仕少時有而申上るは只今上意難據奉存候、願は明日之先手を被仰付被下候得、左候はゝ十左衛門生捕候か、左無くは一方を打破て今日之御恩に奉報と申上れは、不及其義に、御法令之通後陳を警固重而御催促を可待由依仰、利直御陣を出て本陣に歸る、斯しかは北彦八郎櫻庭安房等も逼塞を被免、誠に北十左衛門か無道故利直大に難にあいしと云々

此間和賀の先祖之事とて二條私考共にあり大意和賀由來記・和賀記等に同し

一春若殿則多田式部太輔忠頼と名乗、建久九年の秋鎌倉を登足せられ奥劔は御下り被成、又齋藤兄弟を頼朝の御前へ被召、汝等春若に附副奥州に下り隨分忠を可抽と被仰、其頃齋藤兄弟不思義の夢を見、五郎は夢に枕元に楷木八本生たりと見たり、弟六郎は夢には枕元に萩生たりと見て夢覺ぬ、依之兄弟をは兄八重楷源藏實憲と名乗、弟六郎をは小原藤四郎實秀と致忠頼を隨身し奥州下向なり。

一建久九年の秋季多田式部太輔忠頼鎌倉を發足す、同十月奥州之内苅田宮と云所に到來せり、同所小田嶋屋敷平左衛門と云者の所に旅宿せられけるに、頃しも當國以の外大雪にて奥に御通不叶數日此所に日を送られけるか、旅宿の徒然に平左衛門娘を側近被召仕けるか、無程懐妊と成る、其年も暮て翌年正治元年の春、忠頼疱瘡を煩ひ世を去玉ふ、時に八重楷源藏急に鎌倉に馳登り此旨斯と言上す、頼朝大に驚き給ひ源藏を被召委細を御尋なり。将軍の御諚には平左衛門娘懐妊之由、若男子出生せは忠頼かなき跡の形見に家督させん、成長之後召連れて登との仰なり、依之源藏再ひ奥州へ下る、其後平左衛門娘安産す、男子出生し無程成長す建暦元年未秋

之頃十五歳正治元年の誕生ならば十三歳なるへき如何八重楷源藏御供にて鎌倉へ登り、頼朝の御子實朝公へ右之次第を言上せらる、八重楷源藏時に八旬に及ひしか、御前に被召出委細を御尋なり、將軍重而其子をは何と申と御諚也、源藏謹而しゆきん殿と申由答けれは、則父之名を通し多田式部大輔忠明と被成、翌建久二丙申年三月奥州へ下向せられ、苅田の内小原と言所に居城構暫被住候由。

右は御境目和賀の古人の申傳也、然共其説之不慥、建久九年之翌年は正治元年也、此年の正月十三日頼朝公隱れさせ給ふ、此節八重楷源藏馳走。

この間江刺・戸澤の往復の言葉と覺しきものあり（このあとにあり。）

鹿角金山はしまり之事

一今度不來方之仰に依而秋田境目爲檢分、北十左衛門鹿角郡へ相越、白根邊に旅宿して居たりしか、其邊の百姓共奉行へ目見得せんとて手々に進物をささけ奉行の宿所へ群をなす。其中に年の頃七十余りの老婦、幼き男子二人具して十左衛門か前に來り涙を流し云けるは、此兄弟は太郎子・次郎子と申て某か孫にて候、彼等か兩親

數年以前に相果孤子となりしを、某か懷にて漸々成長仕候、先祖相傳之田地は兄弟之頃迄は母方之伯父にて作りその身帶仕候、約束之年役をも一毫たに年濟不仕候得は、老の力を以て只今迄漸々彼等を育候、某か命は明日にも知れ申さねは、死て後伯父の心も無覺束、彼等路道に迷ひ申さんも口惜敷候得は、某か命之内に何とそ田地を取かへし兄弟に分度候、偏に此事奉願上候、委敷此人々も知り玉へしと前後に並居たる鄕民共に向て言終て側成雜式を招て、此度見參に何そ奉度存れとも、貧之某に而候得は乍恥敷、是は孫共を俱ひ身か心盡して作候とていもを献す、一包みの書物を取り出し奉行へ進せけり、十左衞門不審に思ひ上包をほとき見れは、田地案堵之證文なり、彼等先祖と見得將監と言しものゝ時代にや長牛取合之頃高名ありしと見得國主より感狀之趣に持地何石之内何程永代無役可令手作よし、永祿年中之證文有、其外色々之書付有之近鄕之長の子孫と慥に相見得候間、即座に百姓共に尋られけれは、老婦申處に少しも不違けれは、今日は諸人の見廻にて取込ぬれは追而裁許しなん、心底不便に候迚彼老婦をは被歸けり。其後彼の兄弟の伯父を招き委細糺明せられけれは件の犯人陳するに無據有樣に白狀す仍て押領の田畑をば悉く兄弟に返し、其上科金三兩を出しめて己か住居に案堵せしめける。扨其後十左衞門彼老母か進せける包物不審に思ひ雜式に被問けれは斯是にそ迚持來を見るに、長さ四尺斗の薯蕷なり、其美事奥の芋にも猶增りて見得けれは、自數の内より ゑり出し、是をは屋形樣に送申さんとて能く見られけれは、芋に纏たる赤土之内に銅の樣成る光り砂有り、不思義に思ひ鉢に入れてあらはれけるに、銅かと見得しは皆砂金にて、十左衞門大に心驚き、扨は彼の女めか訴訟はやく裁許を得んため某に賄して芋の土に金を入れしよな、兎角彼を呼て此芋を返んと被思けるか、否々又此邊に金有山より堀りたる芋か、あれ程の貧女にて是程の行跡は思ひも不寄、兎角呼んて尋んとて彼を招き色々馳走して尋けれは、老婦か曰昔より此處に砂金と申もの有之山聞傳候得共、可堀すべも存ねば只音のみにて目には今に見不申候、傳聞上代の事に候はん此處に都より人來り玉ひ、其有山を知て其時國主と内談し、砂金數千斤を求てけり、其年の國彼に禁裏に上けれは、幸其年奈良の大佛造營之頃にて彼金泥を以て大佛を彩色奉候由、其後段々堀傳候得しか、當國の主阿倍殿とやらの亡し時より一切に盡失けり、絶て久敷事なれは只物語のみにて候、又某等より祖父杯

の言傳に、あの山の奥にて其邊小童子朝草刈に行たりしが、草の葉一宇金色の露上て其光目を遮り不覺倒伏しけるが、少時有て息吹出見れは最早光りものも消失漸々人心地付て直に家に歸りけるが、親とも不思議に思ひ彼の草の上なる物之露をほろけは皆金色の砂粉なり、是こそ金といふものにて有べく、上方へ遣數拾貫之代物に替て多く之田畑を買求、大富者と成、其子孫今にあり、其後彼等を始め近郷うらやみて尋見れとも重て左様の不思義なし、近年迄羽州より折々旅人來、藥にすると て此邊之土を取行けると世上申候、是より外何等覺も無之候と語りけれは、十左衛門さこそと思ひ日を過きてせんなしと彼老婆か宅に行、浮世の物語して夫より姥先達ていも堀處を見んとて後の山へ參被見けれ皆砂金に而候得は十左衛門大喜老婦に向被申候は、其方の手山之いも其味尋常ならす、斷りなり土地之模様格別なり、從今後は此山をは某に吳れ候へ、代をば望次第遣可申と數拾貫之代物をあたへけれは、老婦大に喜ひ從是彼山を姥かふところと名付日々夜々に芋を堀、其土を俵にして奉行所へ納置、扨土民共は何之辨へもなく芋數奇な殿にこそ迚猶是後は我も芋を奉らん安き音物とて日々夜々に持來りぬれは芋の山を積置きたり、其事數

日之間に誰知る共なく世上沙汰しけれは、隱密難叶迚屋形に披露しけれは、屋形大に喜、境目見分之事終りて各は早速立歸り其旨可申上、十左衛門は殘り居て其地の事を存分にまかせ知行可致由被申候、其遠所永々の勤不便とて子息十藏斗り清水屋敷に今の御新丸、後御田屋清水の上に有十左衛門か居宅也。殘し置れ妻を始鹿角へ引越居なから金山を奉行せられけり。

鹿角金山繁昌付駿河へ言上之事

一奥劔鹿角白根西道等之金山をは北十左衛門不思義之緣に而被見立、慶長七年の春之頃より被堀けれは、土百目に金四五拾目より七八拾目を限り出る、其金色厚く清し、仍而不來方の下知を以て領内之山子共を集め、日々夜々に堀けれは、此事諸國へ風聞し近國は不及申、上は京大阪堺を始商買しけれは行衛も知れぬ流浪共、或は浦々船頭共當座之渡世有、されは彼金山に來り山子と成堀程に、慶長九年之夏之頃は、みよしと云小麥或は火石大豆程之金入交り樋へもかけす直に俵に入るゝ如此之繁昌開闢以來日本無双に而有べしと諸人申合り、依而伏見大阪大津堺其外所々よ

り商人馳下り、金銀・絹布或錢杯兩替し近邊に家を建、色々之賣物誠に美々敷見得にける、町中に風呂湯屋迄貳三ヶ所に建並、遊山町とて諸方之戲氣女を呼集、田舍吟の小唄・謡はせ遊ひけれは、無程上方より小謡・三味線・今様之上手共か歌舞妓を伴て數十人下りしかは、當山日を追而繁昌し晝夜亂舞遊曲しけり。斯しかは不來方之仰を以て組の同心二拾人召れ、警固之ために來りけり、斯て利直公より兼而金山出來之事伊井兵部殿迄内々に被訴置けれとも、頃日以ての外美々敷成伏見・大阪之者迄下りけれは言上せねは不可然とて、慶長九年の秋の頃にや駿河へ參覲せられし折節此事を言上せられ、當山之爲運上黄金千枚・砂金五十斤被献けり、江戸へも献上可有所に伊井兵部殿御異見有て被停ける。駿府之御所大に御感ありて、此度於領内金山出來候由早速之注進神妙候、殊に運上金指上候得共、此度之爲褒美被下候彌々遲滯無之候樣下知可申付よし被仰下けれは、利直公尊命之趣奉謝無言只頭を垂れ平伏して罷立、其後北十左衞門は彼上方者と内談し大津・堺・伏見・大阪所々に問屋を定め、鹿角郡米代川舟に而秋田領能代之湊へ下ケ、爰にも問屋を定めて或は北國廻し、東國廻し迚上方へ爲登金銀を引替ける、末世に至りて目出たかりし事共なり。

慶長十九年夏頃より大坂物さはかしき事

一慶長十九年夏頃より何となく上方騒動可出來密々之風説有之候、依之仙臺・秋田・津輕・兼而被遣置候物聞共より、隣國にても何となく武具の修復有之事。

御内々に而御修復有之事。

一當夏殊之外馬大分參り候、馬勞共上方へ御領内にて馬共拂ハ能候故、秋田・仙臺へ隱し馬參る、下馬共に高直に而上方ハも登り候に付、大形地拂不仕候故、依之高直になり仙臺・秋田・最上・會津・水戸邊にて調人多有之候由、中より下の馬は拂口能候而上馬は却而後に下直之由（此傳は此次に記す）可見合。

一同十九年秋より砂金五匁壹兩に永錢五貫五百文より六貫文斗迄前代無之高直段々金高直に成六貫文に罷成候、金子調候者町々在々より大勢有之、隣國よりも金調候者密々參候由、みぎ直段に准し、笹葉金又は碁石形金共に兩替有之、然共是は直段少下直方、就中新金高直なり、錢も永錢は高直に成り永錢壹貫文に水戸錢（びた錢といふ）拾二三貫文斗、前々は永錢壹貫文に水戸錢拾貫文は定直段候、金茂壹兩五貫文に限候由

一八九月に至り領内在々より穀物花巻・盛岡へ附出相濟候故、夏の頃より下直に成候由、此義後及聞候へは上方之義何となく諸人密々に申唱候故、弓矢と申候得は諸國一偏に御領内迄弓矢に可罷成候様に地下人共一偏に心得候へは、手廻飯料指積外國置申候義、穀物相拂金錢に仕置候心懸候故右之通り。

一御前より盛岡・郡山・花巻に而御賣穀被仰付、江戸廻し爲御登米大分可被仰付由にて御買米被仰付候由。

一御先代より近年に至り、諸士之次三男或は怪者前々欠落候者共、當秋に至り御領内へ立歸り候者共大分に相見得候由（此義此末に記可見合なり）

一同年十月中旬江戸より早打を以申來候由、其趣は大御所様大阪へ御發向可被遊候由に而、十月三日諸大名登城被仰付、東國大名并奥州大名は東國の大名の面々早々支度仕、領知より直に可馳登候由なり、尤御執事役より右之通御陳觸有之也、利直公には此年御在國。（盛岡御居城）

一大御所様には十月十一日駿府御出陣之由。

一十月廿三日將軍（秀忠公）江戸御出陣之由。

一兩御所様大阪御發向之御陣觸に付於御前御家老并八戸左近以下之侍大將之面々被召呼御密談有之由諸人其品不存也。

一今度大阪御出陣に付御供望申者毎日大勢之由、二三百石より小身之者大分有之由、然共御供之義は御前より被仰付候義故願御取次無之由。

一數十年欠落之者共、窄人に成當夏より立歸り所々に隱忍居候者共、親類縁者に附て兼而之無調法御免被遊候はゝ、今度諸士之被官に茂罷成、戰場之御奉公仕只今迄之悪名を清め、先祖之御恩報申度奉存、尤御恩賞に預り申所存無之候間、御慈悲を以御勘當御免被成下度由願上候へ共、一度御國を限り候者故却而御仕置等に可被仰付候得共、先祖之事被思召、命御免被成候間何方へ茂可罷越候由御取上無之事。

一同十月大阪御供の人數被仰付候（則御人數書左之通重而可記と有之）

一諸士具足・中鍵・指物大小・すさや御定法左之通。

一甲立物鍬形前立物は銘々心次第。

一手切合印

一具足之脇當に大鞍丸可爲、但大小備は赤丸、黄備は黄丸、青備は青丸御手廻は金之箔

丸可爲候。

一鍵印は白熊可爲候。

一刀・脇指・すさやは朱之左卷御手廻備は金箔之左卷たるへし。

一指物練の四半子持筋、但家々紋は銘々心次第、但附來候共菟獅子鬼の手等之異形の紋は可爲無用、此時より段糸約帆懸舟に月星等は相止候なり但付度候はゝ銘々之心次第に候由。

一朱具足・朱鑓・朱鞘無用之事、不依何儀目立候道具無用。

一諸士武具・馬具・弓・鐵鉋之類亂世の引繼故心懸候へ共、慶長六年岩崎陣之後十四五年に至年過候事故修覆之義に付夜寸隙無之、物具師不足候故大形召仕歩行具足等は手前繕仕候事。

一持馬は百石以上持馬仕候事御定目候へ共、是又所持不仕候者多分有之、高直之馬は万事の軍用に金子指積候故、下直之馬爪の能を調、毛疵想門（相紋か）等好不申足並乘ならし申由也。

一今度こんかちん淺黃等之木綿賣切申候、殊の外高直に成候由。

一草鞋も賣切申候由。

一大阪御出陣と申候故、諸士召仕共迷惑かり戰場に供候へは、命生不申物と存候得而暇を願或は足之痛等申立候者多分有之由候、依之奥行之面々へは知行より役に申付召連候由、依之奥筋田名部邊よりは蝦夷共之内大分參り候由、扨現米扶持方金方之者共召仕に不自由候由被爲及御聞、兼而御定置被遊候百石貳人宛之御村夫之内より、上人貳兩・中壹兩貳歩・下壹兩と身代御極め、御家中願次第役夫之内其人元に御引合家人に被仰付、身代は人元に主人より相渡候由。

一四十九石以下役儀等に而今度被召連候者馬道具等身廻相應之武具は御前より御借被遣候。

一今度御供人數五百石より百石迄高割に而御金被下候、是は御出陣に付往來旅籠馬飼料并馬道具仕立御名付被下候、具足・甲其外武具・持馬等は銘々所持可仕筈の事故、右之通被仰付候哉と申成候、御金割左之通に而御座候。

一五百四十石より　五百石迄　壹人に付御金百兩

一四百九十石より　四百石迄　壹人に付御金九十五兩

一三百九十石より　三百石迄　壹人に付御金八十五兩

一貳百九十石より　貳百石迄　壹人に付御金七十五兩
一百九十石より　百石迄　壹人に付御金五十兩
右之通此外役儀に而小身之者へは別而役儀に應し御金被下候由、六百石以上には候御金不被下候。
一御留守に罷有候面々より百石に付砂金拾分積騎馬金上納、百石以上之諸士之分不殘持馬在々より人足足よとめ金百石砂金拾匁積指上ると也、五十石より九十石迄人足金砂四匁積指上る。

已上

北尾張守信愛剃髪之事

一爰に南部之累臣北左衞門佐信愛去文祿の初にや名を尾張守と改、前規不違和稗の爲軍司花卷之城に住し齡既に七十余に及ぬれは、數年の眼病既に長し兩眼爛腐て盲人に異ならさりしかは、和稗の軍司職を免許被仰付玉へて剃髪の沙汰を蒙度と愁訴度々に及、仍信愛か剃髪之事を恩許せられしかは、是より尾張守を改松齋と號す。去共郡司職の事は免許の沙汰なかりしに光錄無程世を去り玉へしか御子信濃守利直累跡を繼玉へし後再此職を辭す、仍信劭内議評定せられ衆議色々なり。

干時櫻庭安房謹而言、松齋は年老兩眼腐て盲者の如し、雖然内には人愛を懷て諸民をなつけ外には武勇を施て近隣に武威を輝す、斯る大功之勇士故屋形御存生の折しも恩許の沙汰被停ぬ、增て御家督後未た年をも過きされは二郡士民案堵之思ひなからん、干今松齋の郡司職を被停なは、和稗二郡は定而闇夜に燈火を失か如せん、然は何樣の異變出來も計かたし、此儀能く賢慮を廻されよと申上れは滿座尤と議定す、信劭御感有、仍松齋に爾々と被仰遣けれは、松齋も斷と被思重而松齋櫻庭か諫言を聞老を恥て後悔せられけるとかや。

一或說に曰、北尾張信愛入道して松齋と號せし事は、慶長四年十一月上旬大君信直逝去に付、十二月上旬剃髪及ひ郡司職免許の事等を櫻庭安房光康を以て披露に及所、本文之如く評定有て剃髪の事を被免郡司職は免許無之由、其頃信劭より松齋へ被申遣、其趣は今度大膳殿逝去被致候に付、剃髪及郡司辭退の趣櫻庭安房迄被申越候處委細承知せしめ候、乍去郡司職之事は免許難成候、子細は我等漸く二

十四五歳に而領内の沙汰も覺束なく候得は、貴邊に不限當家大切に存する輩は、縱令世捨人に候共此時に臨て某を助けらるゝこそ可然之境目に候得は、只今毛頭隱居職と云も郡司之義は難免候、委細は櫻庭安房より申越候筈と被越けれは信愛老之身を恥てけり。

南部古今雜談集

一人皇五拾六代清和天皇より七代新羅三郎義光公より四代の孫に、加賀美四郎源遠光公の三男南部三郎光行公と申者、若年の御時右兵衛佐源頼朝卿の御前にて元服被成、甲州南部の庄を拜領し、依而南部を家名と被成、是よりして御子孫代々守護となり依之甲州之南部之庄に居住被成鎌倉に勤仕怠り玉はす、頼朝卿とは余り御身近爲渡玉ひは十人衆の内爲加玉へて晝夜出仕隙なく、中に正月朔日より七日迄之御祝儀には頼朝卿之被召しに相違なき様に饗應なし被下候人々荒々尋見るに、一條板垣逸見武田小笠原佐竹吉見南部等なり、あら〳〵如斯何茂其列に備り終日之御酒盛有とかや。頼朝卿より御拜領物に雉子尾之御太刀迚今も有り、其外色々有之といへとも御子孫に御傳なしと見得たり、其頃頼朝卿より御免之内幕と云有之、子細は幕を二重にはる事を云、又屋形之内にて張事をもいへり、是は諸家に御免方少しと云、右之御幕色は皆白共云、又むらさき共云、御子孫に御相傳有之、さて頼朝卿之御舍弟九郎判官後伊豫守義經と奉申御方、頼朝卿の御名代として平家追討被成頼朝卿を日本之主と成奉りしか共、其身あまねく勇功に而爲渡玉ふ故、木曾之義仲之如く都にての狼籍難斗、あまつさへ平家方之息女と緣を結ふにより、義經洛中狼籍かそへかたし、誅伐すべき由頼朝卿院宣を蒙り殊に梶原平三景時か逆櫓之遺恨に依而義經を讒言しけれは、義經都に居住難成思召候而、御臺所を打連漸々忍出玉へて、文治年中奥州に下り佐藤入道秀衡を頼み衣川之高館城におはしますに秀衡無程世をさりぬ、子共二心なく義經に思付判官奥州下向し玉ふを聞て、鎌倉より討手勢下り義經と合戰し終に不叶高館に而生害有、（一說夷ケ島へ落玉ふといふ）秀衡之子共錦戸太郎國衡二男伊達次郎泰衡（惣領職にて家嗣）三男泉三郎忠衡、其外餘多子共二心なく義經と同心し鎌倉勢と軍す、（判形物には義經を背と有なり）依之頼朝卿直に御出馬可有由にて、數万騎引具し文治五年七月十九日鎌倉御立、供奉之大名百四十四人之うち別而九人之大名

供奉可有之由也、其内に加賀美次郎遠光公供奉に備玉ふ、三男之御子南部三郎光行公も百四十四人之内にて奥州へ下向有、頼朝公大軍を率て奥州御發向被成、所々之要害を責やふり玉へて泰衡兄弟不叶被討けり、頼朝國中の舊跡上覽有て登り玉ふ、泰衡亡て誰も治る國主なければ夷共蜂起して國中を騒動し、民百姓之財寶をうはひ取、諸人なけきかなしみける故に、十ヶ年經て正治年中佐々木十郎光幸と云仁を御下し、奥州閉伊郡領知し同所に居住を構、賊徒を退治すると云共一揆大勢に而せいひつ難成、さて彼光幸之縁を尋るに、其上人皇七十七代後白河院の御宇保元年中崇德院御謀叛、其時鎭西八郎爲朝宮方に參候故、後に伊豆之大島へ流罪し是を保元の亂と云は是なり、其時爲朝二才之子有、ひそかに女懷中に抱て山林へ隱れ、漸々はくこみ四十年星霜を送、建久之頃女と共に頼朝卿へ見參に入、爲朝は義朝之御舍弟にて御兄弟之御子なれは頼朝公の御爲に眼前之父方のいとこなれ共、一度父義朝と不和にて兄弟と合戰を仕候爲朝の子なれは、頼め共不安に思ひ候得而心中をなやまし玉ふに、頼朝公の御諚には佐々木を召され汝に是を取するなり、養子可致と御諚にて佐々木之養子被成玉ふ、依之佐々木十郎光幸と名乗玉ふ、奥州閉伊郡拜領如是、説に曰光幸は閉伊郡田鎖と云ふ處に住居故二なんは田鎖家名とす、光幸末孫に閉伊陸奥守と云子息二人有之、苅谷・和井田兩郡を知行すと云説有之由、さて又十郎光幸は一揆共被責難義の由にて、頼朝公より三代目實朝公（御兄頼家に世次男子無之ゆへ御弟に）ゆつり聞召被及、然者南部三郎は其已前泰衡退治として故殿奥州御下向之砌供奉如是致候當所の躰を存可有、罷下り押領させんと御諚に而泰衡亡三十年に及ひ承久元年に實朝公より御教書拜領し、同年十二月本國甲州大廻より船にて被召、上下七十三人にて急き玉ふに同月廿八日奥州八戸浦に着玉ひて、同國糠部郡三戸に城築玉へて賊徒を退治す、依之佐々木氏は南部の御手しよくし御味方と成候由、さて光行公奥州御下向之事は二説有、根元記には頼朝公の御代建久二年に御教書被下當國ゟ下向と有、建久二年は文治五年よりわつか三年に成れり、此分不詳、南部御子孫は日々盛にして代々當國の司たり、佐々木氏之子孫も榮花にして諸家に分れ干今南部家にあり、中にも日頃におよひて天正已來被召出し人々是皆佐々木の末孫にて、同國閉伊出生の人々なり、まつ其の人々の家名をしるし見るに、惣領田鎖佐々木也、末葉の子孫に長澤・赤前・和井内・中村・碁目・苅谷・花輪・腹帶・茂市・重茂・箱石等なり、其外餘

多有之、依之何れも家の紋四ッ目結、但し同名にても上方侍は紋相違申也と古人の言る也。

古人の曰、先祖三郎光行公の世々は勝れたる歌人にておはします　彼にて歌よみ玉ひし歌共諸文に有之、中にも古今集とやらんにのりし是しゆつくわいの歌と云。

心あらん人の身秋の月を見は何を浮身の思ひてにけん
明日も有は今日をも何か思ひけん昨日の暮そむかし成りけれ

と讀玉ふ是時の歌のよし。

さて光行公は賴朝卿御代甲州住居之砌は甲州之内三万石押領被成とも云、又十五万石共云、公方之支配は左もあらんけれ共、甲州の内南部と云處は僅に二万石斗り（一說に二千石）押領被成と云說有之、干今甲州に南部屋敷と云ふは有之と承候。

中野氏先祖之事

一中野氏の先祖を尋るに、九戸左近政實の弟なりしか斯波御所之聟にて、志和郡の内

高田といふ所を知行し高田吉兵衛と名乗て御所の家臣たり、子細有て御所と不快し、舍弟之政實を賴て南部に降參仕度候由申越けれは、政實右之由信直公へ言上すれは、信直公召抱べきとの御諚にて軈て高田を信直公に奉仕忠節を抽、然に信直思召樣は吉兵衛事元來志和住居者なれは、末々は何卒して志和をも汝か手に入度思召計策之爲、又南之押として高田氏を不來方之内中野館に居置ける、軈て吉兵衛を改中野修理と名乘ける、色々智略を廻し志和を南部之手に入度と志、岩清水右京杯茂語ひけるに、大形殘り世く志和侍南部に降參すれば、志和滅亡目之前に來らんと諸人之取沙汰なり、然所に信直公志和表に出馬終に志和南部之手に入、其後天正十九年辛卯九戸政實逆心之時、二心なく修理南部に一味す、軈て九戸を誅罰す、後に修理動すれば信直公に御恨を申ん有樣に見えければ、如何にも敵味方と分互に刄を磨きけれ共、現在之兄弟なれば深心殘るらん、右之志折々見得ける、殊に修理大力にて有ける山常狩杖を築けるに五寸廻唐竹之中に鐵の細棒を入て突けるよし、其已前三戸御城石垣組候節、中野氏奉行迚有ける處に上より大石の落るを修理杖にて押ける、見る人足を見て如何に力強きともケ樣なる大きなる石は三十人にても引

へきか、増て上より落を安穏に突留ること古今の大力と取沙汰しける由、信直公三戸にて冬雪の上にて追鳥杯被遊御慰候に、信直公かんじき物を召て雪之上を自由に御歩い候なり、修理は男大きく力強けれは歩かね雪を踏禿しけれは、信直公御覽じて如何御身は常に鬼之様なれ共如是之節は我に馳付候へきかと被仰けれは、扨々をかしきを被仰候、御前を手取にいたし候は我心の儘にて候と申けれは去れば我に追付見よと宣て被馳玉へしか修理持たる狩杖を持直し被召しかんじき押ければ心なく雪の上に倒玉ふは修理堪忍しなひと被仰ければ、既に討んと思ひ共一先堪忍し、折々修理か面顔替る事兄左近か敵と信直公思ひしゆへか、信直公も何卒節を見合、失んと思召けれども左も無く暮し玉ふ、其後同八年之頃森岡を居城に構ひ、是は淺野彈正長政公御相談にて有、利直公永代郡山之城に住居あらんと思召けれ共、長政公之御異見に郡山は仙臺に近し、森岡を御取立候得と有けれは、如是頓て森岡に住居ありし、或時志和郡鹿妻川屋堤之普請之時、利直公中野氏に被聞けるは如何に修理此川を刎へきかと被仰けれは、御前にて御刎候はゞ御供申さんと申ける、利直聞召汝先に刎るかと仰られける其時修理申けるは是非御望に御座候はゞ

刎て御目に懸け申べし、乍去臣は君より跡に立は習にて候得は、先御先にと申けれは至極道理に被誥玉へて去らは我先に可刎、汝は跡より刎候得と宣へて僅なる小川なれとも廣貳間も有るへきを向之岸へ刎玉へて、修理刎來るを切らんと思召、腰之物ぬき玉へて修理は中途より拔合けれは利直公も叶はせ玉はす修理へ詫事し玉となり、如是大剛之人にて利直公も恐敷思召されけり。

一秘傳に曰慶長八年正月十七日之事成に利直公思召候様は修理こと其儘捨置物ならは末之邪魔たるべしと思召、色々計策を廻し玉へと終に空く打過玉ふ、後修理を呼寄毒打にせんと思召修理方へ使を立玉ふ、其夜修理不思議之夢を見る、年頃廿九斗の女郎烏帽子直垂を着し枕元に立寄せ玉ふて、汝今度盛岡に行なは再び歸まし行は無用と有ける、修理夢なから扨難有御諚にて候得共、是非參らて叶はぬ事にて候故明日罷立、此末御守玉へと申ける、右女郎宣は我は此段を守る辨天なり、汝か成果哀に思ひて斯は顯れ來る、是非〳〵止り玉へと宣て何方共なく失せ玉ふと見て夢は覺けり、修理は不安と思とも去る事之あるべきとは不知翌日十八日森岡へ着けり、御城になれは利直公御對面、御次に彦六郎家直公御座候ひける利直公被仰け

るは修理事久々に而對面なり酒一ッと被仰付ける、御次衆兼而用意之毒之酒に熨斗を添へて利直公之御前へ備ければ、利直公盃を取せ酌へ合せ玉へて修理方に遣ければ、修理居たる所を立て扨殿様には久々に而懸御目一滴茂被上ぬ我等に被下條、迚もの事に一献御請被遊、我等に被下候様と自身に酌を取り土器を御前に備へければ利直公驚き玉ひて彦六郎家直公を被召、修理は從來之持病起り六ケ敷事を言なり、汝是に居て修理として酒宴し慰候得と宣ひ御座所を立玉ふより、修理引止奉らんと仕る内に足はやく奥へ入玉ふ、痛敷哉家直公父上之命に依て酌を請て献を合て修理方へ指其席に野田内匠居て修理より内匠迄指互に指しつ被指つ呑けれは、暮頃より宿所へ歸り、家直公直に御病氣毒酒に懸り醫者毒けし色々被指上共其効なく、痛敷哉正月十八日之夜御年十六才にて終に隱れさせ玉ふ、内近も其夜死す、修理は翌朝死せり、斯る憂事に逢も前生之因果とは知ねとも淺間敷次第と風聞せり。

一右之事は可秘人之不知事なり、彦六郎家直公御死去を秘して御食傷にて御死去と風説致候由。

一修理を三戸御城之鶴平より下の川に落さんと被成候事

一栗谷川にてしない折之事

一郡山にて尾崎堀切之時はね申候事

一毒打之時門之かけに而討んとする事

一野田内匠無據相伴死る事

右數度御ねらひ被成候と言、漸々毒酒にて御殺被成候得共、御手前様之御嫡様御痛敷成御事なり、余り御不了簡之被成方と密々風説有。

八戸先祖破切井當國へ下向之事

一傳聞御當家御先祖南部三郎光行は、源實朝公御代承久年中に奥州糠部御拜領に而御教書被下置、十二月廿八日奥州八戸浦に着岸し三戸に住居被成候、其時御子様余多候得は皆々御供被成甲州より糠部に御越被成候處に、六男之御子破切井六郎實長と申せし御人は、甲州身延の里知行被成候所ゆへ當地へ御下りなし。依之御子孫代々甲州身延の郷に御繁昌なり、扨身延郡之内法華之開山を身延山と云今に有

之、殊に南部之御家も繁昌し玉へて御子孫段々御相續有、又破切井之家も如此、扨又甲州御當家御惣領家に、武田太郎信義公後駿河守と申奉りしに御子孫代々甲州の國主たり信義公より貳拾五代末孫大膳大夫晴信公と申は武勇其譽天下に隱なし、近國隣國の諸將此威に恐れすと言ふ事なし、然に御先祖よりの御因の方々又は御家別の人々皆同國甲州に諸鄕を分領して御座候處、晴信思召候はいかに親類一門に而も我領をふさけし事且はついへ又は國の邪魔となれり、一先彼等を打從ひ國中を押領せんと思召候而、諸鄕を知行せし小身大身に不構、或は攻亡し或は追落し給ふに因て、破切井殿子孫も家名相續して破切井六郎と申せしか、晴信にせばめられ破切井住居不叶、聞は我等惣領家南部殿糠部住居之由、一先是へ尋參とて家臣少々召連れて甲斐國より北國へ廻り木曾路へ懸り、仙北より舟に乘玉へて夫より舟を磯きわへ着せ、所の者に尋は奥州と答へるに依而然は是こそ尋る所なり、いさ船寄んとて八戸浦へ着岸させて磯上へ上り玉ふて宣は、我家子孫繁昌さは、この鞭も共に榮よ、又我等かく淺間敷身と成ぬ、運命つきて本望難遂は此むち共に打捨れと被仰、竹のむちを磯きはへ指玉ふ、夫より所の者に被仰候て、此國に糠部といふ所に

南部殿と云ふ人有と聞、右教へ候得と宣は、所の者共申様はされは同國に左様に申御人は、是より北に當り糠部郡の内三戸と申所にて候由に候得共、聞は頃日御互に隣國、近國境を爭申に付、此所の城主工藤殿と南部殿と兩方より境へ出張被成候得は、中々通路難成候由語りけれは、其時六郎殿被申けるは其工藤の城には人數何程と宣ひ、又城は何方と尋玉ふに一々申候は、城はあれに見得申候山に而候、又人は大方境誥申候間城にはわつか也と申に付是こそ願所也、いさ城へ攻入らんとて支度有、さて又申州より家臣も次第〳〵と着岸して六郎殿は余程之勢を集て彼の工藤か館へ推入、鬨の聲上て散々に攻入しかは、工藤を始大勢境へ出し事なれはわつか小者、中間斗りにて、一戰にも不及城を明て遁行ける間六郎殿此城を乘取住居有、工藤氏此事を聞て散々ちくてんす、雜兵共境を明て逃にけり、六郎殿糠部へも通路自由なりしに依而御越候半と思召候得共、猶又工藤殿に劣らぬ苦邊地といふ者糠部にの道筋に居館を構て居たりしか、しかも往還は城の脇にて兩方より岩立狹堀之様に底深く一騎打之難所なり、依而通路難成、然に六郎殿苦邊地を攻めて見んと思召候へて人數餘多被遣けれとも、所は究境の要害の山又苦邊地の親類の者手前の

方住居なれは苦邊地へ押寄候得共、手前の館主後誥と相見得互に賴被居候へは、六郎殿勢前後を圍まれ殊に案内は不知事故漸々軍勢を引拂て城に入り玉ふ、敵より攻る事はなし、此方より度々攻けれ共左右より立被狹て落る様も不見得は暫打捨ぬ、其内に團四郎と云盜人來り、段々近付折節様々馳走しける、其上に苦邊地を何卒責亡し度候得共、要害宜敷候而早俄々敷可攻様無く、其方計策を以て可攻落賴入と被申けれは、團四郎申候は度々御馳走に罷在御恩に御安き事にて候と申は六郎殿宣は去は何として可攻と思ふそやと宣は、團四郎申候は去はに候、只今何と申及すいつそ急に思立時を見合可申候、兼而不申及とて夫より十日余り過て殊之外風はけしく有夜、殊に天闇して何とも難見得時、六郎殿へ申様は、今夜こそ究境の夜なれはいさ兵を支度候へ、我等も打立申なりと申せは、夫は安き事とて兵二百騎斗催して團四郎に相添、團四郎申候は我指圖なき内は隨分しつまり候へとて、兵共にましはり、苦邊地の城へ行是かしこと懸け廻り二尺廻り、に尺七尺程の大柱を堀の中へなけ入れ、是に打乘て向の岸へ上り、數の堀をはね越へ風表へ廻りしに、しかも風上は奥の座敷なりしを片原に居て火を打、くず葺ののきへこゝかしこと付けれは風は

はけしく内へは火不入して、野火の廻る如くに而屋根中皆猛火となり、奥座敷へ火入りけれは、如何童子雜兵を始としてこは如何とわめきさけふ、夫より團四郎は火の移りしを見て表門へ廻り、門番に門を開候へと云へは、何者そ定而盜人に而有るべしと云、いや〳〵我等は奥より御使なり、おしうと様へ參候と云、依而不構通しけれは、兼而相圖の事なれば二百騎の兵共一度に時の聲を上けれは、城中さわき立火をはふせかすよろひかふと太刀長刀に取付働立つ所を、寄手城中へ攻入〳〵さん〳〵に戰ける、さて團四郎は苦邊地かしうとの城へ行、ケ様之事に而御使に候へと云は、門番門を披て内に入、彼の城内に而は扨苦邊地殿に而は城燒、扨鬨の聲音すると只彼の城の方斗諸人見て心を拔し居る内に、團四郎又火を打懸風上よりこゝかしこと付けれは見物之者共又は苦邊地に加勢の人々もこは如何なる事かなとて氣も心も失ひ火を防んとする心もなく、女中達に至迄おめきさけぶ事夥し、團四郎はこゝかしこ廻り火の出のほるを詠居し所に、先の苦邊地殿城を攻落されわつかの女中子共達手を取て後の山道落玉ふを、團四郎是れを見て是こそ能土産なれとて追詰馳詰とんて行、彼苦邊地殿の首水もたまらす打落す、二百騎に先立本城指て

歸ける、六郎殿御喜びなゝめならず、團四郎に所領にても望の物を得させんと上意也、團四郎申けるは所領も望無之候と云、然は金銀を得させんと被仰けれとも金銀も望なし、一夜出て盗せは金銀は山の如くなりと云、然は何は望と被仰けれは、我等か望は當分食を喰時々村へ出て盗するには被取ぬ所を取り入られぬ所へ入て盗取は殊の外面白く御座候、其望之由申けれは、六郎殿聞召夫は難叶汝に盗させては國の仕置難成、殊に天下へ聞へては如何、然は他國へ參心を晴さん爲時々は盗致候へとて大形手前にかくまいし、一生あつかひ玉ふ、時々は他國へ參候て盗をしてなくさめと云、是は扨置六郎殿は諸方を打從夫より糠部へ御出三戸に御產す南部安信公に對面す、頓而八戸御居城之由、今の八戸右之破切井六郎の御子孫之由、扨又六郎殿先年甲州より着岸之時竹のむちを指して置玉ふか、流石の竹木も生有ものにや枝葉榮て生茂る、右の竹枝倒に指て出る由此むち倒に指玉ふ故也、不思義なる事也、かの竹段々榮て彌々目出度見得ける故、八戸殿も子孫榮花に榮玉ふ、右竹は今は八戸浦に有とかや。

北十左衞門事姥か懷金山の事付大坂之籠城並最期之事

一南部利直公御代北十左衞門とて武功之士有、慶長十八年の頃鹿角郡の金山の奉行として鹿角に住居す、然る處近所百姓老母山の芋を持て十左衞門宿所に來る、先以御機嫌能此地に御越目出度奉存候、珍敷物には候はねと屋敷の内の芋に而候、孫共堀候依而持參候と云は北氏見けるに芋に付きたる土砂は則砂金なれは扨は此芋は何れに有る哉と尋れは、あれなるむつしに候と云、去は迚人足百人召連れ老母か屋敷へ急きける、屋敷に至れは此に彼と鍬を立て堀けるに砂金は沙の如くなれは北氏悅て廿日余り堀て眞の砂金は俵にして四拾程も是有、土砂交りの砂金は數を知らす、右之由を盛岡へ内通すれは御悅不斜、然る所に慶長十九年の秋の頃上方にて秀賴公諸客人を集て亂逆を企て玉ふ、江府に而は家康公諸國へ軍勢觸けれは家康公の御威勢甚しけれは諸國の大名皆々家康公の御味方に屬す、去共諸國の大名此身は東國方に付けれ共、家臣の内にも名有るものを餘多大阪に遣しける、利直公も加賀利家公へ御使者を以て御相談有りけるに、利家公之御返事に東國方威勢强

候間、一旦家康公へ付玉へとの御返事なれは、利直公も實にもと思召江戸方へ御登り被成候御志なり、其時鹿角へ御飛脚に而北氏方へ右之通を被仰遣けれは、北氏聞て畏て候とて御飛脚を返し熟々と思ふに、山に見違砂金を振捨行んも口惜し、又此金大切と思ふて、此方に止も不忠なりと思ふて右之金を穴へ埋めて塚に築上に柳を植て其處にて人足共か他言すへきを惜て百人斗是を成敗す、夫より十左衛門は盛岡指て急きけり、盛岡に成りけれは利直公宣ける様、今度上方之一亂に依而汝を上方へ遣なり、隨分身を忍ひ影を隱し大阪へ登り、隨分忠を盡すへしと宣て御馬百疋・鉛・とう藥其外武具少々被遣、黄金は申に不及、仙北より木曾路へ懸り上方へ登りけり、秀賴公御感有、則利直公は家康公の御催促に依而十一月の頃御登、其時田名部松前方より蠻夷を餘多召連れ登り玉ふ、軈て北上新山を御船に被召登玉へは、諸家中の妻子跡を慕て落涙止事なし、夫より上り玉へて海道へ趣玉へは、皆力を失へ歸りけり、軈て上方にも成、山城の國伏見之内茨木と云所に陣を張て後詰有、大阪にて戰は夥敷共言は愚なり、數日を隔てし伏見迄鐵鉋・石火矢の音間近く聞けれは利直公之被召連蝦共大に驚き後去に去程に七八丁も去りけん備亂れけれは、櫻庭安兵

衛下知して本の備へ加るといへ共、動もすれは後去に去んとす、誠に夷は武者と聞けれ共鐵鉋に驚きける程なれは常の人には劣ける、是は扨置大阪方には十左衛門手勢十人弓の上手勝て同矢を負せ、羽付の節の元に南部十左衛門と墨染にて書付して方々の備へ加り、此彼より射ける矢一つも空矢有されば、東軍の軍兵此矢を見而、南部十左衛門と銘有、不思義に思ひて利直公に被仰遣けるは、利直公御返事に左様之者此方には不存若城中に之歸忠の者有哉陣中詮議仕との事にてくわしく尋けれ共一人茂相違無之、右之通御使者に被仰遣候といへ共、跡に而御分別有けるは、若右之事知るならは後難如何と思召御使者にて被仰遣けるは南十左衛門と申者は不存候、北十左衛門と申者は家中之由に御座候、在所に差置候か大方渠か登て城中に一味したる者に而候哉と被仰遣けれは、去れは何卒謀寄てよとの事なれは、利直公十左衛門を呼寄是非を不言生捕て在所に召下し玉ふ、明れは元和元年五月大阪落城すれは、皆々御暇乞申て東國に歸りける、利直公も東國に下り玉ふに北氏上意を以て上方一味なれは其理を攻れは南部滅亡したるに仍而答なき一人に答懸り他國上方に之聞得のため、北氏を獄屋に押籠、夫より北上川の追手の渡に召連て利

直公も御出被遊、千左衞門を舟に乘て被仰付には向の岸にて指一ッ切二十度に手足の指を切ければ、無慚なりける次第なり、指を切ける時少しうろたへけれは、北氏見て腰拔たる者哉、何をうるたへるそ切る者さへありけるに、汝は君の上意をうけなから左樣の振舞武士たる事にあらずと怒ける、赤面して引退く其後北氏を向の川原に搦付て利直公は大重弓尖雁股にて被遊し、北十左衞門大剛の兵にて大矢二二筋受て死けり、夫より死骸をも海道より左之方津志田の一里塚の手前に埋置石を證に立置ける、右之石へ瘧病受たる者は右之塚にて落ける由、然るに右之北氏害の咎は今之仙北町左之裏なり、折々曉の頃火烟もゆる事度々有と也誠に最惜き事也、何も最後の事なれは本之如く出立也、扨又北氏妻子共有けるに何茂搦取て小鷹の殺生場にて張付に行れ數日さらすと云、扨右之北氏の指を切し人は日過て死す、北氏亡魂故成るか今は其子孫絶失て傳語斗りなり。

傳曰十左衞門身上のあやまりは一ッには上方にて南部を家名とせし事、二ッには秀賴公より今度の戰に勝利得は南部十万石の領地十左衞門に可被下との御朱印申請候事右之證文最期に首に懸死と云々。

又曰伊達政宗大阪出陣の時大阪内通して諸手に下知し鐵鉋は藥斗次て虛鐵鉋を爲討ける由、扨利直公も大阪城一二日持候得共南部勢杯も推向へき筈なれ共、御運强くして出陣は是なしと云是御馬廻りに依てなり。

伊藤祐清覺書の條々

一南部家に而は十六歳より初陣と云て軍に罷立申候、是は武田の御家たるに依てなり、信玄家猶以如是、是他家は十五歳より也。

一御當家御大將御太刀下緒留樣他家に替ると言事あり、是御代に小笠原の謝禮之上に傳受有、此趣は南部十三代左馬權頭守行公之時、鎌倉公方持氏公より下玉ふ二振の御太刀有是を後に雉子尾の太刀と云、此時より下緒留樣替る公方家に同しと云、又武田家に依て代々如此とも云。

一御屋形御座敷前板緣有之は義光流と云御當家にて御用ひ。

上村家藏本此間に左之四ヶ條あり（〇朱書）

〇守行公御逝去に付御病坂由來（病は廟か）

○松前氏由來

○南宗坊利直公に生替并御葬禮之事（この三條と細書次に入る）

○厨川先祖付南部信長被手入岩手郡の事（後に見えたり）

一光行公より十三代の孫大膳大夫守行公と申は、後剃髪して禪高法師と奉申軍功世に並なし然るに氣仙の者共命を背き一揆を起さんとす、依而出馬して終に是を退治す、又大槌之夷とも蜂起するに依而征罰せんと思召氣仙より大槌に御越有て夷共盡退治あり、然共守行公流矢に當り玉ひて御手も深く、大槌より遠野へ趣玉ふに大槌より片岸之境なる山中にて終に事切させ玉ふに寄、夫より駕にて遠野へ御越東禪寺にて葬り、扨各御逝去の坂を夫より土民の詞に御廟坂と云ふ右之子細也此事を御系圖其外之諸文にも秘之。

一松前氏の先祖は守行公之御舍弟と聞、余り夷共蜂起する故田名部の内柿崎を知行して願而柿崎に居館を構夷退治す、夫より松前の夷共を悉く從ひやかて松前之主と成子孫代々繁昌す、幕の紋割菱なり、右之子細は南部御系圖に不記古人申傳へし事記けれは右之外不審と云。

（上村家藏本此一段大光寺津輕出奔の後に書續く）

一增而岩手郡は扶助の沙汰はおもひも不寄、仍而粟稗以下雜穀のみにて米不足しけれは年々斯波より雜穀と米とを取替て互に通用しけり、如此地なれは農家も貧なり、斯波地下百姓も岩手の市こそ米も高直なるとて近年悉米を附運りけれは岩手の富けるも斷なり、然るに何の子細にや去年秋頃より斯波領より境稠敷吟味有て、米以下の雜穀諸品迄岩手へ一切通路被留ぬ、斯くして岩手郡大に迷惑し、福士・伊勢・厨川一方井以下内談一決して先年の如く商賣通用の事斯波へ被言送けれ共此事難調迚相止ぬ、去に境目百姓米穀を隱し出し、岩手の市にて商賣する者又多し、洩聞へ諸人見せしめ迚極罪に被行或は無科者も米建す、依而岩手境斯波百姓共妻子を引連れて岩手郡へ懸入者數十人日々絶る事なし、仍而南部の百姓共互に田地を爭論、彼は斯波の百姓是は岩手の百姓とて互に領主へ訴けるに、後には領主の爭論となり、去年の頃より御所の前も遠さかり、頃日不來方へ來けれは彌々兩郡意恨を結ひ此末如何樣の變異可有かと諸民寢る間も不輙農夫は拵をすてゝ山林にさまよふ、これそ斯波めつぼうの根元とそ聞得ける。

上村氏藏本和賀事跡の後にあり（〇朱書）

秋田か領知にもあらす、一旗持之所にて殊に領主之成敗正からす百姓も歸服せさる由傳聞所に候、予暫仙北横手に住し候へは能こそ存し候、是へ御越ありて時を見合變に乘して旗を擧け給へと被言送けれは、江刺聞て誠に累世之舊好未不朽、輔佐の懇情難忘併淺野彈正殿御言の末も候得は、暫く見合可申とて指て進不申早我敷返答もなかりければ、戸澤も追而催促に不及して江刺は長く陪臣とそなられけり

一南部利直公武勇誠に畏敷御大將なり、扨利直公御寢委を密に奉見は、御形蛇躰に見えさせ給ふと也、有時利直公之御夢に南宗坊見へさせ玉ふは、我は蛇躰にて候か過る頃蛇躰の苦痛を逃れ貴公に生れ替候と見ると思召御夢は覺にけり、其由を翌日御次衆に御物語候由何れも實にもと思ふ人多く有之、然るに寛永九年之春御參覲にて江府へ御登り同年八月十八日江戸にて御逝去、急御飛脚下り同廿六日夜福岡へ到着、頓て東禪寺大英和尚へ被仰遣御牌名調けり、南宗院殿と奉申、其後江戸金地院より御調被成候、御牌名も南宗院と書けり扨て不斷御唱被成候南宗の坊御生替

誠に明白也、金地院も東禪寺も右之子細は夢にも知らぬとも兩方百里を隔てし處にて一ツに書しは不思義なれ、軈而九月初に御尊骸下り三戸にて御葬禮あり。

傳曰利直公御葬禮之時俄に曇り大雨、稻妻、雷電甚しけれは御供之人々も何れも色を失ひけるとそ

南部左衛門尉信時家督之事

一南部彦次郎通繼二人之子共被持給ふ、嫡子は彦四郎と號す、性短慮にして逸物強勇之人なり、領内の成敗行ふべき器量なきにあらず、妾腹なれば次男彦三郎に家をも可譲やと思れて兩子既に生長迄世嗣の定もなかりしに、通繼齡既傾病次第に長じけれは、一門郎從を集め給ふて此事を被議す、御嫡彦四郎こそ武勇勝て逞く縱妾腹にて在も父方こそ第一なり、其上御嫡の事なれは詮議を凝らすに不及と言を先に云ふも有、或は御次男彦三郎殿こそ仁愛深く文武二道を兼給ふ、御母こそ北殿の御娘其上屋形も思召在れはこそ數ならぬ我々に議定せよと宣ぬ、然るを御嫡なれは、とて議するに不及旁可然事ならは爭て示し給ふ可きや、群議色々更に決せす、其時

四天王安藝禪門申様、主は二ッ定て御一人こそ御世嗣に立給ん其事今日を期すべき事に非す、年老し某兩端を決せんとて往昔元祖光行公の御嫡彦太郎行朝と云し人妾腹にして家繼給はず、次男彦次郎實光父の讓被受しにそ斯る御先祖の佳例舊例候得は、各之言葉論小兒の戯に似たりと嘲笑て扣けれは、屋形聞給ひ此例可然と宣は滿座目出度と一同に賞し奉る、仍而次男彦三郎殿を信時と名乘らせ相領職に被立給ふ、然るに彦四郎大に此事を憤り累代相續し給をも散々打破り、代々御教書・感狀或系錄等盗取散々引裂き圍爐裏に入て燒捨ぬ、夫のみならす信時に對しあやしき事とも多かりけれは、屋形も如何斗はんと思慮を腦されけれは、斯ては此末共見得さりけれは馬淵川の切岸に獄屋を强固に拵て籠置れぬ、然るに年去り通繼老病既に長し醫術力竭て年月終に世を去り玉ふ、牌名一峯天公、法泉院にて葬禮之營あり、信時立出は家從之諸士各々御供に候す、然に叛逆之者ありて信時留主を窺ひ馬淵川の獄屋を破り、彦四郎殿を守出し城の虚へ攻入ぬ、誠に古より兄弟國家を爭事倭漢其數多しと雖も、未亡父骸も葬さるに兄弟喪の服を着なから鬪爭す、留守居には北氏の一族籠りしか死を顧みす防き鬪ふ、寄手は案に相違し七戸の城に引籠

此由急き告けれは信時葬禮儀式漸々執行急き歸城せられぬ、此事猶豫し而は叶かたし、如何せんと議する處に、近習兵告て曰く七戸城より兵糧を催促し軍を馳集め寄來由傳承すと申けれは、信時安からぬ事に思召玉て軍勢を催促し既に進發せんと欲る處に、安藝禪門申様大將御出勢少時某に御任せ候得と强而命を受、軍兵を引卒し己か領地奥瀨之楯に引籠る、かゝりしかは七戸之逆黨前後に敵を請ぬれは討手出ては叶難し、稠く城を守らんと大軍籠る程こそあれ、兵糧既に竭しかは近郷に群て農家に亂入し、穀は不及申農具迄掠取委盗妨す、斯しかは百姓等家を捨て三戸に群參り此由を愁訴す、屋形宣けるは尤不便の至り騷動靜謐に及は重る恩戴あらん、一先歸り農具を求て耕作を勤よ、若盗妨の者有らば手柄次第討殺せ、手柄次第重而恩賞あらんとて兵糧武具金錢を夫々賜はりしかは、何も喜ひ我か家に歸り用心して居りぬ、其後盗妨彌不止、五人六人家々に押込女童子の衣類等迄剝取りしかば家主一人に服を立て若者共に下知なし、或は敲打殺けれは日頃飢には及ぬ足本弱く忽死を求或は關川に打倒され、半死半生のものも幾百と云事なし、斯しかは一千餘之城兵とも僅五十人には過きさりけり、其頃七戸(ヽ)社にて奇怪の事あり、折しも闇

夜にして雨風烈敷して物音不定に林の中悉く鳴動し梢にも震既に二三聲に及び聞者振ひ恐ぬはなかりし、里人希有の思ひをなし夜明て名主神官に命合て湯の花を捧け神託を聞に、水清と雖も上直と云共一と逆浪一旦の怨害を散んか爲に諸民勞を不辨、既に鬪論に及はんとす、信時替々思ひをなすといふとも神は正直の頭に宿といへり、終に會稽の思ひをなさんと神は上せたまへぬ、群集の者とも是を聞てあら有難や不思議やといふこそあれ、七戸籠城の兵とも夜に紛れ落行彦四郎も詮方なく城を捨て津輕之方へ落行給ふか、安藝勢に取圍れ終に囚人となり三戸に來ぬ、則安藝禪門に被召預稠敷獄屋を圍て籠置ぬ、彦四郎大に怒り胎内はかりもの父こそ誠せよ然るを相領か用に立ぬものならは當家累孫嫡男に於ては家を繼せす忽命を取らん、あゝ無念や口惜やと齒をくひしばり眼を怒らし火焔の如くなる大息を突て、此上は弟の飯を喰ふべきにあらすと食を斷終に飢死し世を去ぬ、是故にや有けん當家嫡子代々早世して家を繼し例を聞かす今に及ひて如此。

疱瘡神出現付信義早世之事

一南部左衛門尉信時御子餘多持給へしか、嫡子修理大夫永男信義と申けり、信義生姓いみしく書筆之道かしこく既に沙汰すべき年なれは、信時領内之政を信義に爲行、其身は田子の館に隱居被成、然に信義南面の座元序にて書を讀て在す所に、怪しき男忽然顯れ出、我は疱瘡神也、汝を取殺し父信時に思はせんといふ儘に信義に飛てかゝり散々に打擲す、信義組敷れなから我を取殺すとは如何成者そや、汝生て返すへきかと差したる匕首にて突んと仕たまへしか、心こそ進とも五躰中儘ならず、とやせんかくやと仕たまへしか漸心地付き扨は現にて有し夢にて有よと被思、我か身を見たまへは流し汗沐したる如し、信義怪く思ひ從者家名重而可記を招き被問けるは、我今怪き夢見たり、年の頃三十斗にてあらん人相爾々男か鶴丸衣服を着し何方ともなく來り、某に向ひ爾々の振舞有り、心地其切なる事いふに絶たり、夢覺めて何となく胸打噪き心地腦ましく覺候、何者か我を怨み障をなすことと問たまへは、從者曰夢は筋なき怪き事をも見るものなり、去れは夢朦相と申なり、少しも御心に懸たまふまじ、内に鬱氣籠り候得は必らす不可然夢も見候者にて候、折々申ことく數年の御學文少は御取捨候得は御氣分補はせ給はゞ可然候と諫めけり去れとも信

義異例以ての外長し、大熱火の如く晝夜現に異形の者目に遮り、左右問答口に隙なくしたまへしか、近習外様迄聞者恐ぬものなし、仍而貴僧高僧か心力を盡して祈るといへとも、更に無印、既に信時一人に悲み給へ、三日と申には全躰に粟の如き針をおろし候程の透間も無し、諸人是は疱瘡なりといひければ、信義申所今是を按するに、故彦四郎殿の惡靈疱瘡神となり、年若之信義に取付たまふと覺たり、今某のゆつりと相傳はりし事、父通繼の所爲なり、何そ我道を以てせんや、然を未生以前の跡にて知らぬ信義を腦まし某に思懸させんとは余りうらめしき事こそと色々細に語りけれは、信義枕を擧けて父の方をはたと白眼て被申候は、汝能くこそ推量せり、我過し昔の彦四郎にてこそ侍れ、我惣領に生れ來て當家相傳すべき身にて、爾々の身の果口惜けれ、然れば惣領いらぬもの代々次男末子に家督させよ、信義に限らす末代に惣領とも某か申請手に懸て取殺んあゝら苦敷や娑婆に而之無念いつの世にかわすれん、このゆへに惡念忽疱瘡神と成て信義を取殺す、あら無念やと息吹き給へば其息火煙の如くあたりもこかるゝ斗りなり、信時腹立せられ床に立て置きたまへし弓矢を取りて眼を塞き、觀念して四方を散々に射走りし、其後腰の力を拔て四方を切拂玉ふ、疱瘡神の太刀といふは是なり、信義是より身躰も働き靜りたわことも止給へは、信時大に喜ひ玉ふ所、日を重たる程こそあれ彌增にして終に世を去り給ふ、信時を始め一門他門不悲はなかりけり、仍次男政康殿を信義乃家督とし元服させ、右馬頭政康と名乘らせ當家二十二代、去れとも未た年若にて領内成敗無覺束、被思召、信時又田子之館より三戸へ被移けり、是よりして當家代々嫡子家督之例を不聞、疱瘡當家ふさわすと今の世迄も傳たり、おそろしき事ともなり。

氣仙郡一揆の事

一其頃東奥氣仙郡之領主をは千葉伯耆守と號す、葛西殿之類葉也、生性短慮にして晝夜酒姪之兩興に長し行儀正しからす諸民大に疎けり、爰に　伯州之御内に嶽波太郎、唐鍬崎四郎とて兄弟の者あり、身の丈人に勝れ雄力彼に双ぶ者なし、依而我儘を振舞終に氣仙一郡を靡て己か居城に引籠り、氣仙の下知を背しかは、伯州不安思ひ軍勢を催促すれとも互に狐疑之思をなし中々早俄々敷なかりけれは、兎角門葉の棟梁也且つ旗頭之事なれは、葛西へ加勢賴んて此由登米に告けれは、葛西滿信大に

驚先大川原、薄衣、磐井元吉、江刺柏山等の人々急き加勢あるへき由を被、觸けれは、各引卒して氣仙表へ打て入、兎角諸勢猶豫する内一揆は彌々蜂起して終に伯州攻亡して無、難氣仙一郡御手に入り、今は葛西勢を引請有無之勝負を究んと軍勢を駈催し其用意を仕り別伯州邸へ逃て登米へ行、此由語り行々は御領内とも妨可、申御加勢賴入と被、申けれは、葛西滿信兎角時日不、移攻る迚、七百余騎を二手として氣仙表へ進發す、たけなみも是れを聞兎角味方無勢なるとて、近隣之領主を語へ音物を送り加勢を賴ける其頃和賀郡遠野領主阿曾沼太郎秀氏と云者有り、大職冠末葉にて然かも才智いみしき雄なれは、西は達曾部境東北は青木坂等は和閉の境とし、南は境赤羽根を限り代々之遺領横田の館に住す、然るに嶽浪彼か勇敢慕ひ種々の珍物を送り頻に加勢を賴けり、阿曾沼太郎大に怒り弓取者何そ欲めてんや、主に弓引大逆無道の悪人に荷擔する武名のけかれとならん、我は同心に非とて則是を被、返ければ、たけなみ大に怒り前後に敵を支へなば戰定て難儀ならん、登米勢の不、寄先に先つ阿曾沼を打亡し、其勢に乘て登米勢を追崩さんと相議し、弟唐鍬四郎貳百騎を相添赤羽根より討而入、横田の館を攻けれとも城中の兵共死を忘れて防ければ、

中々可、落樣もなく數日を送りける、其頃閉伊郡大槌領主大槌孫三郎と申せしか、唐鍬加勢を賴けれは、境目爭論の事有て阿曾沼太郎と一家の好を忘れ、互に遺恨を含折柄なれは幸と同心し軍兵を引卒して同横田の城を攻けれは奥東悉く騷動す此由奥北に聞へけれは當國之國主南部禪高入道守行は、羽州の一揆を鎭めん爲め秋田表に進發し、長男遠江守義政領内を守り被、居しか、此事を傳聞大に驚、一先岩手郡目代福士某に五拾余騎を相添て横田之圍を被、救斯而守行入道は羽州表に居給ひしか、奥東之夷とも悉く蜂起之由急き告を聞玉ひ、何となく歸陣せられ夫より横田表へ出陣せらる、然る所に其頃小沼の水變、斗賀村神靈其外所々にて奇怪の事あり、舊例を考へるに大樹の爲不吉之相なり、仍而此度の出馬を被相止可、然と群議す去とも此事猶豫しかたく都合五拾余騎にて頃は應永十九未の年とかや横田表へ出陣せらる、然に平良ケ崎と莫ケ澤(マヽ)の間にて守行の馬つまついて落馬せらる、長途に疲れし老馬なれは斷なりとて乘替に乘られけるか、少時歩て又舊の如く落馬せられける、又金田一と白鳥との間にて急風忽然と吹起て守行の旗せみ口より吹折たり、是只事にあらすと諸人あやしまぬはなし、仍而日を轉して出陣とて岩手郡不來

方之慶善館に暫逗留せられ、近郷の軍勢馳集て其勢七百餘騎にて打立給ふ、既に達曾部之驛を過き給ふ所に、數千之村烏忽然と飛來り守行の陣の上を前後左右に飛廻る、守行見玉ひて是れ味方之吉事なりとて大に被喜けるか、此烏いつくともなく行失ぬ、日も既に暮ぬれは今宵は此處に陣を取迚宮守館に旅陣せらるゝ處に、其夜大槌の兵とも達曾部宮守兵とも心を合せ、守行之陣の後之山より襲來り火を懸て散々に責たりき、糠部兵は長途に勞れぬ、不思寄手なれは悉く敗走す、守行漸々敗軍を集め急を惣軍に觸れ玉ひて糠部へ被歸、件一揆大に誇て横田の館へ押寄、勝に乗て攻戰ふ、然に城中兵とも守行の加勢は相違しぬ、既に被思召けん糠部へ御歸陣せす急に大廻りより取て返し横田の園を押取卷、散々に攻め玉へは城中の兵とも阿曾沼福士力を合せて城戸を披て切て出、氣仙勢前後の敵に度を失ひ或は討れ或は手負散々に敗北す、大槌孫三郎は却て遁て己か居城に楯籠り、守行は暫く横田の館に在陣せられ當所に成敗を被行、夫より大槌を可攻とて暫く人馬を休め玉ふ。

一斯て守行は横田のかこみも思の外安々と追散し、此上は先氣仙へ押寄て葛西滿信に力を合秋田か勢報復せんか、又大槌を攻亡し次に氣仙へ向んかと色々評議せら

れけれは諸兵諫曰縱令氣仙之御加勢を報復被向とも後に敵をからいなは是聊之大事なり先大槌を亡し給へて可然と申けれは、然は兎も角もとて其用意せられける處に、又釜石浦之夷とも大槌へ一軍して馳加ると聞へけれは、守行漸々不安思給ひて、惣軍を二ッに分け一軍守行自ら從へ先釜石に被發向、又一手大將は津輕隼人殿に櫻庭右近將監を相添て五日以後に直に大槌へ押寄せける、守行直に釜石へ攻入一揆悉く打平けり、鳥越長根を馳過て勝に乗して大槌へ押寄、小槌川を前當て(マヽ)と云ふ所に陣取り、追手搦手一同に攻たりけり、城中兵も小槌川を關所とし矢先揃て防きけれは所は屈竟之要害後は峨々たる山に續き前は滿々たる荒磯にて千尋立ぬ所なれは、守行公も攻あくんて和談にこそしたりけり。

白澤攻合付高水寺回祿同緣起之事

一爰に斯波の家中に細屋何某と云もの有、同郡白澤之内を知行し勢なく家も貧しければいみしき住居して有りしか、外樣の身なから折々御所の前へ出て不義を謀しか、斯波殿却而不興せられ、細屋言甲斐なき思ひ己か在處の白澤に引籠居りしか、倩

當時之躰を考見に方寶・金錢・財寶にたぶらされ或は高知にして又は勢に恐て歸伏す、然も當家南部と確執の中なれは、南部方は日を追ふて盛、斯波方は日增に衰ふ此頃は既に家老簗田・岩清水を始、高田か舊領并煙山之者迄皆悉く南部に屬ぬれは、某の領地も敵の爲沒收せられん事眼前也、何程行末悲くとも數代斯波の粟を喰なから南部へ降參は無念なり、斯城下まて敵に足を越するとも君御思慮之愚なる依而諸民二心あるゆへなり、誠に當家の滅亡何日か期せん、縱令自餘は知らす某に於ては命を君の爲に捨、名は白澤の土に留ん事勇士之覺悟なりとて、俄に白澤森を築て要害せし柵を振り、溝を穿武具・兵糧を用意し鄕民を促す、高水寺の法印聞玉へて今細屋死身にして南部と境を爭ひ支ん事覺束なし、彼は童形之時は當山に文書習一度師弟之約を結ひ、今彼は無由命を亡さんも不便なり、予往て說んとて急き白澤へ立越爾々と被語けれは、細屋は涙を流し御芳志忝く候得共、某爾々存念に候得ば何と被仰候とも此思立は猶豫なりかたしと云けれは、法印被申候は御邊童形の頃學文之爲とて貴父之爲に被預ぬ、其上取子にと被云ける祈念祈禱迄無怠御邊の事を は乍影も祈しに、今無益之命を捨ん事誠に歎しく侍れは遙々愚僧か參候か、平に此

事は承引被致候而屋敷に引取玉へと被口說けれは細屋の言樣只今御言師匠之仰とも不存甲斐なく覺候、縱令某こそ不義の行跡候も爾々の手にこそ侍んと御敎訓可有に左はなく、却而みれんの名を殘すや誠に本意無之事と涙をはら〳〵と流けれは法印赤面して物をも不云默然として居玉しか、少時して被申けるは、白澤森に要害を構ひ武具・兵糧を運送し見前へ被聞如何御邊之申處愚僧不知に非す、師弟の哀傷に引れて不斯なから斯申侍ぬ能くこそ云はれ候ものと愚僧今は恥敷後悔にこそ存すれ、御所の御身も回り玉ふも御仕送り邪故、家中・百姓・町人迄心惜致故そかし、適御邊之樣に道を思ふ人は却而疎み玉ふは何條可然有、當家御運の傾き玉ふ兆なり、御邊の旨趣一旦は陳つれ是非思留りましくは愚僧も助力仕らん、元來干戈を握る身ならねとも君の爲御邊の爲双場の街に骨を晒んとて、一宗一山の惡僧俗を招集武具・兵糧を運送し白澤森に楯籠る、斯而面々評諚しけれは直に軍勢を見前の日戸か館追落、勝に乘て不來方へ攻め入雌雄を決んと云も有、又は味方は小勢の事なれは館を堅固に守り寄來る敵を支んこそ可然候、遙に不來方迄押寄るは岩清水・煙山等の者共必後を取切べし、無故犬死せんは必定なり、此儀如何と取々の評諚に

て更に一決せず、細や熟々聞て予か此事を企しは畢竟不來方と雌雄を爭ひ生死の二ツを究んとの所存なり、浮々と籠城し寄ぬ敵を待へきや、我に同意の人有らば隨ひ候得と既に軍兵を出しける、斯る所に大庄嚴寺・新山寺・源正寺等此由を聞て高水寺に力を合せ軍兵を催し細屋か館に趣しか、否々我々一手にて搦手より推寄せ高名せんと議定して北上川を打越東の山手に附て推寄る（一說に高水寺以下の諸僧一揆の事は斯波御所の御味方に於願候不詳）此事色々と風聞すれは南部方志波郡見前之奉行日戸内膳いそき不來方へ内通す、福士伊勢・中野修理・日戸内膳以下人々以上百騎余りの兵を催し、直に白澤森を取圍み攻入ける、細屋方は我の取手なれは館の廻り空壕を堀り、其嶺に柵を据り、或莚圍ひ矢挾間を切て攻來、敵を散散に射伏爰を專途と防けれとも、多勢無勢之習にて細屋も終に討死すれは相從郎徒も悉く討れける、高水寺殘黨を相具し漸々遁れて本坊に逃れ歸る、不來方勢勝に乘じて跡を慕ひ高水寺を取かこみ散々に攻めたりけり寺中の惡僧共死を忘れ爰を專途と防き戰ふ、敵味方手負討死多かりけり、誠に可悲、忽鬪爭の街となり身には黑衣の衣を着て甲冑を帶、手には嚴密の秘經を投て忽兵杖を握る斯る時變か淺間敷かりし次第也、寄手も攻に力を失ひ只遠卷

して火矢を射懸けれは、折ふし風烈敷吹て猛火忽きをひ懸て坊々に飛移るにそ時の間に寺中忽火煙となる無念なる次第也、寺中の者とも防きに力を失ひ一方を切り破り四角八方に落行けれは、寄手是に氣を得て追討する程に逃るゝ者は鮮なし、岩手方の人々は今日も早や日も暮ぬ、人馬も疲れぬれは長追惡かりなんと日戸を白澤に殘置き各々見前館に引返す、抑紫波郡片山之高水寺の謂を委敷尋るに、人皇四十代帝稱德天皇の勅願の旨有て、日本六十余州に一丈六尺觀音の像を建立せらる、然れとも當山の觀音は日本國中第一番なり、奉行公家二人（名不詳重而記へし）其外大工小工帝都より馳下り、奥州は紫波の郡高清水寺の山を築て社とし高水寺と號す、四十余坊の寺々金銀をちりはめ作り磨ける其結構言語に不及、此年既神護景雲二年戊申に當る、其後坂上將軍利仁東夷を被征罰、奥州平定の後五十一代平城天皇の御宇大同二年一宇の塔并に鐘・太鼓・鰐口以下佛具を寄進す、人皇六十代阿倍頼良人皇七十代安倍貞任・宗任兄弟爲御退治、頼義・義家父子御下向の砌堂塔護摩殿とて金堂を建立せらる、再興十六坊之寺々稱德帝の後修覆の沙汰も無歳暦三百餘年既に空く竭けれは、堂社樓塔共朽果四十餘坊の寺々の名のみ殘りけれは、義家歸洛之砌御館

權太郎清衡に被下及此儀けり、是のみならす清衡基衡秀衡以上三代私の造營不暇、然るに文治五年時變いつしか出て當國悉く騷動す、其起を尋に御館秀衡子共西木戸太郎國衡伊達次郎泰衡以下義經を此國に奉扶持ける由鎌倉に聞へけれは、右大臣御下向義經を令討次に泰衡兄弟を被攻給ふ、國衡和田義盛の矢に當亡ぬ、泰衡家衡平泉忍て松前へ落たりけり、右大將此由を聞召何國迄もとて奥州へ軍勢を進め、既に紫波郡陣ヶ岡に御陣を構給ふ、近邊はさしも廣き野原なれとも數千騎軍勢簇りけれは尺寸之地はなかりけり、此時諸家の雜卒とも此寺に亂入金銀財寶を取り、或はどら・せうこ・はた・けまんの物迄坊押入さかし取、夫のみならす剩義家の建立せられける金堂の壁板たる木尻の金具迄放取ぬ、住僧大に立腹し十六坊の出家相具して陳ヶ岡へ參畠山重忠に付て濫妨由を言上す、賴朝大に驚せ給へ嚴命を下し給へば、宇佐美平治か家人等の由仍而件の者とも搦取彼所を即座に悉く被補罪科此時犯人の爲に寺寶悉く散亂し寺も既に兵火の爲に失はんかと寺中竊々と沙汰しけれは、賴朝卿神慮を恐れ玉は忽依被糺明重而件の義有は御政道をそ被成ける、斯而源正寺大庄嚴寺新山寺以下一山一宗の惡僧共各心を合せ、高水寺に力を合せん爲め日詰渡りを打越東の山手より押寄不來方の虛を討んとす、則同郡手代森の城を取敷根城と定諸勢を直に門の關所を押破り、五日市川原等へ打入悉く放火して其勢に中野館に押寄留主居とも命を輕し爰をせんと〻防きける爰に福士か家老上田長兵衛と云者留主居して慶善館に居たりしか、中野か燒亡不思儀なりとて有合者とも二十人余馬物具とひしめき、鎗長刀弓鐵鉋を手に持中野館に馳出る、其外此騷動聞傳へ地下百姓に至迄我も〳〵と懸付けれは寄手案に相違し日も既に暮ぬ、城中は大勢なれは兎角軍は明日にこそとて新山寺計に而城より巽の方五町斗も隔つらん小高き處普請して築川を後に當て敵城を乾に見て向陳をそ取たりけり、今新山館とは是れなり、其外兵共は後陳に續き經ヶ森に陣を取り敵城を目の下に見落し控たり、斯而紫波表へ向たる中野福士以下の人々不來方燒亡を見て無覺束思ひけれは、其の日暮に不來方へ馳歸る城中は次第勢續き、明なは一軍して追散さんと勇けれ、夜も既に明けぬれは敵方の兵共とも備も立たず平押に大勢壹ッに成て押寄る、城中の者とも待儲たる事なれは態と靜りかへつて敵追々と詰懸させ、大勢どつと喚て一同に突懸れは寄手なにかはこらふへき一戰に不及悉く敗ず。

利直公御出陣初付九戸政實不快之事

一斯而當家代々の佳例は新羅三郎義光より以來、十六歳より初陳たる事武田家一流の吉例なり、仍天正十九年巳若殿彦九郎利直公既に十六歳になり給ひて、初陣の事初とて有例に任せて正月三日其年の惠方とて城南に出馬し給ふ、其勢二千人と聞へし、御供之若士馬・物具に至る迄美々敷出立勇進て見へける、信直公にも櫻庭屋敷迄御出有り、路次の行粧を御覽被成、城内貴賤老若街に滿而見物す、御出陣始と申代々十六歳にて正月三日に其年の惠方に出馬し給ふと申せしは、御供の諸士に至るまて皆纒馬印・旗・指物・甲冑・弓・鐵砲取揃御家警備に備を立て、毛物狩或は追鳥なとせられて、或は野戰攻城なとの樣になし、或は聲を上けて弓鎭の勝負をなして引取玉ふ、或は野戰或味方持の小城共に取懸曳々聲を上て弓鐵鉋を放懸城を攻る体をして歸陣せらる事、當家何頃より始りけん代々佳例なりけれは、利直公も既に釜澤邊に迄出玉はんと兼而議定せられ、所々にて鹿・狼以下の獸を多く取られしか、天性大强勇の人なれば其日如何思はれけるや金田一迄押詰軍勢取つひ皆兵粮を認して

其夜は金田一に一宿有、城代大光寺左衞門則本城を明て其身は下屋敷に住居若殿を厚慰し奉る。

内山助右衞門奥北の館破却之事

一淺野彈正長政は九戸七人生捕を被召連登り玉ひぬ、蒲生氏郷は糠部に殘り九戸の城を普請せらる、依而長政も家臣内山助右衞門と云者、人夫百余人に足輕相添糠部に殘し置氏郷に合力せらる、其後氏郷内山に被申けるは最早普請成就の期も近し、貴邊は彈正殿如被申置諸方へ駈け廻り郷村之館共を破却せられ候得、若し違背者有は其旨趣聞屆我茂罷越候はん、尤歸路の砌は可令同旅候と宣は、貴命に違背せす先九戸近邊二戸・鹿角の兩郡へ打入破却七館、所謂二戸郡には(マヽ)等也、鹿角には大里・湯瀨・小豆澤・黑土・長岩・谷内等、但し花輪・毛馬内・大湯・長牛右三ヶ所秋田境の要地なれは關城の爲殘置、一戸・八戸・北郡等は信直居城三戸近邊にて信直私の破却も可然候とて此地の事をは被止ぬ、去共櫛引七戸・九戸一味隨一なれは長政も氣遣被思召、居城館共成とて氏郷の下知にて破却せらる、去共七戸の城は津輕の押殘置ける、其

外の館共は信直の下知にて來春より夫々被破却可然と氏郷も數々宣けり、既に九戸普請成就しければ氏郷も上洛の用意有、内山氏郷に伺ひけるは岩手・紫波・閉伊等の館も今に廢破不仕候間我々跡々に殘りて破却次第罷登り可申哉と云けれは、其邊一人捨置も氣遣なり、未半廢却候共我等と一所に被罷登候へ、歸洛の節に放火して可通と子細なき事にこそとて岩手・閉伊・志波・和賀・稗貫等の館共信直の手にて來春破却せられよと信直へ被申置、岩手・紫波・和・稗二郡は歸陣の砌道筋館斗被破却けり、岩手には不來方の中野・福士の兩館、紫波郡には高水寺城、稗貫にては鳥谷ヶ崎斗りは被殘けり、其外居館は悉く被破却是より領主平屋敷に住し或は三戸に屋敷を構て勤仕す。

光錄窟觀音詣之事

一斯て天正廿年壬辰新暦に移而、光錄歳旦之經營畢、其後一門他門大小諸士衣冠新に一例は朝禮を勤に郡司・目代等之人々は使者を以て歳初之賀儀を作、然に九戸郎從（或は九戸一味と云）工藤右馬助業綱と云者、九戸零落の頃此城を遁れ津輕之邊に趣しか、信直を恨みん爲途中より打戻り福岡邊に忍居て光錄をねらふ事影の形に隨か如し、屋形是れも知玉はす、天正廿年正月十二日夜半の頃窟の觀音に被爲詣、其頃は間盜役唐式部依命燈灯を持御先に進、御供には葛卷覺左衛門・大光寺左衛門兩人光錄既に窟を出て下堂せられけるに、白鳥川の向ふより遙に呼る聲有、光錄耳そばめ聞玉ふに、我は九戸左近政實を賴し工藤右馬助業綱と云者なり、夫なるは信直公と見奉る、只今九戸か仇を報する間御覺悟ましませと呼れは、御供の人々大に驚き、矢先に立塞り早く燈灯を消せとて周章しけれは唐式部少も不騷存る子細候とて燈灯を持直し此方廻し、時分こそ吉、君幸是に在ますと大言に呼ぬ、業綱鐵鉋を取り直し切て放つに屋形御運强かりけん式部術の能りしにや式部持たる燈灯を擧本より打落す、光錄大に周章し急き歸城せられぬ、雪は深し燈灯は消ぬ、其夜は折しも雪曇敵は何所とも知らされば、供奉人々狼籍者と近邊之者共夫明松とて數百人馳集足跡を慕彼所此所と尋しか、終に生捕て其夜は町一宿し夜明て此由を告則業綱光錄前に出て其故を問玉ふに答曰、九戸か仇を報せん爲君をねらひ奉る事既に十余度、天運既に竭て今如是、早く命を召せ玉へと請ふ、光錄再宣く舊怨を捨てゝ我に仕る意